

非公開（該当）案件

下関市教育委員会 2月定例会 資料

平成31年 2月21日（木）9：30～
教育センター 3階中研修室

【目次】

[議案]

第2号	平成30年度教育予算の補正（3月）について	P 1
第3号	平成31年度教育予算について	P 4
第4号	下関市附属機関設置条例の一部を改正する条例	P 19
第5号	下関市立青年の家の管理等に関する条例の一部を改正する条例 ..	P 21
第6号	下関市立公民館の設置等に関する条例の一部を改正する条例	P 26
第7号	下関市生涯学習プラザの設置等に関する条例の一部を改正する条例	P 49
第8号	下関市学習等供用会館の設置等に関する条例の一部を改正する条例	P 74
第9号	重要文化財旧下関英国領事館の設置等に関する条例の一部を改正す る条例	P 76
第10号	下関市立美術館の設置等に関する条例の一部を改正する条例 ..	P 82
第11号	下関市立歴史博物館の設置等に関する条例の一部を改正する条例	P 90
第12号	下関市立東行記念館の設置等に関する条例の一部を改正する条例	P 93
第13号	財産の取得について	P 96
第14号	下関市立豊北歴史民俗資料館の設置等に関する条例の一部を改正 する条例	P 121

第 1 5 号	下関市菊川ふれあい会館の設置等に関する条例の一部を改正する 条例	P 124
第 1 6 号	下関市菊川青年交流館の設置等に関する条例の一部を改正する条 例	P 140
第 1 7 号	豊田ホテルの里ミュージアムの設置等に関する条例の一部を改正 する条例	P 142
第 1 8 号	下関市生涯学習センターの設置等に関する条例の一部を改正する 条例	P 144
第 1 9 号	下関市滝部活動拠点施設の設置等に関する条例の一部を改正する 条例	P 151
第 2 0 号	下関市角島開発総合センターの設置等に関する条例の一部を改正 する条例	P 154
第 2 1 号	工事請負契約締結について	P 157

[報告事項]

- ・文化施設観覧料の高齢者減免基準の見直しについて P 167
- ・下関市立学校適正規模・適正配置事業の進捗状況について
（下関市立角島小学校・下関市立阿川小学校・下関市立栗野小学校
・下関市立滝部小学校） P 168

下関市教育委員会
議 案 第 2 号

平成30年度教育予算の補正（3月）について

上記の議案を提出する。

平成31年2月21日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

平成30年度教育予算の補正（3月）について

平成30年度教育予算の補正（3月）について、別紙のとおりとする。

提案理由

平成31年第1回市議会定例会に議案として提出するため。

第2表 繰越明許費補正

1 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	社会福祉施設整備費助成事業	2,824
		介護施設等整備促進事業	7,200
		介護人材確保・定着職場改善支援事業	3,431
	2 児童福祉費	児童福祉総合システム改修事業	4,787
4 衛生費	3 清掃費	次期最終処分場整備事業	5,310
6 農林水産業費	1 農業費	担い手育成支援事業	5,834
		農業生産基盤整備事業	18,500
		農業用河川工作物応急対策事業	1,500
		ため池等整備事業	33,700
		湛水防除事業	2,350
		農業競争力強化基盤整備事業	70,850
	3 水産業費	下関漁港整備事業	327,445
		宇賀漁港海岸保全施設整備事業	48,800
		和久漁港海岸保全施設整備事業	15,681
7 商工費	1 商工費	プレミアム付商品券事業	24,910
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路附属物改修事業	59,039
		道路維持事業	6,500
		道路新設改良事業	160,072
		橋りょう長寿命化事業	105,458
	3 河川費	浸水対策事業	36,869
	5 都市計画費	地籍調査業務	9,110
乃木浜総合公園2期整備事業		70,960	
11 災害復旧費	2 農林水産施設災害復旧費	農業用施設災害復旧事業	27,741
	3 その他公共施設公用施設災害復旧費	衛生施設災害復旧事業	4,694
		教育施設災害復旧事業	22,002

2. 繰越明許費の補正に関する調書

(単位: 千円)

事業名	当該年度 予算額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				繰越理由
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	市債	その他		
地籍調査業務	120,493	9,110	6,832			2,278	国の補正予算に伴う事業決定があったため
街路整備事業	545,200	110,000	45,000	58,500		6,500	関係者との調整に日時を要したため
乃木浜総合公園2期整備事業	260,000	70,960	35,480	31,900		3,580	関係者との調整に日時を要したため
土木施設災害復旧事業	404,497	307,167	166,122	138,800		2,245	関係者との調整に日時を要したため
農業用施設災害復旧事業	85,437	27,741	16,863	8,200	1,666	1,012	関係者との調整に日時を要したため
衛生施設災害復旧事業	15,675	4,694	2,322	2,300		72	関係者との調整に日時を要したため
教育施設災害復旧事業	24,000	22,002	14,668	7,300		34	関係者との調整に日時を要したため

下関市教育委員会
議 案 第 3 号

平成31年度教育予算について

上記の議案を提出する。

平成31年2月21日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

平成31年度教育予算について

平成31年度教育予算について、別紙のとおりとする。

提案理由

平成31年第1回市議会定例会に議案として提出するため。

歳出

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	前年度対比
1 議会費	588,913	589,540 △	627
2 総務費	11,047,526	9,597,266	1,450,260
3 民生費	46,142,380	45,801,829	340,551
4 衛生費	9,548,025	10,522,121 △	974,096
5 労働費	279,986	236,558	43,428
6 農林水産業費	4,695,779	4,822,358 △	126,579
7 商工費	5,201,501	5,387,957 △	186,456
8 土木費	11,760,767	12,626,606 △	865,839
9 消防費	3,428,401	3,383,360	45,041
10 教育費	7,786,339	7,924,124 △	137,785
11 災害復旧費	10,000	10,000	0
12 公債費	13,920,383	13,283,281	637,102
13 予備費	100,000	100,000	0
歳出合計	114,510,000	114,285,000	225,000

本年度予算額の財源内訳	財源			一般財源
	特定	市債	その他	
国県支出金				588,913
	758,719	1,656,400	1,031,589	7,600,818
	21,023,738		1,859,608	23,259,034
	212,273	441,000	1,423,944	7,470,808
	22,500	65,500	31,179	160,807
	1,271,563	1,015,100	546,643	1,862,473
	41,109	190,000	3,045,898	1,924,494
	1,387,228	1,509,200	1,092,084	7,772,255
	25,517	289,700	112,781	3,000,403
	120,018	192,700	927,668	6,545,953
		10,000		
	681		754,228	13,165,474
				100,000
	24,863,346	5,369,600	10,825,622	73,451,432

平成31年度教育費予算資料(歳出)

(単位:千円)

款	項 目	平成31年度予算額	平成30年度予算額	前年度対比	主な事業等
教育費 (大学費、幼児保育費及びスポーツ振興課所管分を除く)		6,704,625	7,001,687	△ 297,062	
	教育総務費	1,068,827	1,039,653	29,174	
	教育委員会費	21,087	21,159	△ 72	教育長及び教育委員の人事費等
	事務局費	1,047,740	1,018,494	29,246	教育政策課・学校教育課・教育研修課・学校支援課等の人事費、 適正規模・適正配置事業、私学振興、教職員技術指導研修、 生徒指導推進業務、学力向上推進事業、いじめ・不登校総合対策事業、 コミュニティ・スクール推進事業等
	小学校費	1,250,336	1,381,596	△ 131,260	
	学校管理費	990,453	1,111,088	△ 120,635	小学校に勤務する職員の人事費及び管理運営費
	教育振興費	259,883	270,508	△ 10,625	教材整備推進業務、就学援助、特別支援学級設備整備業務、 遠距離通学費補助業務、コンピュター整備事業等
	中学校費	648,999	717,850	△ 68,851	
	学校管理費	437,542	509,008	△ 71,466	中学校に勤務する職員の人事費及び管理運営費
	教育振興費	211,457	208,842	2,615	教材整備推進業務、就学援助、特別支援学級設備整備業務、 遠距離通学費補助業務、コンピュター整備事業等
	高等学校費	565,465	599,970	△ 34,505	
	高等学校総務費	493,963	490,015	3,948	下関商業高等学校に勤務する教職員の人事費等
	高等学校管理費	53,718	83,596	△ 29,878	下関商業高等学校の管理運営、施設整備
	教育振興費	17,784	26,359	△ 8,575	教材教員の整備等

(単位:千円)

款	項 目	平成31年度予算額	平成30年度予算額	前年度対比	主な事業等
	社会教育費	1,881,116	1,949,455	△ 68,339	生涯学習課・文化財保護課・図書館政策課・美術館・歴史博物館等の人件費 生涯学習推進業務 下関市生涯学習まちづくり出前講座・関門海峡・温故知新塾等
	社会教育総務費	695,656	686,773	8,883	公民館学級 社会教育団体育成 下関みらい塾 家庭教育推進業務 家庭教育学級、大人の学び塾
	青少年対策費	46,746	47,597	△ 851	青少年健全育成業務 青少年問題協議、成人の日記念、少年指導者研修、青少年団体育成等 学校・家庭・地域の連携協力推進事業 学校支援地域本部、放課後子供教室
	文化財保護費	92,994	103,113	△ 10,119	旧下関英国領事館管理運営事業 史跡前田砲台跡保存整備事業 埋蔵文化財分布調査及び発掘調査業務 文化財愛護普及業務
	公民館費	149,175	158,676	△ 9,501	公民館の管理運営
	図書館費	284,601	284,778	△ 177	中央館(1館)地域館(5館1室)の運営管理 リクエスト受付、各種行事開催等による図書館利用の普及促進 調べ学習、読み聞かせ等のための小・中学校貸出用図書の整備・充実
	博物館費	273,491	281,566	△ 8,075	歴史博物館管理運営 東行記念館の管理運営 考古博物館の管理運営 鳥山民俗資料館の管理運営 人類学ミュージアムの管理運営 豊北歴史民俗資料館の管理運営 豊田ホテルの里ミュージアムの管理運営
	美術館費	118,360	167,985	△ 49,625	美術館の管理運営 美術館開催 ふれあいセンター(豊浦・宇賀・小野)・学習会館(芝・串)の管理運営
	生涯学習施設費	220,093	218,967	1,126	豊田及び豊北生涯学習センターの管理運営 菊川ふれあい会館の管理運営 生涯学習プラザの管理運営
	保健体育費	1,289,882	1,313,163	△ 23,281	
	保健体育総務費	626,773	654,172	△ 27,399	学校保健給食課員・学校給食調理員の人件費 学校保健管理業務、学校給食管理業務等 給食施設・設備の管理運営、就学援助(給食費、医療費) 民間委託(豊浦町、豊北町の単独調理校)
	体育振興費	8,161	8,193	△ 32	学校体育振興育成業務 小学校体育連盟、中学校体育連盟
	学校給食共同調理場費	654,948	650,798	4,150	南部・中部・豊田町・豊浦町・黒井・滝部学校給食共同調理場の管理運営経費 民間委託(南部・中部・豊田・黒井・豊浦・滝部学校給食共同調理場)

平成31年度当初予算

教育委員会主要項目

下関市教育委員会

平成31年度 教育委員会予算内示総額

① (H31予算要求総額)

単位:千円

	予算要求総額	一般財源	特定財源
A	7,010,373	6,242,190	768,183



② (H31予算内示総額)

単位:千円

	予算内示総額	一般財源	特定財源
B	6,704,625	6,001,145	703,480
B-A	△ 305,748	△ 241,045	△ 64,703

③ 【H31とH30予算総額の差額】

B-D	△ 297,062	△ 273,548	△ 23,514
-----	-----------	-----------	----------

※ 参考(H30予算要求総額)

単位:千円

	予算要求総額	一般財源	特定財源
C	7,269,663	6,502,098	767,565



※ 参考(H30予算額 基金充当前)

単位:千円

	内示額	一般財源	特定財源
D	7,001,687	6,274,693	726,994
D-C	△ 267,976	△ 227,405	△ 40,571

※トイレ・扇風機1.2億、美術館・下商改修工事1.2億

平成31年度当初予算 教育委員会主要項目

(単位:千円)

学校教育		社会教育	
ソフト	義務教育	継 いじめ・不登校支援等総合推進事業	3,263
		新 スクールロイヤー活用事業(いじめ・不登校)	350
		新 外国語指導支援員の配置	7,975
		新 「特別の教科 道徳」指導書等購入	2,464
		拡 教育ネットワーク強化事業	33,321
		新 エアコン維持管理	21,135
		新 しものせき 夢冒険 シャレンジキャンプ開催業務	1,000
ハード	義務教育	新 豊北地区小学校統廃合	45,176
		新 スクールバス更新2台(豊北)	16,087
		継 学校安心安全対策事業(屋外設備修繕等) ※ふるさと下関応援基金充当(3,000)	3,000
		継 学校給食施設再編整備(整備候補地調査)	3,500
	高・その他	新 下関コンクリートブロック改修工事	20,000
		新 豊田生涯学習センター耐震補強計画	8,100
		新 恐竜卵化石関連業務 ※ふるさと下関応援基金充当(4,000)	4,558
		継 土井ヶ浜整備事業(基本計画検討)	685
		新 美術館照明設備LED化 ※ふるさと下関応援基金充当(1,200)	7,300

事業名	いじめ・不登校支援等総合推進事業			
予算区分	一般会計 教育費 教育総務費 事務局費			
総合計画の体系	第3章 第2節 一人ひとりの生きる力の育成	実施計画番号	—	
担当課名	学校教育課	開始年度	平成30年度	

◆事業の概要

教育機会確保法（義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律）は、不登校の児童生徒に学校外での多様な学びの場を提供することを目的としていることから、下関市教育支援教室「かんせい」が行う個別の支援の充実の他、平成30年度に増員配置した専門のコーディネーターによる民間団体フリースクール等との連携を強化し、不登校の児童生徒に関する情報を共有・下関市教育支援教室と協働の取組をコーディネートするなど、児童生徒の「心の居場所」と「絆づくりの場」の推進を図るもの。

【事業内容】

- (1) 訪問支援やICT等を活用した支援のための支援員の配置
- (2) タブレットを利用した学習支援と通級できない児童生徒にアプリを使った声かけや相談しやすい体制構築
- (3) 民間団体（フリースクール）との連携の推進
- (4) 民間団体（フリースクール）に通う児童生徒への経済的支援

◆事業の目標指標（活動指標）

指標説明	単位	H29	H30	H31	最終年度
民間のフリースクールとの連携回数	回		15	15	15

◆参考情報

○不登校児童生徒数

	H27	H28	H29
小学校	69	85	89
中学校	186	197	222
合計	255	282	311

○教育支援教室通級生数

	H27	H28	H29
小学校	3	8	7
中学校	44	42	51
合計	47	50	58

◆教育相談員 1人 ◆専門指導員 6人 ◆訪問支援コーディネーター 1人

◆予算情報

(単位：千円)

年度		H29決算	H30予算	H31予算	H32予定	H33予定
事業費			3,573	3,263	3,263	3,263
主要な経費	報酬・共済費		2,484	2,238	2,238	2,238
	旅費・需用費・役務費		189	125	125	125
	負担金補助及び交付金		900	900	900	900
財源	国庫・県支出金		3,573			
	市債					
	その他特定財源					
	一般財源			3,263	3,263	3,263

事業名	外国語指導支援員の配置				
予算区分	一般会計 教育費 教育総務費 事務局費				
総合計画の体系	第3章 第2節 一人ひとりの生きる力の育成	実施計画番号	—		
担当課名	教育研修課	開始年度	平成31年度		

◆事業の概要

平成32年度に小学校における新学習指導要領全面実施を迎え、外国語活動の早期化、外国語の教科化に備える。

小学校の担任がこれらの指導に当たるが、担任の英語力・指導力を十分に発揮させること及び授業のきめ細やかなサポートを実施するため、語学力のある地域人材を外国語指導支援員として採用し、小学校5・6年の学級数にに応じて、1～4校に1人を配置する。



新学習指導要領（外国語活動・外国語科）

- ・小学校3・4年 各週1時間
- ・小学校5・6年 各週2時間

◆事業の目標指標（活動指標）

指標説明	単位	H29	H30	H31	最終年度
アンケートで外国語指導支援員の配置が外国語活動のよりよい授業づくりに役立ったと回答した小学校5・6年の教員の割合	%	—	—	80	100

◆参考情報

・勤務条件

週16時間程度（4時間×4日）

・主な業務

小学校5・6年生担任とのチーム・ティーチングによる授業
担任の英語力のサポート

〈小学校における外国語活動の授業〉



◆予算情報

（単位：千円）

年度		H29決算	H30予算	H31予算	H32予定	H33予定
事業費				7,975	11,621	11,621
主要な経費	報酬			7,315	10,668	10,668
	旅費			639	932	932
	消耗品費			21	21	21
財源	国庫・県支出金					
	市債					
	その他特定財源					
	一般財源			7,975	11,621	11,621

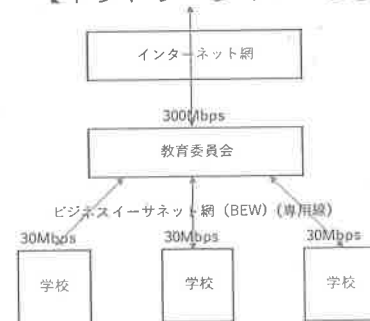
事業名	教育ネットワーク強化事業					
予算区分	一般会計 教育費 教育総務費 事務局費、一般会計 教育費 小学校費 教育振興費、一般会計 教育費 中学校費 教育振興費					
総合計画の体系	第3章 第3節 学校の教育力の向上			実施計画番号	—	
担当課名	学校支援課			開始年度	平成31年度	

◆事業の概要

各学校のネットワーク環境が著しく悪いため、インターネットを活用した授業の実施中に動画が停止するなどの弊害が発生している。

学校の授業においては、文部科学省は30Mbps以上の回線速度を推奨しており、本市は10Mbpsと大きく基準を下回っている。このため現在の契約回線速度10Mbpsを30Mbpsへ変更し、回線速度をあげることにより、改善を図るもの。

【ネットワークイメージ】



◆事業の目標指標（活動指標）

指標説明	単位	H29	H30	H31	最終年度
回線速度	Mbps	10	10	30	

◆参考情報

- 事業年度 平成31年度
- 改修概要等
 - 対象校 小学校42校 中学校22校
 - 改修内容 現在のインターネット回線速度10Mbpsを30Mbpsに改善する。
 - 改修時期 平成31年7月

◆予算情報

(単位：千円)

年度		H29決算	H30予算	H31予算	H32予定	H33予定
事業費		21,414	21,425	33,321	32,638	32,638
主要な経費	通信運搬費	21,414	21,425	33,321	32,638	32,638
財源	国庫・県支出金					
	市債					
	その他特定財源					
	一般財源	21,414	21,425	33,321	32,638	32,638

事業名	しものせき 夢冒険 チャレンジキャンプ開催業務				
予算区分	一般会計 教育費 社会教育費 青少年対策費				
総合計画の体系	第3章 第2節	一人ひとりの生きる力の育成			実施計画番号 —
担当課名	生涯学習課			開始年度	平成31年度

◆事業の概要

◇日常生活を離れ自然の中での失敗や未知の経験をすることで、子どもたちの好奇心・探求心を高め、生き抜く力を身につけることを目的とし、専門的な知識を持ったスタッフによる指導の下、野外教育活動プログラムを実施するもの。



◆事業の目標指標（活動指標）

指標説明	単位	H29	H30	H31	最終年度
チャレンジキャンプ 参加人数	人	—	—	50	50

◆参考情報



事業内容：野外教育活動プログラム 2泊3日キャンプ
 ・野外での知識や技術を学ぶ
 ・自然の中で、課題にチャレンジ
 ・体験活動を通じた人間関係づくり など
 対象：50名程度（市内在住の小学校4～6年生）
 場所：深坂自然の森など

◆予算情報

(単位：千円)

年度		H29決算	H30予算	H31予算	H32予定	H33予定
事業費				1,000	1,000	1,000
主要な経費	委託料			1,000	1,000	1,000
財源	国庫・県支出金					
	市債					
	その他特定財源					
	一般財源			1,000	1,000	1,000

事業名	豊北地区小学校統廃合						
予算区分	一般会計	教育費	教育総務費	事務局費、一般会計	教育費	小学校費	学校管理費
	一般会計	教育費	保健体育費	学校給食共同調理場費			
総合計画の体系	第3章 第3節 学校の教育力の向上				実施計画番号	—	
担当課名	教育政策課、学校教育課、学校支援課、学校保健給食課				開始年度	平成31年度	

◆事業の概要

豊北地区の角島、阿川、栗野、滝部小学校の統廃合に伴い、平成32年4月から新たな小学校（現滝部小学校）を設置するため、新たな校章、校歌の作成に関連する経費や児童増に伴う校舎の改修等を行う。また、角島、阿川、栗野小学校区のスクールバス3台を新規購入し、統廃合に伴う児童の安全な通学手段を確保する。

- 報償費（校歌の作詞・作曲者等報償金）
- 消耗品（閉校記念品・展示パネル・食器類）の購入
- 委託料（看板等作成・物品移転・道路案内標識修正・廃棄物処理）
- 校舎改修工事（被服室改修・給食配膳室の拡張・校章改修）
- 備品（スクールバス・体育館幕・校旗・公印・校歌額・食缶）の購入

◆施設の概要、計画等

○滝部小学校校舎改修工事

①被服室⇒普通教室



②給食配膳室の拡張



○スクールバス購入（3台）



（車両概要）

- ・乗車定員 29人（補助席を含む）
- ・使用燃料 軽油

滝部小学校 校舎配置図



◆予算情報

（単位：千円）

年度		H29決算	H30予算	H31予算	H32予定	H33予定
事業費				45,176		
主要な経費	スクールバス購入			24,000		
	校舎改修工事			10,000		
	その他（委託料・備品・消耗品等）			11,176		
財源	国庫・県支出金			10,650		
	市債			13,300		
	その他特定財源					
	一般財源			21,226		

事業名	学校給食施設再編整備（整備候補地調査）			
予算区分	一般会計 教育費 保健体育費 保健体育総務費			
総合計画の体系	第3章 第3節 学校の教育力の向上	実施計画番号	90	
担当課名	学校保健給食課	開始年度	平成30年度	

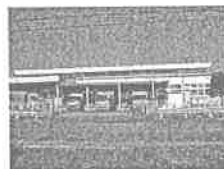
◆事業の概要

学校給食施設の再編整備（南部学校給食共同調理場）にあたり、整備候補地に関する調査を行う。

対象となる場所については地積測量が行われておらず、公図も存在しない。今後の整備のほか、用地の売却又は賃借を検討する上で当該資料が必要となることから、地積測量や不動産鑑定を行うもの。

【現 南部調理場】

- ・設置場所：彦島江の浦町3丁目4-10
- ・開設年月：昭和47年3月
- ・敷地面積：1,975㎡
- ・延床面積：989㎡
- ・受配校：9校
- ・現在食数：2,247食



◆施設の概要、計画等

●調査対象地（整備候補地）

一の宮住吉三丁目2-1
（現 新下関市場用地内）

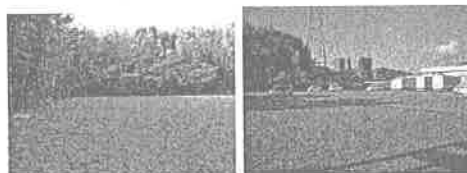
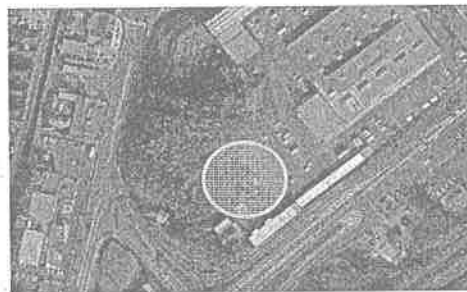
(1)地積測量委託

整備候補地について、使用する地積を調査するとともに整備範囲の境界を確定する。

- ①調査業務：資料調査 現地調査
- ②測量業務：面積測量 境界標設置
- ③付随業務：鉋打設 杭埋設

(2)不動産鑑定評価手数料

整備候補地について、売却又は賃借する場合のため、当該地について鑑定評価を依頼する。



◆予算情報

（単位：千円）

年度		H29決算	H30予算	H31予算	H32予定	H33予定
事業費			7,000	3,500		
主要な経費	地積測量委託			2,180		
	不動産鑑定評価手数料			1,320		
	調査費		7,000			
財源	国庫・県支出金					
	市債					
	その他特定財源					
	一般財源		7,000	3,500		

事業名	恐竜卵化石関連業務			
予算区分	一般会計 教育費 社会教育費 博物館費			
総合計画の体系	第1章 第1節 文化・スポーツの振興			実施計画番号 ー
担当課名	文化財保護課			開始年度 平成31年度

◆事業の概要

平成29年6月に発表された、本市産出の恐竜卵化石について、本市に寄贈を受け、適切に収蔵・管理を行うとともに、福井県立恐竜博物館等関連施設と連携し、積極的に公開展示活用するため、設備等の整備を推進するもの。



◆施設の概要、計画等

下関市産出の恐竜卵化石について寄贈を受け、展示ケース等を制作し、関連情報とともに展示する。

本市における恐竜卵化石の産出の意味と重要性を解説するとともに、世界的規模の福井県立恐竜博物館等と連携し、最先端の恐竜に関する情報を継続的に発信し、市民に夢と誇りを提供していこうとするもの。

【展示施設等の制作設置】

○設置場所

考古博物館内に関連資料を組み合わせた展示ブースを設置

○展示物

恐竜卵化石及び関連資料

恐竜卵化石レプリカ（オリジナル化石資料の貸出時に代替展示）

【寄贈・展示公開イベント】

○展示ブースの供用開始にあたって、記念イベントを開催

◆予算情報

(単位：千円)

年 度		H29決算	H30予算	H31予算	H32予定	H33予定
事業費				4,558		
主要な経費	展示制作委託			4,000		
	展示公開企画等			558		
財源	国庫・県支出金					
	市債					
	その他特定財源			4,000		
	一般財源			558		

事業名	美術館照明設備LED化				
予算区分	一般会計 教育費 社会教育費 美術館費				
総合計画の 体系	第3章 第5節	生涯を通じた学ぶ機会の提供			実施計画番号 ー
担当課名	美術館			開始年度	平成31年度

◆事業の概要

現在、蛍光灯、白熱灯、水銀灯が中心である美術館の照明設備について、省エネルギーで、なおかつ文化財の保存に適したLED照明に更新するもの。

展示室



光庭



◆施設の概要、計画等

○施設の概要

施設名称 下関市立美術館
敷地面積 15,787.04㎡
延床面積 4,837.07㎡
建設年度 昭和57年度（昭和58年2月竣工）
築年数 36年
開館 昭和58年11月
構造 鉄筋コンクリート造2階建 塔屋1階 地下1階
（一部光庭ドーム 鉄骨造）

○平成31年度事業概要

美術館光庭照明器具取替（水銀灯→LED）
第3展示室・第4展示室用LED照明器具購入

◆予算情報

(単位：千円)

年度		H29決算	H30予算	H31予算	H32予定	H33予定
事業費				7,300		
主要な経費	修繕料			5,000		
	備品購入費			2,300		
財源	国庫・県支出金					
	市債					
	その他特定財源			1,200		
	一般財源			6,100		

下関市教育委員会
議 案 第 4 号

下関市附属機関設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成31年2月21日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

下関市附属機関設置条例の一部を改正する条例

下関市附属機関設置条例（平成22年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表 教育委員会の部 下関市立小学校及び中学校通学区域審議会の項の前に次のように加える。

下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会	下関市立の小学校及び中学校の適正な規模及び配置について、必要な事項を調査審議すること。	13人以内
----------------------	---	-------

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

提案理由

下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会を設置するため。

新 旧 対 照 表

旧				新			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
附属機関の 属する執行 機関等	附属機関	担任事務	委員の定数	附属機関の 属する執行 機関等	附属機関	担任事務	委員の定数
教育委員会	下関市立小学校 及び中学校通学 区域審議会	下関市立の小学校及び中学校の通 学区域の設定及び改廃に関する事 項について、調査審議すること。	15人以内	教育委員会	下関市立学校適 正規模・適正配 置検討委員会	下関市立の小学校及び中学校の適 正な規模及び配置について、必要な 事項を調査審議すること。	13人以内
	略	略	略		下関市立小学校 及び中学校通学 区域審議会	下関市立の小学校及び中学校の通 学区域の設定及び改廃に関する事 項について、調査審議すること。	15人以内
	略	略	略		略	略	略

下関市立青年の家の管理等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成31年2月21日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

下関市立青年の家の管理等に関する条例の一部を改正する条例

下関市立青年の家の管理等に関する条例（平成17年条例第128号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「条例は」の次に「、下関市都市公園条例（平成17年条例第289号）第7条第1項の有料公園施設のうち」を加え、「関し」を「ついて」に、「ことを目的」を「もの」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（位置）

第1条の2 下関市立青年の家（以下「青年の家」という。）の位置は、下関市棕野町一丁目17番1号とする。

第2条中「下関市立青年の家（以下「青年の家」という。）」を「青年の家」に改める。

第4条第1号中「これ」を「この条例」に改める。

第5条中「別表第1」を「別表」に改める。

第7条中「これを」を削る。

第8条の見出し及び同条第1項中「等」を削り、同条第2項中「別表第2」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

区分	使用料
食堂	月額 7,330 円以上で市長が定める額

別表第 2 を削る。

別表第 1 宿泊料の部 高校生の項中「200 円」を「210 円」に改め、同部 大学生 勤労青年 の項中「200 円」を「210 円」に、「250 円」を「260 円」に改め、同部 一般の項中「300 円」を「310 円」に改め、同表を別表とする。

附 則

この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

提案理由

下関市立青年の家の位置を定め、消費税率の引上げに伴い、同施設の使用料に係る消費税及び地方消費税相当分を改定し、並びに所要の条文整備を行うため。

新 旧 対 照 表

旧	新
(目的) 第1条 この条例は、下関市立青年の家の管理運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。	(趣旨) 第1条 この条例は、<u>下関市都市公園条例（平成17年条例第289号）第7条第1項の有料公園施設のうち、下関市立青年の家の管理運営について必要な事項を定めるものとする。</u>
	(位置) 第1条の2 <u>下関市立青年の家（以下「青年の家」という。）の位置は、下関市椋野町一丁目17番1号とする。</u>
(使用の許可) 第2条 <u>下関市立青年の家（以下「青年の家」という。）を使用しようとする者は、教育委員会（以下「委員会」という。）の許可を受けなければならない。</u>	(使用の許可) 第2条 青年の家を使用しようとする者は、教育委員会（以下「委員会」という。）の許可を受けなければならない。
(使用の取消し) 第4条 委員会は、第2条の規定により青年の家の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。 (1) この条例又は<u>これに基づく規則に違反したとき。</u> (2) 略	(使用の取消し) 第4条 委員会は、第2条の規定により青年の家の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。 (1) この条例又は<u>この条例に基づく規則に違反したとき。</u> (2) 略

旧	新				
(使用料) 第5条 使用者は、<u>別表第1</u>に定める区分により、使用料を前納しなければならない。	(使用料) 第5条 使用者は、<u>別表</u>に定める区分により、使用料を前納しなければならない。				
(使用料の不還付) 第7条 既納の使用料は、<u>これを還付しない</u>。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。	(使用料の不還付) 第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。				
(食堂等の経営) 第8条 青年の家において、<u>食堂等を経営しようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。</u> 2 前項の規定により許可を受けた者の使用料は、<u>別表第2のとおりとする。</u>	(食堂の経営) 第8条 青年の家において、食堂を経営しようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。 2 前項の規定により許可を受けた者の使用料は、次の表のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>使用料</th></tr> <tr> <td>食堂</td><td>月額7,330円以上で市長が定める額</td></tr> </table>	区分	使用料	食堂	月額7,330円以上で市長が定める額
区分	使用料				
食堂	月額7,330円以上で市長が定める額				
別表第1（第5条関係）	別表（第5条関係）				

旧					新				
区分		1人につき			区分		1人につき		
		単位	金額				単位	金額	
			市内の者	市外の者				市内の者	市外の者
宿泊料	略				宿泊料	略			
	高校生	略		200円		高校生	略		210円
	大学生	略	200円	250円		大学生	略	210円	260円
	勤労青年					勤労青年			
	一般	略	300円	略		一般	略	310円	略
略					略				
備考 略					備考 略				
別表第2（第8条関係）					削除				
施設名		使用料							
食堂		月額7,200円以上で市長が定める額							

【参考資料】

消費税転嫁原則

1 転嫁方法

- (1) 内税で単価設定単位が 10 円、かつ前回税率引き上げ時に料金改定をしていないもの

税率が 5 % から 8 % へ引き上げられた際に 10 円未満切捨ての原則により、転嫁が行われず、実質的な値下げとなっていることから、現行の単価を 1.05 で除して、1 円未満を切り上げた額に 1.10 を乗じて 10 円未満を切り捨てた額とする。

- (2) 内税で(1)以外のもの

現行の単価を 1.08 で除して、単価設定単位の一桁下未満を切り上げた額に 1.10 を乗じて単価設定単位未満を切り捨てた額とする。

現行の単価設定単位が 10 円の場合は、現行の単価を 1.08 で除して、1 円未満を切り上げた額に 1.10 を乗じて 10 円未満を切り捨てた額となる。

下関市教育委員会
議 案 第 6 号

下関市立公民館の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 1 年 2 月 2 1 日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

下関市立公民館の設置等に関する条例の一部を改正する条例

下関市立公民館の設置等に関する条例（平成 1 7 年条例第 1 0 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第 2 （第 1 1 条関係）

区分		使用料					
		午前 9 時から 正午ま で	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午 後 1 0 時 まで	延長 料金 （ 1 時間 当 たり）	冷暖房設備 （1 時間 当 たり）	
						冷房	暖房
北部公民館	講堂	円 1, 460	円 1, 880	円 2, 300	円 460	円 310	円 520
	第 1 研 修 室 （講堂）	620	830	1, 030	210	210	310
	第 2 研 修 室 （講堂）	450	620	790	150	210	310

	第 3 研修室	450	620	790	150	100	150
	第 4 研修室	450	620	790	150	100	150
	第 5 研修室	450	620	790	150	100	150
	講 座 室（和室）	450	620	790	150	100	150
	視聴覚室	450	620	790	150	100	150
	図書室兼会議室	620	830	1,030	210	210	310
	レクリエーション室	620	830	1,030	210	210	310
西部公民館	講堂	1,460	1,880	2,300	460	310	520
	第 1 研修室	450	620	790	150	210	310
	第 2 研修室	450	620	790	150	100	150
	第 3 研修室	450	620	790	150	100	150
	第 1・2 講座室（和室）	620	830	1,030	210	100	150
	第 1 講座室（和室）	310	410	520	100	100	150
	第 2 講座室（和室）	310	410	520	100	100	150
	第 3 講座室	450	620	790	150	100	150
	図書室	450	620	790	150	100	150

	第1レクリエーション室	620	830	1,030	210	210	310
	第2レクリエーション室	450	620	790	150	100	150
	料理教室	930	1,250	1,560	310	100	150
玄洋公民館	講堂	1,460	1,880	2,300	460		
	第1研修室	450	620	790	150	210	310
	第2研修室	450	620	790	150	210	310
	第1講座室 (和室)	450	620	790	150	210	310
	第2講座室 (和室)	450	620	790	150	210	310
	第3講座室 (和室)	450	620	790	150	210	310
	図書室兼会議室	450	620	790	150	210	310
	レクリエーション室	450	620	790	150	210	310
	料理教室	930	1,250	1,560	310	210	310
長府東公民館	講堂	1,460	1,880	2,300	460	310	520
	第1研修室	450	620	790	150	210	310
	第2研修室	450	620	790	150	100	150
	第1・2講座室 (和室)	620	830	1,030	210	210	310

	第 1 講 座 室 (和室)	450	620	790	150	100	150
	第 2 講 座 室 (和室)	450	620	790	150	100	150
	視聴覚室	450	620	790	150	210	310
	図書室兼児童 室	450	620	790	150	210	310
	レクリエーシ ョン室	450	620	790	150	100	150
	料理教室	930	1,250	1,560	310	210	310
吉母公民館	大研修室（講 堂）	620	830	1,030	210	210	310
	研修室	450	620	790	150	100	150
	講 座 室（和 室）	450	620	790	150	100	150
	図書室兼会議 室	450	620	790	150	100	150
	料理教室	930	1,250	1,560	310		
川中公民館	講堂	1,460	1,880	2,300	460	520	670
	第 1 研修室	310	410	520	100	100	150
	第 2 研修室	620	830	1,030	210	210	310
	第 3 研修室	310	410	520	100	100	150
	第 4 研修室	450	620	790	150	100	150

	第 5 研修室	450	620	790	150	210	310
	第 1・2 講座室 (和室)	620	830	1,030	210	210	310
	第 1 講座室 (和室)	450	620	790	150	100	150
	第 2 講座室 (和室)	450	620	790	150	210	310
	視聴覚室	620	830	1,030	210	210	310
	図書室兼児童室	620	830	1,030	210	210	310
	レクリエーション室	620	830	1,030	210	210	310
	会議室	450	620	790	150	100	150
	料理教室	930	1,250	1,560	310	210	310
	工作室	930	1,250	1,560	310	210	310
川中公民館分館	講堂	1,460	1,880	2,300	460	310	520
彦島公民館	講堂	1,460	1,880	2,300	460	520	670
	第 1 研修室	450	620	790	150	210	310
	第 2 研修室	450	620	790	150	210	310
	第 3 研修室	450	620	790	150	210	310
	第 4 研修室	450	620	790	150	210	310
	研修室 2 室	620	830	1,030	210	210	310

研修室 3 室	930	1, 250	1, 560	310	210	310
研修室 4 室	1, 250	1, 670	2, 080	410	310	520
第 1 講 座 室 (和室)	310	410	520	100	100	150
第 2 講 座 室 (和室)	450	620	790	150	210	310
第 3 講 座 室 (和室)	450	620	790	150	100	150
第 4 講 座 室 (和室)	450	620	790	150	210	310
講 座 室 (和 室) 2 室	620	830	1, 030	210	210	310
講 座 室 (和 室) 3 室	930	1, 250	1, 560	310	210	310
講 座 室 (和 室) 4 室	1, 250	1, 670	2, 080	410	310	520
茶室	450	620	790	150	100	150
視聴覚室	450	620	790	150	100	150
音楽室	930	1, 250	1, 560	310	210	310
第 1 レクリエ ーション室	450	620	790	150	210	310
第 2 レクリエ ーション室	450	620	790	150	210	310
レクリエーシ ョン室 2 室	620	830	1, 030	210	210	310

	會議室	310	410	520	100	100	150
	料理教室	930	1,250	1,560	310	210	310
	工作・工芸室	930	1,250	1,560	310	210	310
長府公民館	講堂	1,460	1,880	2,300	460	310	520
	第1研修室	450	620	790	150	100	150
	第2研修室	450	620	790	150	100	150
	第3研修室	620	830	1,030	210	210	310
	講座室（和室）	450	620	790	150	100	150
	第1控室	310	410	520	100	100	150
	第2控室	310	410	520	100	100	150
	料理教室	930	1,250	1,560	310		
王司公民館	講堂	1,460	1,880	2,300	460	310	520
	研修室	450	620	790	150	210	310
	第1・2講座室（和室）	620	830	1,030	210	210	310
	第1講座室（和室）	450	620	790	150	100	150
	第2講座室（和室）	310	410	520	100	100	150
	視聴覚室	620	830	1,030	210	210	310
	図書室	450	620	790	150	210	310

	レクリエーション室	620	830	1,030	210	210	310
	料理教室	930	1,250	1,560	310		
清末公民館	講堂	1,460	1,880	2,300	460	310	520
	第1研修室	450	620	790	150	100	150
	第2研修室	450	620	790	150	100	150
	第1・2講座室（和室）	620	830	1,030	210	210	310
	第1講座室（和室）	310	410	520	100	100	150
	第2講座室（和室）	450	620	790	150	100	150
	第1控室	310	410	520	100	100	150
	第2控室	310	410	520	100	100	150
	料理教室	930	1,250	1,560	310		
小月公民館	講堂	1,460	1,880	2,300	460	310	520
	第1研修室	450	620	790	150	100	150
	第2研修室	450	620	790	150	100	150
	第1・2講座室（和室）	620	830	1,030	210	210	310
	第1講座室（和室）	450	620	790	150	210	310

	第 2 講 座 室 (和室)	450	620	790	150	210	310
	視聴覚室	450	620	790	150	100	150
	図書室兼児童 室	450	620	790	150	210	310
	レクリエーシ ョン室	450	620	790	150	210	310
	料理教室	930	1,250	1,560	310	210	310
王喜公民館	講堂	1,460	1,880	2,300	460	310	520
	第 1 研修室	450	620	790	150	100	150
	第 2 研修室	450	620	790	150	100	150
	第 1・2 講座 室 (和室)	620	830	1,030	210	210	310
	第 1 講 座 室 (和室)	450	620	790	150	100	150
	第 2 講 座 室 (和室)	450	620	790	150	100	150
	料理教室	930	1,250	1,560	310	210	310
吉田公民館	講堂	1,460	1,880	2,300	460	310	520
	第 1 研修室	450	620	790	150	100	150
	第 2 研修室	450	620	790	150	100	150
	第 1・2 講座 室 (和室)	620	830	1,030	210	100	150

	第 1 講 座 室 (和室)	310	410	520	100	100	150
	第 2 講 座 室 (和室)	450	620	790	150	100	150
	料理教室	930	1,250	1,560	310	100	150
内日公民館	講堂	1,460	1,880	2,300	460	310	520
	第 1 研修室	450	620	790	150	100	150
	第 2 研修室	450	620	790	150	100	150
	第 1・2 講座 室 (和室)	620	830	1,030	210	210	310
	第 1 講 座 室 (和室)	450	620	790	150	100	150
	第 2 講 座 室 (和室)	450	620	790	150	100	150
	第 1 控室	310	410	520	100	100	150
	第 2 控室	310	410	520	100	100	150
	料理教室	930	1,250	1,560	310		
勝山公民館	講堂	1,460	1,880	2,300	460	520	670
	第 1 研修室	620	830	1,030	210	210	310
	第 2 研修室	450	620	790	150	210	310
	第 3 研修室	450	620	790	150	210	310
	第 1・2 講座 室 (和室)	620	830	1,030	210	210	310

	第 1 講 座 室 (和室)	450	620	790	150	100	150
	第 2 講 座 室 (和室)	450	620	790	150	100	150
	音楽ホール	1,150	1,460	1,770	360	210	310
	第 1 レクリエ ーション室	620	830	1,030	210	210	310
	第 2 レクリエ ーション室	450	620	790	150	210	310
	料理教室 (ラ ンチルームを 含む。)	930	1,250	1,560	310	210	310
	ランチルーム			790	150	100	150
安岡公民館	講堂	1,460	1,880	2,300	460	310	520
	第 1 研修室	450	620	790	150	100	150
	第 2 研修室	450	620	790	150	100	150
	第 3 研修室	450	620	790	150	210	310
	講座室	620	830	1,030	210	210	310
	視聴覚室	620	830	1,030	210	210	310
	図書室兼会議 室	620	830	1,030	210	210	310
	レクリエーシ ョン室	620	830	1,030	210	210	310
	料理教室	930	1,250	1,560	310		

吉見公民館	講堂	1,460	1,880	2,300	460	310	520
	研修室	450	620	790	150	100	150
	第1・2講座室（和室）	620	830	1,030	210	100	150
	第1講座室（和室）	310	410	520	100	100	150
	第2講座室（和室）	310	410	520	100	100	150
	視聴覚室	450	620	790	150	210	310
	料理教室	930	1,250	1,560	310		
檜崎公民館	講座室	320	430	650	100	100	150
	会議室	430	540	760	140	210	310
	調理室	760	760	870	250		
殿居公民館	研修室	210	370	470	60	100	150
	和室	310	420	530	100	100	
豊田中公民館	第1研修室	520	620	730	160	210	310
	第2研修室	210	370	470	60		
	第1・2和室	410	750	950	120	100	150
	第1和室	210	370	470	60	100	150
	第2和室	210	370	470	60	100	150
	実習室	310	420	530	100		

三豊公民館	研修室	410	520	620	130	210	310
	和室	310	410	520	100	100	150
	実習室	310	410	520	100		
西市公民館	研修室	520	620	730	210	210	310
豊田下公民館	研修室	310	420	530	100	210	310
	第1・2和室	310	410	520	90	100	150
	第1和室	100	150	210	30	100	150
	第2和室	210	260	310	60	100	150
	実習室	310	420	530	100		
小串公民館	講堂	1,030	1,030	1,030	340	310	520
	会議室	310	310	310	100	100	150
	研修室	310	310	310	100	210	310
	講座室	310	310	310	100	210	310
	教養娯楽室	310	310	310	100	100	150
	視聴覚室	310	310	310	100	100	150
	調理実習室	310	310	310	100	100	150
川棚公民館	講堂	1,530	2,080	2,080	680	310	520
	第1会議室	310	310	310	100	210	310
	第2会議室	310	310	310	100	100	150
	小会議室	310	310	310	100	100	150

	研修室	310	310	310	100	210	310
	第 1 講座室	310	310	310	100	100	150
	第 2 講座室	310	310	310	100	100	150
	視聴覚室	310	310	310	100	210	310
	調理実習室	310	310	310	100	210	310
黒井公民館	第 1 研修室	310	310	310	100	310	520
	第 2 研修室	310	310	310	100	100	150
	第 3 研修室	310	310	310	100	100	150
	和室	310	310	310	100	100	150
	調理室	310	310	310	100	100	150
室津公民館	講堂	310	310	310	100	210	310
	研修室	310	310	310	100	100	150
	和室	310	310	310	100	100	150
	調理室	310	310	310	100	100	
神玉公民館 (1 時間当 たり)	講義室	210	210	420	210	210	310
	会議室	140	140	210	140	100	150
	和室	80	80	140	80	100	150
	料理実習室	320	320	530	320		
阿川公民館 (1 時間当 たり)	講義室	210	210	420	210	210	310
	会議室	140	140	210	140	100	150

	和室	80	80	140	80	100	150
	料理実習室	320	320	530	320		
栗野公民館 (1時間当たり)	講義室	210	210	420	210	210	310
	会議室	140	140	210	140	100	150
	和室	80	80	140	80	210	310
	料理実習室	320	320	530	320		

附 則

× この条例は、平成31年10月1日から施行する。

提案理由

消費税率の引上げに伴い、下関市立公民館の使用料に係る消費税及び地方消費税相当分を改定するため。

新 旧 対 照 表

旧								新							
別表第2（第11条関係）								別表第2（第11条関係）							
区分		使用料						区分		使用料					
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	延長料金（1時間当たり）	冷暖房設備（1時間当たり）				午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	延長料金（1時間当たり）	冷暖房設備（1時間当たり）	
						冷房	暖房							冷房	暖房
北部公民館	講堂	円 1,440	円 1,850	円 2,260	円 460	円 300	円 510	北部公民館	講堂	円 1,460	円 1,880	円 2,300	円 460	円 310	円 520
	第1研修室（講堂）	610	820	1,020	200	200	300		第1研修室（講堂）	620	830	1,030	210	210	310
	第2研修室（講堂）	450	610	780	150	200	300		第2研修室（講堂）	450	620	790	150	210	310
	第3研修室	450	610	780	150	100	150		第3研修室	450	620	790	150	100	150
	第4研修室	450	610	780	150	100	150		第4研修室	450	620	790	150	100	150
	第5研修室	450	610	780	150	100	150		第5研修室	450	620	790	150	100	150
	講座室（和室）	450	610	780	150	100	150		講座室（和室）	450	620	790	150	100	150
	視聴覚室	450	610	780	150	100	150		視聴覚室	450	620	790	150	100	150
	図書室兼会議室	610	820	1,020	200	200	300		図書室兼会議室	620	830	1,030	210	210	310

旧								新							
西部公民館	レクリエーション室	610	820	1,020	200	200	300	西部公民館	レクリエーション室	620	830	1,030	210	210	310
	講堂	1,440	1,850	2,260	460	300	510		講堂	1,460	1,880	2,300	460	310	520
	第1研修室	450	610	780	150	200	300		第1研修室	450	620	790	150	210	310
	第2研修室	450	610	780	150	100	150		第2研修室	450	620	790	150	100	150
	第3研修室	450	610	780	150	100	150		第3研修室	450	620	790	150	100	150
	第1・2講座室（和室）	610	820	1,020	200	100	150		第1・2講座室（和室）	620	830	1,030	210	100	150
	第1講座室（和室）	300	410	510	100	100	150		第1講座室（和室）	310	410	520	100	100	150
	第2講座室（和室）	300	410	510	100	100	150		第2講座室（和室）	310	410	520	100	100	150
	第3講座室	450	610	780	150	100	150		第3講座室	450	620	790	150	100	150
	図書室	450	610	780	150	100	150		図書室	450	620	790	150	100	150
	第1レクリエーション室	610	820	1,020	200	200	300		第1レクリエーション室	620	830	1,030	210	210	310
	第2レクリエーション室	450	610	780	150	100	150		第2レクリエーション室	450	620	790	150	100	150
	料理教室	920	1,230	1,540	300	100	150		料理教室	930	1,250	1,560	310	100	150
	玄洋公民館								玄洋公民館						
玄洋公民館	講堂	1,440	1,850	2,260	460			玄洋公民館	講堂	1,460	1,880	2,300	460		
	第1研修室	450	610	780	150	200	300		第1研修室	450	620	790	150	210	310

旧							新							
長府東 公民館	第2研修室	450	610	780	150	200	300	第2研修室	450	620	790	150	210	310
	第1講座室 (和室)	450	610	780	150	200	300	第1講座室 (和室)	450	620	790	150	210	310
	第2講座室 (和室)	450	610	780	150	200	300	第2講座室 (和室)	450	620	790	150	210	310
	第3講座室 (和室)	450	610	780	150	200	300	第3講座室 (和室)	450	620	790	150	210	310
	図書室兼会 議室	450	610	780	150	200	300	図書室兼会 議室	450	620	790	150	210	310
	レクリエー ション室	450	610	780	150	200	300	レクリエー ション室	450	620	790	150	210	310
	料理教室	920	1,230	1,540	300	200	300	料理教室	930	1,250	1,560	310	210	310
	講堂	1,440	1,850	2,260	460	300	510	講堂	1,460	1,880	2,300	460	310	520
	第1研修室	450	610	780	150	200	300	第1研修室	450	620	790	150	210	310
	第2研修室	450	610	780	150	100	150	第2研修室	450	620	790	150	100	150
	第1・2講座 室(和室)	610	820	1,020	200	200	300	第1・2講座 室(和室)	620	830	1,030	210	210	310
	第1講座室 (和室)	450	610	780	150	100	150	第1講座室 (和室)	450	620	790	150	100	150
	第2講座室 (和室)	450	610	780	150	100	150	第2講座室 (和室)	450	620	790	150	100	150
	視聴覚室	450	610	780	150	200	300	視聴覚室	450	620	790	150	210	310

旧								新							
吉母公 民館	図書室兼児 童室	450	610	780	150	200	300	吉母公 民館	図書室兼児 童室	450	620	790	150	210	310
	レクリエー ション室	450	610	780	150	100	150		レクリエー ション室	450	620	790	150	100	150
	料理教室	920	1,230	1,540	300	200	300		料理教室	930	1,250	1,560	310	210	310
	大研修室 (講堂)	610	820	1,020	200	200	300		大研修室 (講堂)	620	830	1,030	210	210	310
	研修室	450	610	780	150	100	150		研修室	450	620	790	150	100	150
	講座室(和 室)	450	610	780	150	100	150		講座室(和 室)	450	620	790	150	100	150
	図書室兼会 議室	450	610	780	150	100	150		図書室兼会 議室	450	620	790	150	100	150
川中公 民館	料理教室	920	1,230	1,540	300			川中公 民館	料理教室	930	1,250	1,560	310		
	講堂	1,440	1,850	2,260	460	510	660		講堂	1,460	1,880	2,300	460	520	670
	第1研修室	300	410	510	100	100	150		第1研修室	310	410	520	100	100	150
	第2研修室	610	820	1,020	200	200	300		第2研修室	620	830	1,030	210	210	310
	第3研修室	300	410	510	100	100	150		第3研修室	310	410	520	100	100	150
	第4研修室	450	610	780	150	100	150		第4研修室	450	620	790	150	100	150
	第5研修室	450	610	780	150	200	300		第5研修室	450	620	790	150	210	310
	第1・2講座 室(和室)	610	820	1,020	200	200	300		第1・2講座 室(和室)	620	830	1,030	210	210	310

旧								新							
	第1講座室 (和室)	450	610	780	150	100	150		第1講座室 (和室)	450	620	790	150	100	150
	第2講座室 (和室)	450	610	780	150	200	300		第2講座室 (和室)	450	620	790	150	210	310
	視聴覚室	610	820	1,020	200	200	300		視聴覚室	620	830	1,030	210	210	310
	図書室兼児 童室	610	820	1,020	200	200	300		図書室兼児 童室	620	830	1,030	210	210	310
	レクリエー ション室	610	820	1,020	200	200	300		レクリエー ション室	620	830	1,030	210	210	310
	会議室	450	610	780	150	100	150		会議室	450	620	790	150	100	150
	料理教室	920	1,230	1,540	300	200	300		料理教室	930	1,250	1,560	310	210	310
	工作室	920	1,230	1,540	300	200	300		工作室	930	1,250	1,560	310	210	310
川中公 民館分 館	講堂	1,440	1,850	2,260	460	300	510	川中公 民館分 館	講堂	1,460	1,880	2,300	460	310	520
	彦島公 民館	講堂	1,440	1,850	2,260	460	510		660	彦島公 民館	講堂	1,460	1,880	2,300	460
	第1研修室	450	610	780	150	200	300		第1研修室	450	620	790	150	210	310
	第2研修室	450	610	780	150	200	300		第2研修室	450	620	790	150	210	310
	第3研修室	450	610	780	150	200	300		第3研修室	450	620	790	150	210	310
	第4研修室	450	610	780	150	200	300		第4研修室	450	620	790	150	210	310
	研修室2室	610	820	1,020	200	200	300		研修室2室	620	830	1,030	210	210	310

旧							新						
研修室3室	920	1,230	1,540	300	200	300	研修室3室	930	1,250	1,560	310	210	310
研修室4室	1,230	1,640	2,050	410	300	510	研修室4室	1,250	1,670	2,080	410	310	520
第1講座室 (和室)	300	410	510	100	100	150	第1講座室 (和室)	310	410	520	100	100	150
第2講座室 (和室)	450	610	780	150	200	300	第2講座室 (和室)	450	620	790	150	210	310
第3講座室 (和室)	450	610	780	150	100	150	第3講座室 (和室)	450	620	790	150	100	150
第4講座室 (和室)	450	610	780	150	200	300	第4講座室 (和室)	450	620	790	150	210	310
講座室(和 室)2室	610	820	1,020	200	200	300	講座室(和 室)2室	620	830	1,030	210	210	310
講座室(和 室)3室	920	1,230	1,540	300	200	300	講座室(和 室)3室	930	1,250	1,560	310	210	310
講座室(和 室)4室	1,230	1,640	2,050	410	300	510	講座室(和 室)4室	1,250	1,670	2,080	410	310	520
茶室	450	610	780	150	100	150	茶室	450	620	790	150	100	150
視聴覚室	450	610	780	150	100	150	視聴覚室	450	620	790	150	100	150
音楽室	920	1,230	1,540	300	200	300	音楽室	930	1,250	1,560	310	210	310
第1レクリエーション室	450	610	780	150	200	300	第1レクリエーション室	450	620	790	150	210	310
第2レクリエ	450	610	780	150	200	300	第2レクリエ	450	620	790	150	210	310

旧								新							
長府公 民館	ーション室							ーション室							
	レクリエーシ ョン室2室	610	820	1,020	200	200	300	レクリエーシ ョン室2室	620	830	1,030	210	210	310	
	会議室	300	410	510	100	100	150	会議室	310	410	520	100	100	150	
	料理教室	920	1,230	1,540	300	200	300	料理教室	930	1,250	1,560	310	210	310	
	工作・工芸室	920	1,230	1,540	300	200	300	工作・工芸室	930	1,250	1,560	310	210	310	
	講堂	1,440	1,850	2,260	460	300	510	講堂	1,460	1,880	2,300	460	310	520	
	第1研修室	450	610	780	150	100	150	第1研修室	450	620	790	150	100	150	
	第2研修室	450	610	780	150	100	150	第2研修室	450	620	790	150	100	150	
	第3研修室	610	820	1,020	200	200	300	第3研修室	620	830	1,030	210	210	310	
	講座室(和 室)	450	610	780	150	100	150	講座室(和 室)	450	620	790	150	100	150	
	第1控室	300	410	510	100	100	150	第1控室	310	410	520	100	100	150	
	第2控室	300	410	510	100	100	150	第2控室	310	410	520	100	100	150	
	料理教室	920	1,230	1,540	300			料理教室	930	1,250	1,560	310			
王司公 民館	講堂	1,440	1,850	2,260	460	300	510	講堂	1,460	1,880	2,300	460	310	520	
	研修室	450	610	780	150	200	300	研修室	450	620	790	150	210	310	
	第1・2講座 室(和室)	610	820	1,020	200	200	300	第1・2講座 室(和室)	620	830	1,030	210	210	310	
	第1講座室	450	610	780	150	100	150	第1講座室	450	620	790	150	100	150	

旧								新							
清末公 民館	(和室)							(和室)							
	第2講座室 (和室)	300	410	510	100	100	150	第2講座室 (和室)	310	410	520	100	100	150	
	視聴覚室	610	820	1,020	200	200	300	視聴覚室	620	830	1,030	210	210	310	
	図書室	450	610	780	150	200	300	図書室	450	620	790	150	210	310	
	レクリエー ション室	610	820	1,020	200	200	300	レクリエー ション室	620	830	1,030	210	210	310	
	料理教室	920	1,230	1,540	300			料理教室	930	1,250	1,560	310			
	講堂	1,440	1,850	2,260	460	300	510	講堂	1,460	1,880	2,300	460	310	520	
	第1研修室	450	610	780	150	100	150	第1研修室	450	620	790	150	100	150	
	第2研修室	450	610	780	150	100	150	第2研修室	450	620	790	150	100	150	
	第1・2講座 室(和室)	610	820	1,020	200	200	300	第1・2講座 室(和室)	620	830	1,030	210	210	310	
	第1講座室 (和室)	300	410	510	100	100	150	第1講座室 (和室)	310	410	520	100	100	150	
	第2講座室 (和室)	450	610	780	150	100	150	第2講座室 (和室)	450	620	790	150	100	150	
	第1控室	300	410	510	100	100	150	第1控室	310	410	520	100	100	150	
	第2控室	300	410	510	100	100	150	第2控室	310	410	520	100	100	150	
小月公	料理教室	920	1,230	1,540	300			料理教室	930	1,250	1,560	310			
	講堂	1,440	1,850	2,260	460	300	510	講堂	1,460	1,880	2,300	460	310	520	

旧								新							
民館	第1研修室	450	610	780	150	100	150	民館	第1研修室	450	620	790	150	100	150
	第2研修室	450	610	780	150	100	150		第2研修室	450	620	790	150	100	150
	第1・2講座室(和室)	610	820	1,020	200	200	300		第1・2講座室(和室)	620	830	1,030	210	210	310
	第1講座室(和室)	450	610	780	150	200	300		第1講座室(和室)	450	620	790	150	210	310
	第2講座室(和室)	450	610	780	150	200	300		第2講座室(和室)	450	620	790	150	210	310
	視聴覚室	450	610	780	150	100	150		視聴覚室	450	620	790	150	100	150
	図書室兼児童室	450	610	780	150	200	300		図書室兼児童室	450	620	790	150	210	310
	レクリエーション室	450	610	780	150	200	300		レクリエーション室	450	620	790	150	210	310
	料理教室	920	1,230	1,540	300	200	300		料理教室	930	1,250	1,560	310	210	310
	講堂	1,440	1,850	2,260	460	300	510		講堂	1,460	1,880	2,300	460	310	520
王喜公民館	第1研修室	450	610	780	150	100	150	王喜公民館	第1研修室	450	620	790	150	100	150
	第2研修室	450	610	780	150	100	150		第2研修室	450	620	790	150	100	150
	第1・2講座室(和室)	610	820	1,020	200	200	300		第1・2講座室(和室)	620	830	1,030	210	210	310
	第1講座室(和室)	450	610	780	150	100	150		第1講座室(和室)	450	620	790	150	100	150

旧								新							
吉田公民館	第2講座室(和室)	450	610	780	150	100	150	吉田公民館	第2講座室(和室)	450	620	790	150	100	150
	料理教室	920	1,230	1,540	300	200	300		料理教室	930	1,250	1,560	310	210	310
	講堂	1,440	1,850	2,260	460	300	510		講堂	1,460	1,880	2,300	460	310	520
	第1研修室	450	610	780	150	100	150		第1研修室	450	620	790	150	100	150
	第2研修室	450	610	780	150	100	150		第2研修室	450	620	790	150	100	150
	第1・2講座室(和室)	610	820	1,020	200	100	150		第1・2講座室(和室)	620	830	1,030	210	100	150
	第1講座室(和室)	300	410	510	100	100	150		第1講座室(和室)	310	410	520	100	100	150
	第2講座室(和室)	450	610	780	150	100	150		第2講座室(和室)	450	620	790	150	100	150
	料理教室	920	1,230	1,540	300	100	150		料理教室	930	1,250	1,560	310	100	150
	講堂	1,440	1,850	2,260	460	300	510		講堂	1,460	1,880	2,300	460	310	520
内日公民館	第1研修室	450	610	780	150	100	150	内日公民館	第1研修室	450	620	790	150	100	150
	第2研修室	450	610	780	150	100	150		第2研修室	450	620	790	150	100	150
	第1・2講座室(和室)	610	820	1,020	200	200	300		第1・2講座室(和室)	620	830	1,030	210	210	310
	第1講座室(和室)	450	610	780	150	100	150		第1講座室(和室)	450	620	790	150	100	150
	第2講座室(和室)	450	610	780	150	100	150		第2講座室(和室)	450	620	790	150	100	150

旧							新								
勝山公 民館	第1控室	300	410	510	100	100	150	勝山公 民館	第1控室	310	410	520	100	100	150
	第2控室	300	410	510	100	100	150		第2控室	310	410	520	100	100	150
	料理教室	920	1,230	1,540	300				料理教室	930	1,250	1,560	310		
	講堂	1,440	1,850	2,260	460	510	660		講堂	1,460	1,880	2,300	460	520	670
	第1研修室	610	820	1,020	200	200	300		第1研修室	620	830	1,030	210	210	310
	第2研修室	450	610	780	150	200	300		第2研修室	450	620	790	150	210	310
	第3研修室	450	610	780	150	200	300		第3研修室	450	620	790	150	210	310
	第1・2講座 室(和室)	610	820	1,020	200	200	300		第1・2講座 室(和室)	620	830	1,030	210	210	310
	第1講座室 (和室)	450	610	780	150	100	150		第1講座室 (和室)	450	620	790	150	100	150
	第2講座室 (和室)	450	610	780	150	100	150		第2講座室 (和室)	450	620	790	150	100	150
	音楽ホール	1,130	1,440	1,740	360	200	300		音楽ホール	1,150	1,460	1,770	360	210	310
	第1レクリエ ーション室	610	820	1,020	200	200	300		第1レクリエ ーション室	620	830	1,030	210	210	310
第2レクリエ ーション室	450	610	780	150	200	300	第2レクリエ ーション室	450	620	790	150	210	310		
料理教室 (ランチル ームを含 む。)	920	1,230	1,540	300	200	300	料理教室 (ランチル ームを含 む。)	930	1,250	1,560	310	210	310		

旧								新							
安岡公 民館	ランチルー ム			780	150	100	150	安岡公 民館	ランチルー ム			790	150	100	150
	講堂	1,440	1,850	2,260	460	300	510		講堂	1,460	1,880	2,300	460	310	520
	第1研修室	450	610	780	150	100	150		第1研修室	450	620	790	150	100	150
	第2研修室	450	610	780	150	100	150		第2研修室	450	620	790	150	100	150
	第3研修室	450	610	780	150	200	300		第3研修室	450	620	790	150	210	310
	講座室	610	820	1,020	200	200	300		講座室	620	830	1,030	210	210	310
	視聴覚室	610	820	1,020	200	200	300		視聴覚室	620	830	1,030	210	210	310
	図書室兼会 議室	610	820	1,020	200	200	300		図書室兼会 議室	620	830	1,030	210	210	310
	レクリエー ション室	610	820	1,020	200	200	300		レクリエー ション室	620	830	1,030	210	210	310
	料理教室	920	1,230	1,540	300				料理教室	930	1,250	1,560	310		
吉見公 民館	講堂	1,440	1,850	2,260	460	300	510	吉見公 民館	講堂	1,460	1,880	2,300	460	310	520
	研修室	450	610	780	150	100	150		研修室	450	620	790	150	100	150
	第1・2講座 室(和室)	610	820	1,020	200	100	150		第1・2講座 室(和室)	620	830	1,030	210	100	150
	第1講座室 (和室)	300	410	510	100	100	150		第1講座室 (和室)	310	410	520	100	100	150
	第2講座室 (和室)	300	410	510	100	100	150		第2講座室 (和室)	310	410	520	100	100	150

旧								新							
檜崎公 民館	視聴覚室	450	610	780	150	200	300	・崎公 民館	視聴覚室	450	620	790	150	210	310
	料理教室	920	1,230	1,540	300				料理教室	930	1,250	1,560	310		
	講座室	310	430	640	100	100	150		講座室	320	430	650	100	100	150
	会議室	430	530	750	140	200	300		会議室	430	540	760	140	210	310
殿居公 民館	調理室	750	750	860	240			殿居公 民館	調理室	760	760	870	250		
	研修室	200	370	470	60	100	150		研修室	210	370	470	60	100	150
豊田中 公民館	和室	300	420	520	100	100		豊田中 公民館	和室	310	420	530	100	100	
	第1研修室	510	610	720	160	200	300		第1研修室	520	620	730	160	210	310
	第2研修室	200	370	470	60				第2研修室	210	370	470	60		
	第1・2和室	410	740	940	120	100	150		第1・2和室	410	750	950	120	100	150
	第1和室	200	370	470	60	100	150		第1和室	210	370	470	60	100	150
	第2和室	200	370	470	60	100	150		第2和室	210	370	470	60	100	150
	実習室	300	420	520	100				実習室	310	420	530	100		
三豊公 民館	研修室	410	510	610	130	200	300	三豊公 民館	研修室	410	520	620	130	210	310
	和室	300	410	510	100	100	150		和室	310	410	520	100	100	150
	実習室	300	410	510	100				実習室	310	410	520	100		
西市公 民館	研修室	510	610	720	200	200	300	西市公 民館	研修室	520	620	730	210	210	310

旧								新							
豊田下 公民館	研修室	300	420	520	100	200	300	豊田下 公民館	研修室	310	420	530	100	210	310
	第1・2和室	300	410	510	90	100	150		第1・2和室	310	410	520	90	100	150
	第1和室	100	150	200	30	100	150		第1和室	100	150	210	30	100	150
	第2和室	200	250	300	60	100	150		第2和室	210	260	310	60	100	150
	実習室	300	420	520	100				実習室	310	420	530	100		
小串公 民館	講堂	1,020	1,020	1,020	340	300	510	小串公 民館	講堂	1,030	1,030	1,030	340	310	520
	会議室	300	300	300	100	100	150		会議室	310	310	310	100	100	150
	研修室	300	300	300	100	200	300		研修室	310	310	310	100	210	310
	講座室	300	300	300	100	200	300		講座室	310	310	310	100	210	310
	教養娯楽室	300	300	300	100	100	150		教養娯楽室	310	310	310	100	100	150
	視聴覚室	300	300	300	100	100	150		視聴覚室	310	310	310	100	100	150
	調理実習室	300	300	300	100	100	150		調理実習室	310	310	310	100	100	150
	講堂	1,510	2,050	2,050	670	300	510	川棚公 民館	講堂	1,530	2,080	2,080	680	310	520
	第1会議室	300	300	300	100	200	300		第1会議室	310	310	310	100	210	310
	第2会議室	300	300	300	100	100	150		第2会議室	310	310	310	100	100	150
	小会議室	300	300	300	100	100	150		小会議室	310	310	310	100	100	150
	研修室	300	300	300	100	200	300		研修室	310	310	310	100	210	310
	第1講座室	300	300	300	100	100	150		第1講座室	310	310	310	100	100	150

旧								新							
黒井公 民館	第2講座室	300	300	300	100	100	150	黒井公 民館	第2講座室	310	310	310	100	100	150
	視聴覚室	300	300	300	100	200	300		視聴覚室	310	310	310	100	210	310
	調理実習室	300	300	300	100	200	300		調理実習室	310	310	310	100	210	310
	第1研修室	300	300	300	100	300	510		第1研修室	310	310	310	100	310	520
	第2研修室	300	300	300	100	100	150		第2研修室	310	310	310	100	100	150
	第3研修室	300	300	300	100	100	150		第3研修室	310	310	310	100	100	150
	和室	300	300	300	100	100	150		和室	310	310	310	100	100	150
室津公 民館	調理室	300	300	300	100	100	150	室津公 民館	調理室	310	310	310	100	100	150
	講堂	300	300	300	100	200	300		講堂	310	310	310	100	210	310
	研修室	300	300	300	100	100	150		研修室	310	310	310	100	100	150
	和室	300	300	300	100	100	150		和室	310	310	310	100	100	150
神玉公 民館 (1時 間当た り)	調理室	300	300	300	100	100		神玉公 民館 (1時 間当た り)	調理室	310	310	310	100	100	
	講義室	200	200	420	200	200	300		講義室	210	210	420	210	210	310
	会議室	140	140	200	140	100	150		会議室	140	140	210	140	100	150
	和室	80	80	140	80	100	150		和室	80	80	140	80	100	150
阿川公 民館 (1時 間当た り)	料理実習室	310	310	520	310			阿川公 民館 (1時 間当た り)	料理実習室	320	320	530	320		
	講義室	200	200	420	200	200	300		講義室	210	210	420	210	210	310
	会議室	140	140	200	140	100	150		会議室	140	140	210	140	100	150

旧								新							
り)	和室	80	80	140	80	100	150	り)	和室	80	80	140	80	100	150
	料理実習室	310	310	520	310				料理実習室	320	320	530	320		
栗野公 民館 (1時 間当た り)	講義室	200	200	420	200	200	300	栗野公 民館 (1時 間当た り)	講義室	210	210	420	210	210	310
	会議室	140	140	200	140	100	150		会議室	140	140	210	140	100	150
	和室	80	80	140	80	200	300		和室	80	80	140	80	210	310
	料理実習室	310	310	520	310				料理実習室	320	320	530	320		
備考 略								備考 略							

下関市教育委員会
議案第7号

下関市生涯学習プラザの設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成31年2月21日

教育委員会
教育長 児玉 典彦

下関市生涯学習プラザの設置等に関する条例の一部を改正する条例

下関市生涯学習プラザの設置等に関する条例（平成21年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「必要」の次に「がある」を加える。

第6条中「附属設備等」を「別表第2に掲げるプラザの附属設備（以下「附属設備」という。）」に改める。

第7条中「各施設を使用しようとする者が」を削り、「認められる」を「認める」に改め、「使用を許可」を「前条の許可（以下「使用許可」という。）を」に改め、同条第4号中「引き続き」を「連続した」に改め、「超えて」の次に「各施設を」を加える。

第8条中「第6条の許可（以下「使用許可」という。）に必要な」を「使用許可に」に改める。

第9条を次のように改める。

（使用料）

第9条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1及び別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の場合において、別表第1に定める使用料にあつては使用許可を受けた時に、別表第2に定める使用料にあつては附属設備の使用後にこれを納付しなければならないものとする。ただし、市長が特別の理由があると認める

ときは、この限りでない。

第10条中「別表第2」を「別表第3」に改める。

第11条中「、同条第3項の附属設備器具使用料」を削る。

第14条中「使用者は、」の次に「使用許可を受けた」を加える。

第15条第1項中「使用者は、」の次に「プラザに」を、「若しくは」の次に「プラザの」を、「備付け」の次に「の器具」を加え、「持ち込み」を「持ち込んで」に改める。

第16条第1項各号列記以外の部分中「若しくは」の次に「プラザの」を加え、「の条件」を「に付した条件」に改め、「こと」の次に「（次項において「使用許可の取消し等」という。）」を加え、同項第2号中「、この条例」を「若しくはこの条例」に、「の条件等」を「に付した条件」に改め、同項第4号中「必要」の次に「がある」を加え、同条第2項中「前項の規定」を「市は、使用許可の取消し等」に改め、「、市は」を削り、「その」の次に「賠償の」を加える。

第17条第1項中「これ」を「使用した各施設及び附属設備」に、「復して返還しなければ」を「復さなければ」に、「前条」を「前条第1項」に改め、「又は」の次に「プラザの」を加える。

第18条中「責」を「責め」に改める。

第20条を次のように改める。

（係員の立入り）

第20条 使用者は、プラザの係員が管理上の必要により使用者が使用している各施設に立ち入るときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

第21条第3項第2号中「、附属設備等」を「及び附属設備」に、「及び」を「並びに」に改める。

別表第1 (1) ホール使用料の表 大ホールの部 平日の項中「16,450」を「16,750」に、「29,520」を「30,060」に、「41,340」を「42,100」に、「45,970」を「46,810」に、「70,860」を「72,160」に、「78,570」を

土曜日

「80,010」に改め、同部 日曜日の項中「22,320」を
休日

「22,730」に、「37,740」を「38,430」に、「48,340」
を「49,230」に、「60,060」を「61,160」に、
「86,080」を「87,660」に、「97,560」を「99,350」に
改め、同表 小ホールの部 平日の項中「3,290」を「3,350」に、
「5,860」を「5,960」に、「8,220」を「8,370」に、
「9,150」を「9,310」に、「14,080」を「14,330」に、

土曜日

「15,630」を「15,910」に改め、同部 日曜日の項中「4,420」
休日

を「4,500」に、「7,500」を「7,630」に、「9,660」を
「9,830」に、「11,920」を「12,130」に、「17,160」を
「17,460」に、「19,420」を「19,760」に改める。

別表第1 (2) ホール附属室使用料の表 大ホールの部 楽屋1の項中
「1,950」を「1,980」に、「2,770」を「2,820」に、
「3,490」を「3,550」に、「4,720」を「4,800」に、
「6,260」を「6,370」に、「7,380」を「7,510」に改め、同
部 楽屋2の項中「1,020」を「1,030」に、「1,440」を
「1,460」に、「1,740」を「1,770」に、「2,460」を
「2,490」に、「3,180」を「3,230」に、「3,780」を
「3,830」に改め、同部 楽屋3の項から楽屋5の項までの規定並びに同表
小ホールの部 楽屋1の項及び楽屋2の項中「510」を「520」に、
「720」を「730」に、「920」を「930」に、「1,230」を
「1,250」に、「1,640」を「1,660」に、「1,930」を
「1,960」に改め、同部 楽屋3の項中「920」を「930」に、
「1,230」を「1,250」に、「1,540」を「1,560」に、
「2,150」を「2,180」に、「2,770」を「2,810」に、
「3,320」を「3,360」に改める。

別表第1 (3) 多目的ホール使用料の表 多目的ホールの部 平日の項中
「2,880」を「2,930」に、「3,700」を「3,760」に、

「4,520」を「4,600」に、「6,580」を「6,690」に、
「8,220」を「8,360」に、「9,990」を「10,160」に改め、

土曜日

同部 日曜日の項中「3,390」を「3,450」に、「4,420」を
休日

「4,500」に、「5,340」を「5,430」に、「7,810」を
「7,950」に、「9,760」を「9,930」に、「11,830」を
「12,040」に改める。

別表第1 (4) その他諸室使用料の表 大練習室の項中「2,880」を
「2,930」に、「1,850」を「1,880」に、「2,260」を
「2,300」に、「11,100」を「11,290」に改め、同表 小練習室
の項中「920」を「930」に、「610」を「620」に、「820」を
「830」に、「3,780」を「3,830」に改め、同表 学習室1の項か
ら学習室3の項までの規定中「1,330」を「1,350」に、「920」を
「930」に、「1,130」を「1,150」に、「5,430」を
「5,510」に改め、同表 学習室4の項中「920」を「930」に、
「610」を「620」に、「820」を「830」に、「3,780」を
「3,830」に改め、同表 学習室5の項から会議室2の項までの規定中
「1,330」を「1,350」に、「920」を「930」に、
「1,130」を「1,150」に、「5,430」を「5,510」に改め、同
表 料理教室の項及び工作・工芸室の項中「2,770」を「2,820」に、
「3,700」を「3,760」に、「4,620」を「4,700」に、
「11,090」を「11,280」に改め、同表 パソコンルームの項中
「2,770」を「2,820」に、「1,850」を「1,880」に、
「2,360」を「2,400」に、「11,190」を「11,380」に改
め、同表 視聴覚室の項及び音楽室1の項中「1,330」を「1,350」
に、「920」を「930」に、「1,130」を「1,150」に、
「5,430」を「5,510」に改め、同表 音楽室2の項中「920」を
「930」に、「610」を「620」に、「820」を「830」に、
「3,780」を「3,830」に改め、同表 和室1の項中「920」を

「930」に、「1,230」を「1,250」に、「1,540」を「1,560」に、「3,690」を「3,740」に改め、同表 和室2の項及び茶室の項中「1,330」を「1,350」に、「1,850」を「1,880」に、「2,050」を「2,080」に、「5,230」を「5,310」に改め、同表 レクリエーション室1の項中「1,850」を「1,880」に、「1,230」を「1,250」に、「1,540」を「1,560」に、「7,390」を「7,500」に改め、同表 レクリエーション室2の項中「1,330」を「1,350」に、「920」を「930」に、「1,130」を「1,150」に、「5,430」を「5,510」に改める。

別表第2を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第6条、第9条関係）

(1) 照明設備

名称	単位	大ホール	小ホール	多目的ホール	大練習室
基本セットA	一式／回	円 2,610	円 1,030	円 1,030	円 —
基本セットB	一式／回	7,330	2,080	—	—
基本セットC	一式／回	10,470	—	—	—
ボーダーライト	1列／回	1,350	—	—	—
アップパーホリゾン トライト	一式／回	2,080	—	—	—
ロアーホリゾン トライト	一式／回	3,130	—	—	—
フットライト	一式／回	1,030	1,030	—	—
スポットライト 500W	1台／回	260	260	260	260
スポットライト 1,000W	1台／回	360	360	360	—
カッタースポット ライト750W	1台／回	360	360	360	360
波マシーン	一式／回	830	830	830	—

プロセニアムスポットライト	1列／ 回	2,500	1,030	—	—
サスペンションスポットライト	1列／ 回	4,180	2,080	2,080	—
フロントサイドスポットライト	一式／ 回	2,300	—	—	—
シーリングスポットライト	一式／ 回	2,200	1,030	1,030	—
センター（ピン）スポットライト	1台／ 回	2,080	1,030	—	—
パーライト	1台／ 回	670	670	670	670
スタンド	1本／ 回	50	50	50	50
ハイスタンド	1本／ 回	150	150	150	150
ボーダーハンガー	1本／ 回	50	50	50	50
効果器具用スポットライト（種板を含む。）	1台／ 回	1,030	1,030	1,030	—
ストロボ	1台／ 回	310	310	310	—
スモークマシン（オイルを含む。）	1台／ 回	2,080	2,080	2,080	—
ミラーボール	1台／	310	310	310	—

	回				
--	---	--	--	--	--

(2) 舞台設備

名称	単位	大ホール	小ホール	多目的ホール	大練習室
音響反射板セット	一式／ 回	円 6,280	円 —	円 —	円 —
ひな壇セット	一式／ 回	5,230	5,230	5,230	—
所作舞台セット	一式／ 回	7,330	—	—	—
花道用所作台	一式／ 回	1,560	—	—	—
松羽目	一式／ 回	1,670	—	—	—
仮設花道	一式／ 回	1,560	—	—	—
平台	1台／ 回	150	150	150	150
箱足	1台／ 回	50	50	50	50
開き足	1脚／ 回	50	50	50	50
がすり 地 絨	一式／ 回	2,080	1,030	—	—
しゃ 紗幕	一式／	1,150	—	—	—

	回				
国旗	一式／ 回	5 2 0	5 2 0	5 2 0	5 2 0
市旗	一式／ 回	5 2 0	5 2 0	5 2 0	5 2 0
演台（花台を含む。）	一式／ 回	1,030	1,030	1,030	1,030
司会者台	一式／ 回	2 1 0	2 1 0	2 1 0	2 1 0
^{びょう} 金 屏 風	1 双／ 回	1,350	1,350	1,350	—
鳥の子屏風	1 双／ 回	1,350	1,350	1,350	—
^ひ ^{せん} 緋毛氈	1 枚／ 回	2 1 0	2 1 0	2 1 0	2 1 0
上敷	1 枚／ 回	2 1 0	2 1 0	2 1 0	2 1 0
高座用座布団	1 枚／ 回	3 1 0	3 1 0	3 1 0	3 1 0
長座布団	1 枚／ 回	2 1 0	2 1 0	2 1 0	2 1 0
指揮者台	一式／ 回	3 1 0	3 1 0	3 1 0	3 1 0
指揮者用譜面台	1 台／ 回	2 1 0	2 1 0	2 1 0	2 1 0
演奏者用譜面台	1 台／ 回	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0

演奏者用椅子	1脚／ 回	100	100	100	100
コントラバス用椅子	1脚／ 回	100	100	100	100
譜面灯	1台／ 回	50	50	50	50
バレエシート	一式／ 回	2,080	2,080	2,080	2,080
めくり台	1台／ 回	100	100	100	100
移動式姿見	1台／ 回	100	100	100	100
折り畳みテーブル	1台／ 回	100	100	100	100
折り畳み椅子	1脚／ 回	50	50	50	50
ホワイトボード	1台／ 回	150	150	150	150
蹴込	一式／ 回	100	100	100	100
ピアノ（フルコン A）	1台／ 回	9,530	9,530	—	—
ピアノ（フルコン B）	1台／ 回	5,860	5,860	—	—
ピアノ（セミコ ン）	1台／ 回	2,080	2,080	—	—

ピアノ椅子（追加）	1脚／回	50	50	50	50
スクリーン	1台／回	1,150	1,150	1,030	—

(3) 音響設備

名称	単位	大ホール	小ホール	多目的ホール	大練習室
基本セットA	一式／回	円 3,130	円 1,030	円 1,030	円 —
基本セットB	一式／回	7,330	2,080	—	—
基本セットC	一式／回	10,470	—	—	—
3点つりマイク装置（マイクロホンを含まない。）	一式／回	1,030	1,030	—	—
ステージモニタースピーカー	一式／回	1,150	1,150	1,150	1,150
ワイヤレスマイク	1本／回	1,620	1,620	1,620	—
マイクロホン（ダイナミック）	1本／回	670	670	670	670
マイクロホン（コンデンサー）	1本／回	880	880	880	880
マイクロホン（ステレオ）	1本／回	1,030	1,030	1,030	—

マイクスタンド (卓上)	1本/ 回	100	100	100	100
マイクスタンド (床置き)	1本/ 回	100	100	100	100
マイクスタンド (ブーム)	1本/ 回	150	150	150	150
カセットデッキ	1台/ 回	1,350	1,350	1,350	1,350
CD/MDデッキ	1台/ 回	1,350	1,350	1,350	1,350
DVD/ブルーレ イデッキ	1台/ 回	620	620	620	620
移動型スピーカー	一式/ 回	1,720	1,720	1,720	1,720
プロジェクター装 置	一式/ 回	5,230	—	5,230	—
インカム装置	一式/ 回	1,720	1,720	1,720	—
ミキシングコンソ ール	1台/ 回	2,610	2,610	2,610	2,610
ポータブルレコー ダー	1台/ 回	1,560	1,560	1,560	1,560
移動型アンプラッ ク	1台/ 回	2,610	2,610	2,610	2,610
プレゼンテーショ ン卓	1台/ 回	—	—	3,130	—

(4) その他設備

名称	単位	使用料
ロッカー	1 個／月	円 5 2 0
印刷機（モノクロ）	印刷枚数 1, 0 0 0 枚までごと ／製版 1 回	2 1 0
電気釜	1 回	6 2 0
持込み機器電源（2 0 0 W 以上）	1 k Wまでごと／回	2 1 0

備考

- (1) から (3) までの表に掲げる附属設備並びに (4) の表に掲げる電気釜及び持込み機器電源（2 0 0 ワット以上）の使用料を算定する際の使用回数は、次の表の左欄に掲げる使用区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定める回数として計算する。

使用区分	回数
午前	1
午後	
夜間	
昼間	2
午後及び夜間	
全日	3

- (1) 及び (3) の表に掲げる基本セットの内容は、次のとおりとする。

(1) 照明設備

ア 大ホール

- (ア) 基本セット A 調光装置、第 1 ボーダーライト及び第 2 ボーダーライト
- (イ) 基本セット B 調光装置、第 1 ボーダーライト、第 2 ボーダーライト、第 1 サスペンションスポットライト、シーリングスポットライト、アッパーホリゾントライト及びロアーホリゾントライト
- (ウ) 基本セット C 調光装置、第 1 ボーダーライト、第 2 ボーダーライト、第 1 サスペンションスポットライト、第 2 サスペンションスポットライト、シーリングスポットライト、アッパーホリゾントライト、ロアーホリゾントライト及びフロントサイドスポットライト

イ 小ホール

- (ア) 基本セット A 調光装置及びサスペンションスポットライト
- (イ) 基本セット B 調光装置、サスペンションスポットライト及びプロセニアムスポットライト

ウ 多目的ホール

- (ア) 基本セット A 調光装置

(2) 音響設備

ア 大ホール

- (ア) 基本セット A メイン卓及び拡声装置（楽屋等運営系統を含む。以下同じ。）
- (イ) 基本セット B メイン卓及び拡声装置、ダイナミックマイクロホン又はコンデンサーマイクロホンのうち 2 本、ステレオマイクロホン 1 本、マイクスタンド 3 本、再生・録音機器 2 台並びにステージモニタースピーカー 2 台
- (ウ) 基本セット C メイン卓及び拡声装置、ワイヤレスマイク 2 本、ダイナミックマイクロホン又はコンデンサーマイクロホンのうち 5 本、マイクスタンド 3 本、再生・録音機器 2 台並びにステ

ージモニタースピーカー 2 台

イ 小ホール

(ア) 基本セット A メイン卓及び拡声装置、ダイナミックマイクロホン又はコンデンサーマイクロホンのうち 2 本並びにマイクスタンド 2 本

(イ) 基本セット B メイン卓及び拡声装置、ダイナミックマイクロホン又はコンデンサーマイクロホンのうち 2 本、ステレオマイクロホン 1 本並びにマイクスタンド 3 本

ウ 多目的ホール

(ア) 基本セット A メイン卓及び拡声装置、ダイナミックマイクロホン又はコンデンサーマイクロホンのうち 2 本並びにマイクスタンド 2 本

3 ピアノの調律に要する実費は、使用者の負担とする。

4 ロッカーの使用期間は、暦に従って計算し、その期間が 1 月未満であるとき、又は 1 月未満の端数があるときは、当該 1 月未満の期間及び当該端数の期間を 1 月とする。

5 印刷機で使用する用紙は、当該印刷機を使用する者が持ち込まなければならない。

附 則

この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

提案理由

下関市生涯学習プラザの附属設備に係る使用料を定め、消費税率の引上げに伴い、同施設の使用料に係る消費税及び地方消費税相当分を改定し、並びに所要の条文整備を行うため。

新 旧 対 照 表

旧	新
(開館時間及び入出場可能時間) 第5条 略 2 略 3 前2項の規定にかかわらず、委員会が必要と認めるときは、プラザの開館時間又は入出場可能時間を変更することができる。	(開館時間及び入出場可能時間) 第5条 略 2 略 3 前2項の規定にかかわらず、委員会が必要と認めるときは、プラザの開館時間又は入出場可能時間を変更することができる。
(使用の許可) 第6条 別表第1に掲げるプラザの施設(以下「各施設」という。)及び附属設備等を使用しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。	(使用の許可) 第6条 別表第1に掲げるプラザの施設(以下「各施設」という。)及び別表第2に掲げるプラザの附属設備(以下「附属設備」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。
(許可の制限) 第7条 委員会は、各施設を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用を許可しないものとする。ただし、第4号に該当する場合においては、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 (1) 略 (3) 略 (4) 引き続き7日を超えて使用するとき。 (5) 略	(許可の制限) 第7条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の許可(以下「使用許可」という。)をしないものとする。ただし、第4号に該当する場合においては、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 (1) 略 (3) 略 (4) 連続した7日を超えて各施設を使用するとき。 (5) 略
(許可の条件) 第8条 委員会は、プラザの管理運営上必要があると認めるときは、第	(許可の条件) 第8条 委員会は、プラザの管理運営上必要があると認めるときは、使

旧	新
6条の許可(以下「使用許可」という。)に必要な条件を付することができる。	用許可に条件を付することができる。
(使用料) 第9条 各施設の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第1に定める使用料を納付しなければならない。 2 前項の使用料は、使用許可を受けたときに納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 3 使用者は、プラザの附属設備等を利用するときは、市長が規則で定めるところにより、附属設備器具使用料を納付しなければならない。	(使用料) 第9条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第1及び別表第2に定める使用料を納付しなければならない。 2 前項の場合において、別表第1に定める使用料にあっては使用許可を受けた時に、別表第2に定める使用料にあっては附属設備の使用後にこれを納付しなければならないものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
(駐車料金) 第10条 駐車場に自動車を駐車した者は、駐車場から自動車を出場させる際に、自動車を駐車場に入場させた時から出場させる時までの間(以下「駐車時間」という。)に係る別表第2に定める駐車場の使用料(以下「駐車料金」という。)を納付しなければならない。	(駐車料金) 第10条 駐車場に自動車を駐車した者は、駐車場から自動車を出場させる際に、自動車を駐車場に入場させた時から出場させる時までの間(以下「駐車時間」という。)に係る別表第3に定める駐車場の使用料(以下「駐車料金」という。)を納付しなければならない。
(使用料の減免) 第11条 市長は、公用又は公益上その他市長が特別の理由があると認めるときは、第9条第1項の使用料、同条第3項の附属設備器具使用料及び駐車料金(以下「使用料等」という。)を減免することができる。	(使用料の減免) 第11条 市長は、公用又は公益上その他市長が特別の理由があると認めるときは、第9条第1項の使用料及び駐車料金(以下「使用料等」という。)を減免することができる。
(権利譲渡等の禁止) 第14条 使用者は、プラザを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。	(権利譲渡等の禁止) 第14条 使用者は、使用許可を受けたプラザを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

旧	新
(特別の設備等) 第15条 使用者は、特別の設備を設置し、若しくは施設に変更を加え、又は備付け以外の器具を持ち込み使用しようとするときは、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。 2 略 3 略	(特別の設備等) 第15条 使用者は、<u>プラザに特別の設備を設置し、若しくはプラザの施設に変更を加え、又は備付けの器具以外の器具を持ち込み使用しようとするときは、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。</u> 2 略 3 略
(使用許可の取消し等) 第16条 委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、若しくは使用を停止させ、又は使用許可の条件を変更することができる。 (1) 略 (2) この条例、この条例に基づく規則又は使用許可の条件等に違反したとき。 (3) 略 (4) 前3号に定めるもののほか、委員会が特に必要と認めるとき。 2 前項の規定により使用者が損害を受けることがあっても、<u>市は、その責めを負わない。</u>	(使用許可の取消し等) 第16条 委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、若しくは<u>プラザの使用を停止させ、又は使用許可に付した条件を変更すること(次項において「使用許可の取消し等」という。)</u>ができる。 (1) 略 (2) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は使用許可に<u>付した条件</u>に違反したとき。 (3) 略 (4) 前3号に定めるもののほか、委員会が特に必要と<u>あると認める</u>とき。 2 <u>市は、使用許可の取消し等</u>により使用者が損害を受けることがあっても、その<u>賠償の責めを負わない。</u>
(原状回復の義務) 第17条 使用者は、プラザの使用が終わったときは、直ちにこれを原状に<u>復して返還しなければならない。</u>前条の規定により使用許可を取り消され、又は使用を停止されたときも同様とする。	(原状回復の義務) 第17条 使用者は、プラザの使用が終わったときは、直ちに<u>使用した各施設及び附属設備</u>を原状に<u>復さなければならない。</u>前条第1項の規定により使用許可を取り消され、又は<u>プラザの使用</u>を停止されたときも同様とする。

旧	新
2 略 3 略	2 略 3 略
(損害賠償の義務) 第18条 使用者の<u>責</u>によりプラザの施設、附属設備等を損傷し、又は滅失したときは、使用者は、その損害を賠償しなければならない。	(損害賠償の義務) 第18条 使用者の<u>責め</u>によりプラザの施設、附属設備等を損傷し、又は滅失したときは、使用者は、その損害を賠償しなければならない。
<u>(職員の立入り)</u> 第20条 使用者は、<u>職員が職務上使用者が使用している各施設に立ち入るときは、これを拒むことができない。</u>	<u>(係員の立入り)</u> 第20条 使用者は、<u>プラザの係員が管理上の必要により使用者が使用している各施設に立ち入るときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</u>
(指定管理者による管理) 第21条 略 2 略 3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、当該指定管理者が行う業務は、次に掲げるものとする。 (1) 略 (2) 各施設、<u>附属設備等</u>の使用許可及び第19条ただし書の許可に関する業務 (3) 略 (4) 略 4 略	(指定管理者による管理) 第21条 略 2 略 3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、当該指定管理者が行う業務は、次に掲げるものとする。 (1) 略 (2) 各施設及び<u>附属設備</u>の使用許可並びに第19条ただし書の許可に関する業務 (3) 略 (4) 略 4 略
別表第1(第6条、第9条関係) (1) ホール使用料	別表第1(第6条、第9条関係) (1) ホール使用料

旧

区分		午 前	午 後	夜 間	昼 間	午後及 び夜間	全 日
		午前 9 時から 正午ま で	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午前 9 時から 午後 5 時まで	午後 1 時から 午後 10 時まで	午前 9 時から 午後 10 時まで
大 ホ ー ル	平日	円 16,450	円 29,520	円 41,340	円 45,970	円 70,860	円 78,570
	土曜日 日曜日 休日	22,320	37,740	48,340	60,060	86,080	97,560
小 ホ ー ル	平日	3,290	5,860	8,220	9,150	14,080	15,630
	土曜日 日曜日 休日	4,420	7,500	9,660	11,920	17,160	19,420

(2) ホール附属室使用料

区分		午 前	午 後	夜 間	昼 間	午後及 び夜間	全 日
		午前 9 時から 正午ま で	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午前 9 時から 午後 5 時まで	午後 1 時から 午後 10 時まで	午前 9 時から 午後 10 時まで
大	楽屋 1	円 1,950	円 2,770	円 3,490	円 4,720	円 6,260	円 7,380

新

区分		午 前	午 後	夜 間	昼 間	午後及 び夜間	全 日
		午前 9 時から 正午ま で	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午前 9 時から 午後 5 時まで	午後 1 時から 午後 10 時まで	午前 9 時から 午後 10 時まで
大 ホ ー ル	平日	円 16,750	円 30,060	円 42,100	円 46,810	円 72,160	円 80,010
	土曜日 日曜日 休日	22,730	38,430	49,230	61,160	87,660	99,350
小 ホ ー ル	平日	3,350	5,960	8,370	9,310	14,330	15,910
	土曜日 日曜日 休日	4,500	7,630	9,830	12,130	17,460	19,760

(2) ホール附属室使用料

区分		午 前	午 後	夜 間	昼 間	午後及 び夜間	全 日
		午前 9 時から 正午ま で	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午前 9 時から 午後 5 時まで	午後 1 時から 午後 10 時まで	午前 9 時から 午後 10 時まで
大	楽屋 1	円 1,980	円 2,820	円 3,550	円 4,800	円 6,370	円 7,510

旧

ホール	楽屋 2	<u>1,020</u>	<u>1,440</u>	<u>1,740</u>	<u>2,460</u>	<u>3,180</u>	<u>3,780</u>
	楽屋 3	<u>510</u>	<u>720</u>	<u>920</u>	<u>1,230</u>	<u>1,640</u>	<u>1,930</u>
	楽屋 4	<u>510</u>	<u>720</u>	<u>920</u>	<u>1,230</u>	<u>1,640</u>	<u>1,930</u>
	楽屋 5	<u>510</u>	<u>720</u>	<u>920</u>	<u>1,230</u>	<u>1,640</u>	<u>1,930</u>
	小ホール	<u>510</u>	<u>720</u>	<u>920</u>	<u>1,230</u>	<u>1,640</u>	<u>1,930</u>
小ホール	楽屋 1	<u>510</u>	<u>720</u>	<u>920</u>	<u>1,230</u>	<u>1,640</u>	<u>1,930</u>
	楽屋 2	<u>510</u>	<u>720</u>	<u>920</u>	<u>1,230</u>	<u>1,640</u>	<u>1,930</u>
	楽屋 3	<u>920</u>	<u>1,230</u>	<u>1,540</u>	<u>2,150</u>	<u>2,770</u>	<u>3,320</u>

(3) 多目的ホール使用料

区分		午 前	午 後	夜 間	昼 間	午後及 び夜間	全 日
		午前 9 時から 正午ま で	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午前 9 時から 午後 5 時まで	午後 1 時から 午後 10 時まで	午前 9 時から 午後 10 時まで
多 目 的 ホ ール	平日	円 <u>2,880</u>	円 <u>3,700</u>	円 <u>4,520</u>	円 <u>6,580</u>	円 <u>8,220</u>	円 <u>9,990</u>
	土曜日 日曜日 休日	<u>3,390</u>	<u>4,420</u>	<u>5,340</u>	<u>7,810</u>	<u>9,760</u>	<u>11,830</u>

新

ホール	楽屋 2	<u>1,030</u>	<u>1,460</u>	<u>1,770</u>	<u>2,490</u>	<u>3,230</u>	<u>3,830</u>
	楽屋 3	<u>520</u>	<u>730</u>	<u>930</u>	<u>1,250</u>	<u>1,660</u>	<u>1,960</u>
	楽屋 4	<u>520</u>	<u>730</u>	<u>930</u>	<u>1,250</u>	<u>1,660</u>	<u>1,960</u>
	楽屋 5	<u>520</u>	<u>730</u>	<u>930</u>	<u>1,250</u>	<u>1,660</u>	<u>1,960</u>
	小ホール	<u>520</u>	<u>730</u>	<u>930</u>	<u>1,250</u>	<u>1,660</u>	<u>1,960</u>
小ホール	楽屋 1	<u>520</u>	<u>730</u>	<u>930</u>	<u>1,250</u>	<u>1,660</u>	<u>1,960</u>
	楽屋 2	<u>520</u>	<u>730</u>	<u>930</u>	<u>1,250</u>	<u>1,660</u>	<u>1,960</u>
	楽屋 3	<u>930</u>	<u>1,250</u>	<u>1,560</u>	<u>2,180</u>	<u>2,810</u>	<u>3,360</u>

(3) 多目的ホール使用料

区分		午 前	午 後	夜 間	昼 間	午後及 び夜間	全 日
		午前 9 時から 正午ま で	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午前 9 時から 午後 5 時まで	午後 1 時から 午後 10 時まで	午前 9 時から 午後 10 時まで
多 目 的 ホ ール	平日	円 <u>2,930</u>	円 <u>3,760</u>	円 <u>4,600</u>	円 <u>6,690</u>	円 <u>8,360</u>	円 <u>10,160</u>
	土曜日 日曜日 休日	<u>3,450</u>	<u>4,500</u>	<u>5,430</u>	<u>7,950</u>	<u>9,930</u>	<u>12,040</u>

旧							新						
(4) その他諸室使用料							(4) その他諸室使用料						
区分	午前	午後		夜間		全日	区分	午前	午後		夜間		全日
	午前9時15分から午後0時15分まで	午後0時45分から午後2時45分まで	午後3時から午後5時まで	午後5時30分から午後7時30分まで	午後7時45分から午後9時45分まで	午前9時15分から午後0時15分まで		午前9時15分から午後0時15分まで	午後0時45分から午後2時45分まで	午後3時から午後5時まで	午後5時30分から午後7時30分まで	午後7時45分から午後9時45分まで	午前9時15分から午後0時15分まで
大練習室	円 2,880	円 1,850	円 1,850	円 2,260	円 2,260	円 11,100	大練習室	円 2,930	円 1,880	円 1,880	円 2,300	円 2,300	円 11,290
小練習室	920	610	610	820	820	3,780	小練習室	930	620	620	830	830	3,830
学習室1	1,330	920	920	1,130	1,130	5,430	学習室1	1,350	930	930	1,150	1,150	5,510
学習室2	1,330	920	920	1,130	1,130	5,430	学習室2	1,350	930	930	1,150	1,150	5,510
学習室3	1,330	920	920	1,130	1,130	5,430	学習室3	1,350	930	930	1,150	1,150	5,510
学習室4	920	610	610	820	820	3,780	学習室4	930	620	620	830	830	3,830
学習室5	1,330	920	920	1,130	1,130	5,430	学習室5	1,350	930	930	1,150	1,150	5,510
会議室1	1,330	920	920	1,130	1,130	5,430	会議室1	1,350	930	930	1,150	1,150	5,510
会議室2	1,330	920	920	1,130	1,130	5,430	会議室2	1,350	930	930	1,150	1,150	5,510
料理教室	2,770	3,700		4,620		11,090	料理教室	2,820	3,760		4,700		11,280
工作・工芸室	2,770	3,700		4,620		11,090	工作・工芸室	2,820	3,760		4,700		11,280

旧							新						
パソコンルーム	2,770	1,850	1,850	2,360	2,360	11,190	パソコンルーム	2,820	1,880	1,880	2,400	2,400	11,380
視聴覚室	1,330	920	920	1,130	1,130	5,430	視聴覚室	1,350	930	930	1,150	1,150	5,510
音楽室1	1,330	920	920	1,130	1,130	5,430	音楽室1	1,350	930	930	1,150	1,150	5,510
音楽室2	920	610	610	820	820	3,780	音楽室2	930	620	620	830	830	3,830
和室1	920	1,230		1,540		3,690	和室1	930	1,250		1,560		3,740
和室2	1,330	1,850		2,050		5,230	和室2	1,350	1,880		2,080		5,310
茶室	1,330	1,850		2,050		5,230	茶室	1,350	1,880		2,080		5,310
レクリエーション室1	1,850	1,230	1,230	1,540	1,540	7,390	レクリエーション室1	1,880	1,250	1,250	1,560	1,560	7,500
レクリエーション室2	1,330	920	920	1,130	1,130	5,430	レクリエーション室2	1,350	930	930	1,150	1,150	5,510
備考 略							備考 略						
							別表第2（第6条、第9条関係） (1) 照明設備						
名称		単位	大ホール	小ホール	多目的ホール	大練習室							
基本セットA		一式／回	円 2,610	円 1,030	円 1,030	円 —							
基本セットB		一式／	7,330	2,080	—	—							

旧	新					
	B	回				
	基本セット C	一式/ 回	10,470	—	—	—
	ボーダーラ イト	1列/ 回	1,350	—	—	—
	アッパーパー リソントライ イト	一式/ 回	2,080	—	—	—
	ロアーパー リソントライ イト	一式/ 回	3,130	—	—	—
	フットライ イト	一式/ 回	1,030	1,030	—	—
	スポットラ イト500 W	1台/ 回	260	260	260	260
	ス ポ ッ ト ラ イ ト 1,000W	1台/ 回	360	360	360	—
	カッター スポットラ イト50W	1台/ 回	360	360	360	360
	渡マシーン	一式/ 回	830	830	830	—
	プロセニア ムスポット	1列/ 回	2,500	1,030	—	—

旧	新					
	ライト					
	サスペンシ ョンスポッ トライト	1列/ 回	4,180	2,080	2,080	—
	フロントサ イドスポッ トライト	一式/ 回	2,300	—	—	—
	シーリング スポットラ イト	一式/ 回	2,200	1,030	1,030	—
	センター (ピン)ス ポットライ イト	1台/ 回	2,080	1,030	—	—
	バーライト	1台/ 回	670	670	670	670
	スタンド	1本/ 回	50	50	50	50
	ハイスタン ド	1本/ 回	150	150	150	150
	ボーダーハ ンガー	1本/ 回	50	50	50	50
	効果器具用 スポットラ イト(種板 を含む)	1台/ 回	1,030	1,030	1,030	—

旧

新

ストロボ	1台／ 回	310	310	310	—
スモークマ シン(オイル を食 む)	1台／ 回	2,080	2,080	2,080	—
ミラーボー ル	1台／ 回	310	310	310	—

(2) 舞台設備

名称	単位	大ホール	小ホール	多目的ホ ール	大練習室
音響反射板 セット	一式／ 回	円 6,280	円 —	円 —	円 —
ひな壇セッ ト	一式／ 回	5,230	5,230	5,230	—
所作舞台セ ット	一式／ 回	7,330	—	—	—
花道用所作 台	一式／ 回	1,560	—	—	—
松羽目	一式／ 回	1,670	—	—	—
仮設花道	一式／ 回	1,560	—	—	—

旧	新					
	平台	1台／ 回	150	150	150	150
	箱足	1台／ 回	50	50	50	50
	開き足	1脚／ 回	50	50	50	50
	地 ^{がすり} 絨	一式／ 回	2,080	1,030	—	—
	絞 ^{しぼ} 幕	一式／ 回	1,150	—	—	—
	国旗	一式／ 回	520	520	520	520
	市旗	一式／ 回	520	520	520	520
	演台(花台 を食む)	一式／ 回	1,030	1,030	1,030	1,030
	司会者台	一式／ 回	210	210	210	210
	金 ^{びょう} 屏風	1双／ 回	1,350	1,350	1,350	—
	鳥の子屏風	1双／ 回	1,350	1,350	1,350	—
	絨 ^{じゅう} 毛氈	1枚／ 回	210	210	210	210

旧	新					
	上敷	1枚／ 回	210	210	210	210
	高座用座布団	1枚／ 回	310	310	310	310
	長座布団	1枚／ 回	210	210	210	210
	指揮者台	一式／ 回	310	310	310	310
	指揮者用踏面台	1台／ 回	210	210	210	210
	演奏者用踏面台	1台／ 回	100	100	100	100
	演奏者用椅子	1脚／ 回	100	100	100	100
	コントラバス用椅子	1脚／ 回	100	100	100	100
	譜面灯	1台／ 回	50	50	50	50
	パレエシート	一式／ 回	2,080	2,080	2,080	2,080
	めくり台	1台／ 回	100	100	100	100
	移動式楽見	1台／ 回	100	100	100	100

旧	新					
	折り畳みテーブル	1台／ 回	100	100	100	100
	折り畳み椅子	1脚／ 回	50	50	50	50
	ホワイトボード	1台／ 回	150	150	150	150
	蹴込	一式／ 回	100	100	100	100
	ピアノ(フルコンA)	1台／ 回	9,530	9,530	—	—
	ピアノ(フルコンB)	1台／ 回	5,860	5,860	—	—
	ピアノ(セミコン)	1台／ 回	2,080	2,080	—	—
	ピアノ椅子(追加)	1脚／ 回	50	50	50	50
	スクリーン	1台／ 回	1,150	1,150	1,030	—

(3) 音響設備

名称	単位	大ホール	小ホール	多目的ホール	大練習室
基本セット	一式／	円 3,130	円 1,030	円 1,030	円 —

旧	新					
	A	回				
	基本セット B	一式/ 回	7,330	2,080	—	—
	基本セット C	一式/ 回	10,470	—	—	—
	3点つりマイ ク装飾 (マイクロ ホンを含ま ない)	一式/ 回	1,030	1,030	—	—
	ステージキ ニタースピ ーカー	一式/ 回	1,150	1,150	1,150	1,150
	ワイヤレス マイク	1本/ 回	1,620	1,620	1,620	—
	マイクロホ ン(ダイナ ミック)	1本/ 回	670	670	670	670
	マイクロホ ン(コンデ ンサー)	1本/ 回	880	880	880	880
	マイクロホ ン(ステレ オ)	1本/ 回	1,030	1,030	1,030	—
	マイクスタ ンド(真上)	1本/ 回	100	100	100	100

旧	新					
	マイクスタ ンド(床置 き)	1本/ 回	100	100	100	100
	マイクスタ ンド(フニ ム)	1本/ 回	150	150	150	150
	カセットデ ッキ	1台/ 回	1,350	1,350	1,350	1,350
	CD/MD デッキ	1台/ 回	1,350	1,350	1,350	1,350
	DVD/ブ ルーレイデ ッキ	1台/ 回	620	620	620	620
	移動型スピ ーカー	一式/ 回	1,720	1,720	1,720	1,720
	プロジェク タ装飾	一式/ 回	5,230	—	5,230	—
	インカム装 飾	一式/ 回	1,720	1,720	1,720	—
	ミキシング コンソール	1台/ 回	2,610	2,610	2,610	2,610
	ポータブル レコーダー	1台/ 回	1,560	1,560	1,560	1,560
	移動型アン プラック	1台/ 回	2,610	2,610	2,610	2,610

旧

新

プレゼンテーション卓	1台／回	〃	〃	3,130	〃
------------	------	---	---	-------	---

(4) その他設備

名称	単位	使用料
ロッカー	1個／月	円 520
印刷機（モノクロ）	印刷枚数1,000枚まで ごと／製版1回	210
電気釜	1回	620
持込み機器電源（200W以上）	1kWまでごと／回	210

備考

1. (1)から(3)までの表に掲げる附属設備並びに(4)の表に掲げる電気釜及び持込み機器電源（200ワット以上）の使用料を算定する際の使用回数は、次の表の左欄に掲げる使用区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定める回数として計算する。

使用区分	回数
午前	1
午後	
夜間	

旧	新						
	<table border="1"> <tr> <td>昼間</td><td>2</td></tr> <tr> <td>午後及び夜間</td><td></td></tr> <tr> <td>全日</td><td>3</td></tr> </table> 2. (1)及び(3)の表に掲げる基本セットの内容は、次のとおりとする。 (1) 照明設備 ア ホール (ア) 基本セットA 調光装置、第1ボーダーライト及び第2ボーダーライト (イ) 基本セットB 調光装置、第1ボーダーライト、第2ボーダーライト、第1サスペンションスポットライト、シーリングスポットライト、アッパーホリゾンライト及びローアホリゾンライト (ウ) 基本セットC 調光装置、第1ボーダーライト、第2ボーダーライト、第1サスペンションスポットライト、第2サスペンションスポットライト、シーリングスポットライト、アッパーホリゾンライト、ローアホリゾンライト及びフロントサイドスポットライト イ 小ホール (ア) 基本セットA 調光装置及びサスペンションスポットライト (イ) 基本セットB 調光装置、サスペンションスポットライト及びプロセニアムスポットライト ウ 多目的ホール (ア) 基本セットA 調光装置	昼間	2	午後及び夜間		全日	3
昼間	2						
午後及び夜間							
全日	3						

旧	新
	(2) 音響設備 ア 本ホール (1) 基本セットA <u>メイン卓及び拡声装置（楽屋等運営系統を含む。以下同じ。）</u> (4) 基本セットB <u>メイン卓及び拡声装置、ダイナミックマイクロホン又はコンデンサーマイクロホンのうち2本、ステレオマイクロホン1本、マイクスタンド3本、再生・録音機器2台並びにステージモニタースピーカー2台</u> (2) 基本セットC <u>メイン卓及び拡声装置、ワイヤレスマイク2本、ダイナミックマイクロホン又はコンデンサーマイクロホンのうち5本、マイクスタンド3本、再生・録音機器2台並びにステージモニタースピーカー2台</u> イ 小ホール (1) 基本セットA <u>メイン卓及び拡声装置、ダイナミックマイクロホン又はコンデンサーマイクロホンのうち2本並びにマイクスタンド2本</u> (4) 基本セットB <u>メイン卓及び拡声装置、ダイナミックマイクロホン又はコンデンサーマイクロホンのうち2本、ステレオマイクロホン1本並びにマイクスタンド3本</u> ウ 多目的ホール (1) 基本セットA <u>メイン卓及び拡声装置、ダイナミックマイクロホン又はコンデンサーマイクロホンのうち2本並びにマイクスタンド2本</u> 3. <u>ピアノの調律に要する実費は、使用者の負担とする。</u> 4. <u>ロッカーの使用期間は、厩に従って計算し、その期間が1月未満であるとき、又は1月未満の端数があるときは、当該1月未満の期間及び当該端数の期間を1月とする。</u>

旧	新
	5. <u>印刷機で使用する用紙は、当該印刷機を使用する者が持ち込まなければならない。</u>
別表第2（第10条関係） 表 略	別表第3（第10条関係） 表 略

下関市教育委員会
議 案 第 8 号

下関市学習等供用会館の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成31年2月21日

教育委員会

教育長 児玉 典彦

下関市学習等供用会館の設置等に関する条例の一部を改正する条例

下関市学習等供用会館の設置等に関する条例(平成17年条例第112号)の一部を次のように改正する。

別表 下関市芝学習等供用会館の表 広間の項中「300円」を「310円」に改め、同表 学習室の項中「200円」を「210円」に改め、同表 休養室の項中「300円」を「310円」に改める。

別表 下関市串学習等供用会館の表 集会室の項中「300円」を「310円」に改め、同表 学習室の項及び料理教室の項中「200円」を「210円」に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

提案理由

消費税の引上げに伴い、下関市学習等供用会館の使用料に係る消費税及び知地方消費税相当分を改定するため。

新 旧 対 照 表

旧		新	
別表（第9条関係）		別表（第9条関係）	
下関市芝学習等供用会館		下関市芝学習等供用会館	
区分	使用料（1回につき）	区分	使用料（1回につき）
広間	<u>300円</u>	広間	<u>310円</u>
学習室	<u>200円</u>	学習室	<u>210円</u>
休養室	<u>300円</u>	休養室	<u>310円</u>
下関市串学習等供用会館		下関市串学習等供用会館	
区分	使用料（1回につき）	区分	使用料（1回につき）
集会室	<u>300円</u>	集会室	<u>310円</u>
学習室	<u>200円</u>	学習室	<u>210円</u>
料理室	<u>200円</u>	料理室	<u>210円</u>

下関市教育委員会
議 案 第 9 号

重要文化財旧下関英国領事館の設置等に関する条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成31年2月21日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

重要文化財旧下関英国領事館の設置等に関する条例の一部
を改正する条例

重要文化財旧下関英国領事館の設置等に関する条例（平成25年条例第170号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 1 1 条関係）

1 施設使用料

（単位：円）

使用 区分 施設名	午前	午後	夜間	昼間	午後及 び夜間	全日	冷 暖 房 (1 時 間 当 た り)
	午前 9 時 から正午 まで	午後 1 時 から午後 5 時まで	午後 6 時 から午後 1 0 時ま で	午前 9 時 から午後 5 時まで	午後 1 時 から午後 1 0 時ま で	午前 9 時 から午後 1 0 時ま で	
附 属 屋 ギ ャ ラ リ ー	4 0 0	5 0 0	6 1 0	9 1 0	1, 1 2 0	1, 5 2 0	1 0 0
中 庭	1 0 0	1 0 0	2 0 0	1 0 0	2 0 0	2 0 0	1 0 0

備考

- 1 附属屋ギャラリーの使用については、附属屋ギャラリーを分割した使用許可は行わない。
- 2 冷暖房設備を使用する場合において、使用時間が 1 時間に満たないとき、又は使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、当該 1 時間に満たない時間及び当該端数の時間は 1 時間として計算する。
- 3 使用時間には、準備及び使用後の整理等に要する時間を含むものとする。
- 4 使用時間がこの表に定める使用時間に満たない場合であっても、使用料はこの表の区分に応じ、全額を徴収する。
- 5 物品を販売する場合の使用料の額は、この表に掲げる使用料に 3 0 0 パーセントを乗じて得た額とする。
- 6 入場料又はそれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収して使用する場合の使用料（冷暖房設備に係る使用料を除く。以下この項において同じ。）の額は、この表に掲げる使用料に、次の各号に掲げる場合の区分により当該各号に定める率を乗じて得た額を加えた額とする。

- (1) 入場料等の最高額が1,000円以下の場合 50パーセント
- (2) 入場料等の最高額が1,000円を超え2,000円以下の場合 80パーセント
- (3) 入場料等の最高額が2,000円を超える場合 100パーセント

2 附属設備等使用料

(単位：円)

名称	単位	使用料	附属品
演台	1台／回	340	
ステージ	1式／回	1,250	
ワイヤレスマイク	1台／回	140	アンプ
プロジェクター	1式／回	390	設置台、スクリーン
液晶テレビ	1台／回	190	
ブルーレイディスクプレーヤー	1台／回	100	
展示パネル	1台／回	230	
持参電気器具	定格表示電力の合計量 1kwにつき1回当たり	100	

備考

- この使用料を算定する際の回数は、午前（午前9時から正午まで）、午後（午後1時から午後5時まで）及び夜間（午後6時から午後10時まで）の区分ごとに、それぞれ1回として計算する。
- 持参電気器具の定格表示電力の合計量が1キロワット未満のとき、又は合計量に1キロワット未満の量があるときは、当該

1 キロワット未満の量を1 キロワットとして計算する。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

提案理由

重要文化財旧下関英国領事館の附属設備等に係る使用料を定め、消費税の引上げに伴い、使用料に係る消費税及び地方消費税相当分を改定するため。

旧

別表（第11条関係）

（単位：円）

施設名	使用区分	午前	午後	夜間	昼間	午後及び夜間	全日	冷暖房 (1時間当たり)
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	
附属屋ギャラリー		400	500	600	900	1,100	1,500	100
中庭		100	100	200	100	200	200	100

備考

1. 附属屋ギャラリーの使用については、附属屋ギャラリーを分割した使用許可は行わない。
2. 冷暖房設備を使用する場合において、使用時間が1時間に満たないとき、又は使用時間に1時間未満の端数があるときは、当該1時間に満たない時間及び当該端数の時間は1時間として計算する。
3. 使用時間には、準備及び使用後の整理等に要する時間を含むものとする。
4. 使用時間がこの表に定める使用時間に満たない場合であつて

新

別表（第11条関係）

1. 施設使用料

（単位：円）

施設名	使用区分	午前	午後	夜間	昼間	午後及び夜間	全日	冷暖房 (1時間当たり)
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	
附属屋ギャラリー		400	500	610	910	1,120	1,520	100
中庭		100	100	200	100	200	200	100

備考

1. 附属屋ギャラリーの使用については、附属屋ギャラリーを分割した使用許可は行わない。
2. 冷暖房設備を使用する場合において、使用時間が1時間に満たないとき、又は使用時間に1時間未満の端数があるときは、当該1時間に満たない時間及び当該端数の時間は1時間として計算する。
3. 使用時間には、準備及び使用後の整理等に要する時間を含むものとする。

旧				新			
も、使用料はこの表の区分に応じ、全額を徴収する。				4. 使用時間がこの表に定める使用時間に満たない場合であつても、使用料はこの表の区分に応じ、全額を徴収する。			
5. 物品を販売する場合の使用料の額は、この表に掲げる使用料に300パーセントを乗じて得た額とする。				5. 物品を販売する場合の使用料の額は、この表に掲げる使用料に300パーセントを乗じて得た額とする。			
6. 入場料又はそれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収して使用する場合の使用料（冷暖房設備に係る使用料を除く。以下この項において同じ。）の額は、この表に掲げる使用料に、次の各号に掲げる場合の区分により当該各号に定める率を乗じて得た額を加えた額とする。				6. 入場料又はそれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収して使用する場合の使用料（冷暖房設備に係る使用料を除く。以下この項において同じ。）の額は、この表に掲げる使用料に、次の各号に掲げる場合の区分により当該各号に定める率を乗じて得た額を加えた額とする。			
(1) 入場料等の最高額が1,000円以下の場合 50パーセント				(1) 入場料等の最高額が1,000円以下の場合 50パーセント			
(2) 入場料等の最高額が1,000円を超え2,000円以下の場合 80パーセント				(2) 入場料等の最高額が1,000円を超え2,000円以下の場合 80パーセント			
(3) 入場料等の最高額が2,000円を超える場合 100パーセント				(3) 入場料等の最高額が2,000円を超える場合 100パーセント			
7. 附属設備を使用する場合は、規則で定める使用料を徴収する。				2. 附属設備等使用料 (単位：円)			
名称		単位	使用料	附属品			
演台		1台/回	340				
ステージ		一式/回	1,250				
ワイヤレスマイク		1台/回	140	インプ			
プロジェクター		一式/回	390	設置台、スクリーン			

旧	新			
	液晶テレビ	1台／回	190	
	ブルーレイディスクプレーヤー	1台／回	100	
	展示パネル	1台／回	230	
	持参電気器具	定格表示電力の合計量1kwにつき1回当たり	100	

備考

1. この使用料を算定する際の回数は、午前（午前9時から正午まで）、午後（午後1時から午後5時まで）及び夜間（午後6時から午後10時まで）の区分ごとに、それぞれ1回として計算する。

2. 持参電気器具の定格表示電力の合計量が1キロワット未満のとき、又は合計量に1キロワット未満の量があるときは、当該1キロワット未満の量を1キロワットとして計算する。

下関市教育委員会

議案第 10 号

下関市立美術館の設置等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成31年 2月21日

下関市教育委員会

教育長 児玉 典彦

下関市立美術館の設置等に関する条例の一部を改正する条例

下関市立美術館の設置等に関する条例（平成17年条例第120号）の一部
を次のように改正する。

第6条第1項中「ときは、」を「場合は、その」に、「1階の展示室又は講堂」
を「次に掲げる施設」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 1階の展示室
- (2) 講堂
- (3) 光庭（原則として1階の展示室に付随して使用するときに限る。）
- (4) 造形室
- (5) 窯場（原則として造形室で作成した作品の焼成を目的として使用するときに限る。）

第6条第2項中「許可」を「規定による許可（以下「使用許可」という。）」
に、「許可の申請をしなければ」を「委員会に申請しなければ」に改め、同条第
3項中「使用の許可」を「使用許可」に改め、同条第4項中「使用の許可」を
「使用許可」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加
える。

- 4 使用許可により窯場に入場することができる時間は、午前9時30分から
午後5時までとする。ただし、委員会が特別の理由があると認めた場合は、
この限りでない。

第7条中「第5条」を「第5条第2項」に、「前条」を「前条第5項」に改
め、「使用料」の次に「(以下「観覧料等」という。)」を加える。

第8条中「観覧料、特別観覧料又は使用料」を「観覧料等」に改める。

第9条第1項中「委員会は、」の次に「美術館の」を加え、「、次」を「次」

に改め、「該当する」の次に「と認めるとき、又は美術館の管理上支障があると認める」を、「ときは、」の次に「美術館の」を、「若しくは」の次に「美術作品の」を、「又は」の次に「美術館からの」を加え、同項第2号中「建物若しくは施設設備」を「美術館の建物、施設、設備」に改め、同項第4号を削り、同条第2項中「第6条の規定により施設の使用の許可」を「使用許可」に改め、「許可に」を「使用許可に」に改め、「該当する」の次に「と認める」を加え、「施設の使用を許可せず」を「使用許可をせず」に、「既にした許可」を「使用許可」に、「取り消すこと」を「取り消し、当該施設の使用を停止させ、若しくは使用許可に付した条件を変更すること（次項において「使用許可の取消し等」という。）」に改め、同項第2号中「と認められる」を削り、同条に次の1項を加える。

- 3 市は、使用許可の取消し等によって使用者に損害が生ずることがあっても、その賠償の責めを負わない。

別表第1中

「

所蔵品展示観覧料	区分	1人1回につき	
		一般	大学生等
	個人	円 200	円 100
	団体（20人以上）	160	80

」

を

「

区分		1人1回につき	
		一般	大学生等
所蔵品展示観覧料	個人	円 210	円 100
	団体（20人以上）	160	80

」

に改める。

別表第2 熟覧の項中「200円」を「210円」に改め、同表 模写、模造等の項中「1,030円」を「1,040円」に改め、同表 撮影等の部 モノクロームの款 出版等収益を伴う場合の項中「1,550円」を「1,570円」に改め、同部 カラーの款 学術研究を目的とする場合の項中「300円」を「310円」に改め、同款 出版等収益を伴う場合の項中「3,120円」を「3,170円」に改め、同表備考第3項中「一そろえ」を「一そろい」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第6条関係）

1 施設使用料（窯場使用料を除く。）

区分		午前9時30分 から正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時30分 から午後5時まで
展示室		円 2,460	円 5,070	円 7,550
講堂		1,840	3,710	5,690
光庭	壁面及び床面を使用する場合	2,000	3,200	5,200
	壁面を使用する場合	1,000	1,600	2,600
	床面を使用する場合	1,000	1,600	2,600
造形室		750	1,200	1,950

備考 展示室の利用者は、光庭の展示室側の壁面を使用することができる。

この場合において、当該壁面の使用料は、無料とする。

2 窯場使用料

区分	使用料
窯場	1回（8日以内） 4,500円

備考

1 陶芸窯の使用は、窯場の1回の使用につき1回とする。

2 陶芸窯を使用する場合は、別に実費を徴収する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 光庭、造形室及び窯場の使用に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提案理由

下関市立美術館の光庭、造形室及び窯場に係る使用料を定め、消費税率の引上げに伴い、同施設の観覧料等に係る消費税及び地方消費税相当分を改定し、並びに所要の条文整備を行うため。

新 旧 対 照 表

旧	新
(施設の使用) 第6条 委員会は、美術館の設置目的を達成するために必要があると認めるときは、運営に支障のない範囲で、<u>1階の展示室又は講堂の使用を許可</u>することができる。 2 前項の許可を受けようとする者は、<u>教育委員会規則</u>の定めるところにより、<u>許可の申請をしなければならない</u>。 3 委員会は、<u>使用の許可</u>に条件を付すことができる。 4 <u>使用の許可</u>を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第3に定める使用料を納付しなければならない。	(施設の使用) 第6条 委員会は、美術館の設置目的を達成するために必要があると認める場合は、その運営に支障のない範囲で、<u>次に掲げる施設の使用を許可</u>することができる。 (1) <u>1階の展示室</u> (2) <u>講堂</u> (3) <u>光庭（原則として1階の展示室に付随して使用するときに限る。）</u> (4) <u>造形室</u> (5) <u>窯場（原則として造形室で作成した作品の焼成を目的として使用するときに限る。）</u> 2 前項の規定による許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者は、教育委員会規則に定めるところにより、<u>委員会に申請しなければならない</u>。 3 委員会は、<u>使用許可</u>に条件を付すことができる。 4 <u>使用許可により窯場に入場することができる時間は、午前9時30分から午後5時までとする。ただし、委員会が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。</u> 5 <u>使用許可</u>を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第3に定める使用料を納付しなければならない。

旧	新
(観覧料等の減免) 第7条 市長は、特別の理由があると認めるときは、第4条の観覧料、<u>第5条の特別観覧料又は前条の使用料</u>を減免することができる。 (観覧料等の不還付) 第8条 既納の<u>観覧料、特別観覧料又は使用料</u>は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。 (入館及び使用の制限) 第9条 委員会は、<u>入館者（入館しようとする者を含む。以下同じ。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、入館若しくは観覧を拒み、又は退館を命ずることができる。</u> (1) 略 (2) <u>建物若しくは施設設備又は美術作品を損傷し、又は損傷するおそれのあるとき。</u> (3) 略 (4) <u>美術館の管理上支障があると認められるとき。</u> 2 委員会は、<u>第6条の規定により施設の使用の許可</u>を受けようとする者若しくは使用者又は<u>許可に係る施設の利用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用を許可せず、又は既にした許可を取り消すこと</u>がで	(観覧料等の減免) 第7条 市長は、特別の理由があると認めるときは、第4条の観覧料、<u>第5条第2項の特別観覧料又は前条第5項の使用料（以下「観覧料等」という。）</u>を減免することができる。 (観覧料等の不還付) 第8条 既納の<u>観覧料等</u>は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。 (入館及び使用の制限) 第9条 委員会は、<u>美術館の入館者（入館しようとする者を含む。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、又は美術館の管理上支障があると認めるときは、美術館の入館若しくは美術作品の観覧を拒み、又は美術館からの退館を命ずることができる。</u> (1) 略 (2) <u>美術館の建物、施設、設備又は美術作品を損傷し、又は損傷するおそれのあるとき。</u> (3) 略 <u>削除</u> 2 委員会は、<u>使用許可</u>を受けようとする者若しくは使用者又は<u>使用許可に係る施設の利用者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可をせず、又は使用許可を取り消し、当該施設の使用を停止させ、若しく</u>

旧		新	
る。		は使用許可に付した条件を変更すること（次項において「使用許可の取消し等」という。）ができる。	
(1) 略		(1) 略	
(2) 営利を目的とする <u>と認められるとき</u> 。		(2) 営利を目的とするとき。	
別表第1（第4条関係）		3 市は、使用許可の取消し等によって使用者に損害が生ずることがあっても、その賠償の責めを負わない。	
別表第1（第4条関係）		別表第1（第4条関係）	
観覧料		観覧料	
所蔵品展示観覧料	区分	1人1回につき	
		一般	大学生等
	個人	円	円
		200	100
	団体（20人以上）	160	80
略		略	
備考 略		備考 略	
別表第2（第5条関係）		別表第2（第5条関係）	
特別観覧料		特別観覧料	
区分		1点につき	
熱覧		1日	200円
模写、模造等		1日	1,030円
略		略	
備考 略		備考 略	
別表第2（第5条関係）		別表第2（第5条関係）	
特別観覧料		特別観覧料	
区分		1点につき	
熱覧		1日	210円
模写、模造等		1日	1,040円
略		略	
備考 略		備考 略	

旧		新	
撮影等	モノクローム	略	
		出版等収益を伴う場合	1回 1,550円
	カラー	学術研究を目的とする場合	1回 300円
		出版等収益を伴う場合	1回 3,120円
備考		備考	
1 略		1 略	
2 略		2 略	
3 一そろえをなす卷子は、一そろい以内を1点とする。		3 一そろいをなす卷子は、一そろい以内を1点とする。	
4 略		4 略	
5 略		5 略	
別表第3（第6条関係）		別表第3（第6条関係）	
1階展示室・講堂使用料		1 施設使用料（窯場使用料を除く。）	
区分	午前9時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時30分から午後5時まで
展示室	円	円	円
	2,420	4,980	7,420
講堂	1,810	3,650	5,590
区分	午前9時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時30分から午後5時まで
展示室	円	円	円
	2,460	5,070	7,550
講堂	1,840	3,710	5,690
光庭	壁面及び内面を使用する場合	2,000	3,200
			5,200

旧	新			
	壁面を使用する場合	1,000	1,600	2,600
	床面を使用する場合	1,000	1,600	2,600
	造形室	750	1,200	1,950
	備考 展示室の使用者は、光庭の展示室側の壁面を使用することができる。 この場合において、当該壁面の使用料は、無料とする。			
	2 窯場使用料			
区分		使用料		
窯場		1回（8日以内）	4,500円	
備考				
1 陶芸窯の使用は、窯場の1回の使用につき1回とする。				
2 陶芸窯を使用する場合は、別に実費を徴収する。				

下 関 市 教 育 委 員 会
議 案 第 1 1 号

下関市立歴史博物館の設置等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成31年 2月21日

下 関 市 教 育 委 員 会
教育長 児玉 典彦

下関市立歴史博物館の設置等に関する条例の一部を改正する条例

下関市立歴史博物館の設置等に関する条例（平成28年条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第1 常設展示観覧料の部 個人の項中「200円」を「210円」に
改め、同表 企画展示観覧料の部 個人の項中「100円」を「210円」に、
「50円」を「100円」に改め、同部 団体（20人以上）の項中「80円」
を「160円」に、「40円」を「80円」に改め、同表備考第2項中「博物
館の収蔵資料」を「本館に収蔵する資料」に改める。

別表第2中

「

1日	200円
1日	1,030円
1回	150円
1回	1,550円
1回	300円
1回	3,120円
1回	216,000円

を

「

1日	210円
1日	1,040円
1回	150円
1回	1,570円
1回	310円
1回	3,170円
1回	220,000円

」

」

に改め、同表備考第2項中「、資料」を「、博物館資料」に、「博物館に保管されている資料」を「博物館資料」に改め、同表備考第3項を削る。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

提案理由

下関市立歴史博物館に係る企画展示観覧料を改定し、消費税率の引上げに伴い、同施設の観覧料に係る消費税及び地方消費税相当分を改定し、並びに所要の条文整備を行うため。

新 旧 対 照 表

旧				新			
別表第 1（第 4 条関係）				別表第 1（第 4 条関係）			
区分		1 人 1 回につき		区分		1 人 1 回につき	
		一般	大学生等			一般	大学生等
常設展示観覧料	個人	200円	略	常設展示観覧料	個人	210円	略
	略				略		
企画展示観覧料	個人	100円	50円	企画展示観覧料	個人	210円	100円
	団体（20人以上）	80円	40円		団体（20人以上）	160円	80円
略				略			
備考				備考			
1 略				1 略			
2 「企画展示観覧料」とは、博物館の収蔵資料及び近隣に所在する資料で構成されるもので、臨時に企画し、及び開催する展覧会等の観覧料をいう。				2 「企画展示観覧料」とは、本館に収蔵する資料及び近隣に所在する資料で構成されるもので、臨時に企画し、及び開催する展覧会等の観覧料をいう。			
3				3			
4 略				4 略			
5				5			

旧

別表第2（第5条関係）

区分			特別観覧料 (1件につき)	
熟覧			1日	200円
模写、模造等			1日	1,030円
撮影等	モノクローム	学術研究を目的とする場合	1回	150円
		出版等収益を伴う場合	1回	1,550円
	カラー	学術研究を目的とする場合	1回	300円
		出版等収益を伴う場合	1回	3,120円
複製			1回	215,000円

備考

1 略

2 「撮影等」とは、資料を撮影すること、又は博物館に保管されている資料が撮影されたフィルム等を借り受けることをいう。

3 「1回」とは、資料の撮影を開始してから終了するまで又はフィルム等を借り受けてから返却するまでをいう。

新

別表第2（第5条関係）

区分			特別観覧料 (1件につき)	
熟覧			1日	210円
模写、模造等			1日	1,040円
撮影等	モノクローム	学術研究を目的とする場合	1回	150円
		出版等収益を伴う場合	1回	1,570円
	カラー	学術研究を目的とする場合	1回	310円
		出版等収益を伴う場合	1回	3,170円
複製			1回	220,000円

備考

1 略

2 「撮影等」とは、博物館資料を撮影すること、又は博物館資料が撮影されたフィルム等を借り受けることをいう。

削除

下 関 市 教 育 委 員 会
議 案 第 1 2 号

下関市立東行記念館の設置等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成31年 2月21日

下 関 市 教 育 委 員 会
教育長 児玉 典彦

下関市立東行記念館の設置等に関する条例の一部を改正する条例

下関市立東行記念館の設置等に関する条例（平成21年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「等又は撮影」を「、撮影、複製」に改める。

別表第1中「観覧料の額（1人1回につき）」を「1人1回につき」に改める。

別表第2中「の額（1点）」を「（1件）」に改め、同表 熟覧の項中「200円」を「210円」に改め、同表 模写、模造等の項中「1,030円」を「1,040円」に改め、同表 撮影等の部 モノクロームの款 出版等利益を伴う場合の項中「1,550円」を「1,570円」に改め、同部 カラーの款 学術研究を目的とする場合の項中「300円」を「310円」に改め、同款 出版等利益を伴う場合の項中「3,120円」を「3,170円」に改め、同表に次のように加える。

複製	1回 220,000円
----	-------------

別表第2備考第2項中「とは、」の次に「記念館に展示され、又は保存されている」を加え、「記念館に保管されている」を「当該」に改め、同表備考第3項を削る。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

提案理由

下関市立東行記念館に係る複製のための特別観覧料を定め、消費税率の引上げに伴い、同施設の使用料に係る消費税及び地方消費税相当分を改定し、並びに所要の条文整備を行うため。

<

下 関 市 教 育 委 員 会
議 案 第 1 3 号

財産の取得について
上記の議案を提出する。

平成31年 2月21日

下 関 市 教 育 委 員 会
教育長 児玉 典彦

財産の取得について

下関市立歴史博物館に所蔵するため、下記のとおり財産を取得する。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の相手方 | 東京都港区赤坂六丁目8番2号
ホライズンプレイス赤坂1804号
毛利陽織 |
| 2 | 目的物 | 長府毛利家遺品19点（内訳別表のとおり。） |
| 3 | 取得価格 | 50,000,000円 |

提案理由

長府毛利家遺品を取得するため。

別表

財産の名称	数量	金額
毛利秀元画像（狩野探幽筆）	1 幅	7,000,000円
毛利秀元画像	1 幅	300,000円
毛利元就画像	1 幅	300,000円
毛利綱元画像	1 幅	1,160,000円
毛利匡広画像	1 幅	600,000円
毛利元運画像	1 幅	300,000円
毛利元周画像（狩野芳崖筆）	1 幅	2,900,000円
毛利元周画像	1 幅	300,000円
脇差し（備前長船康光作）	1 口	640,000円
脇差し（伊達綱宗作）	1 口	350,000円
脇差し（兼定作）	1 口	240,000円
脇差し（備前三原住正清作）	1 口	420,000円
豊公朱章	4 巻 (21 通)	32,000,000円
豊臣秀吉公朱章	1 巻 (1 通)	1,450,000円
秀元公朝鮮御出陣書翰 ^{かん}	1 巻 (1 通)	1,740,000円
紫組冠懸免状	1 巻 (1 通)	300,000円
合計		50,000,000円

長府毛利家遺品 平成30年度取得品目録

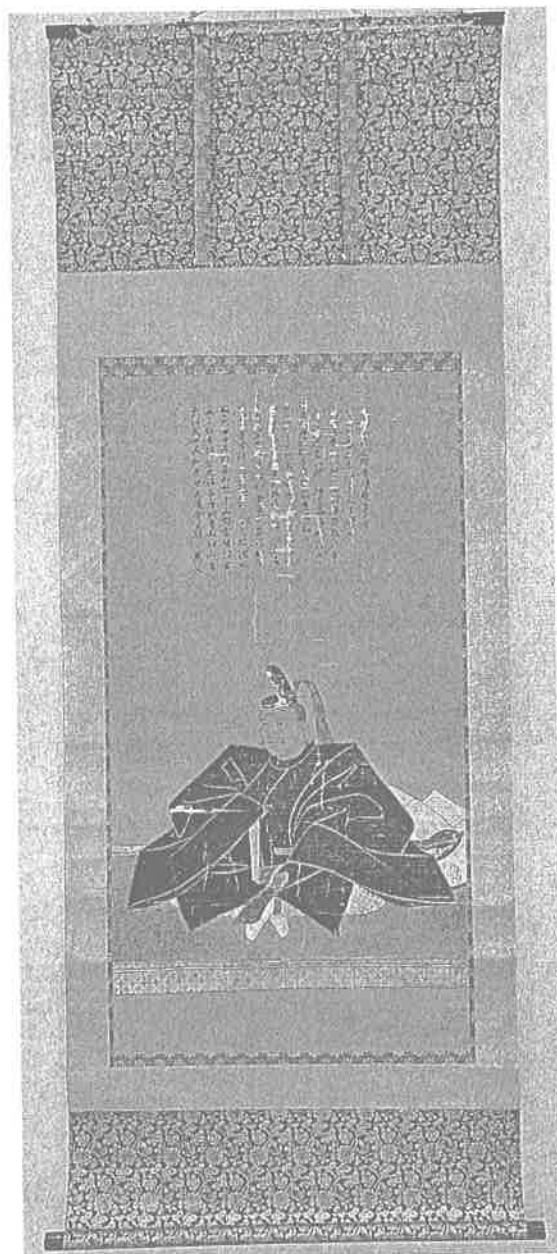
品名	員数	材質	形状	法量	摘要	取得額(円)
1 毛利秀元画像(狩野探幽筆)	1幅	絹本着色	掛幅装	縦 88.5(192.0)cm 横 56.7(70.4)cm	慶安4年(1651)作 作者:狩野探幽、賛者:清巖宗渭	7,000,000
2 毛利秀元画像	1幅	絹本着色	掛幅装	縦 84.8(191.0)cm 横 55.6(69.7)cm		300,000
3 毛利元就画像	1幅	絹本着色	掛幅装	縦 84.8(191.0)cm 横 55.6(69.7)cm		300,000
4 毛利綱元画像	1幅	絹本着色	掛幅装	縦 103.0(200.5)cm 横 48.0(57.7)cm	賛者:綱元自賛	1,160,000
5 毛利匡広画像	1幅	絹本着色	掛幅装	縦 107.4(204.3)cm 横 45.0(58.8)cm	賛者:覚苑寺素岳	600,000
6 毛利元運画像	1幅	絹本着色	掛幅装	縦 76.8(156.5)cm 横 36.6(48.2)cm		300,000
7 毛利元周画像(狩野芳崖筆)	1幅	絹本着色	掛幅装	縦 52.4(113.8)cm 横 35.7(45.4)cm	作者:狩野芳崖	2,900,000
8 毛利元周画像	1幅	絹本着色	掛幅装	縦 59.7(149.0)cm 横 36.8(48.1)cm		300,000
9 脇差し(備前長船康光作)	1口	鉄		長さ 1尺6寸0分5厘 反り 4分5厘	拵付き [銘] 備前長船康光 応永廿四年八月 日 [登録記号番号] 山口第632号	640,000
10 脇差し(藤原綱宗作)	1口	鉄		長さ 1尺8寸1分5厘 反り 4分	拵付き [銘] 伊達氏二十代四位下左近少将兼陸奥太守 藤原綱宗徒然之餘於武州品川私第作之 [登録記号番号] 山口第633号	350,000

11	脇差し(兼定作)	1口	鉄		長さ1尺8寸 反り3分5厘	拵付き 〔銘〕兼定作 〔登録記号番号〕山口第634号	240,000
12	脇差し(備州三原住正清)	1口	鉄		長さ1尺8寸4分5厘 反り7分	拵付き 〔銘〕備州三原住正清 〔登録記号番号〕山口第635号	420,000
13	豊公朱章	4巻				21通	32,000,000
	豊公朱章 壹	1巻		卷子装		4通	
	豊臣秀吉朱印状	1通	紙本墨書		縦 44.4cm 横 223.9cm	毛利輝元あて 天正20年6月3日	
	豊臣秀吉朱印状	1通	紙本墨書		縦 45.1cm 横 64.4cm	毛利秀元あて 文禄2年8月7日	
	豊臣秀吉朱印状	1通	紙本墨書		縦 45.1cm 横 244.1cm	毛利秀元あて 慶長2年2月21日	
	豊臣秀吉高麗陣陣立書	1通	紙本墨書		縦 299.7cm 横 42.6cm	慶長2年2月21日	
	豊公朱章 貳	1巻		卷子装		9通	
	豊臣秀吉朱印状	1通	紙本墨書		縦 22.5cm 横 125.7cm	毛利秀元あて (天正20年)12月5日	
	豊臣秀吉朱印状	1通	紙本墨書		縦 22.5cm 横 61.1cm	毛利秀元あて (文禄2年)3月14日	
	豊臣秀吉朱印状	1通	紙本墨書		縦 22.5cm 横 128.2cm	毛利秀元あて (文禄2年)8月6日	
	豊臣秀吉朱印状	1通	紙本墨書		縦 22.5cm 横 126.0cm	毛利秀元あて (文禄2年)9月23日	
	豊臣秀吉朱印状	1通	紙本墨書		縦 22.5cm 横 59.6cm	毛利秀元あて (文禄2年)後9月26日	
	豊臣秀吉朱印状	1通	紙本墨書		縦 22.5cm 横 63.7cm	毛利秀元あて (文禄2年)11月10日	
	豊臣秀吉朱印状	1通	紙本墨書		縦 22.5cm 横 126.1cm	毛利秀元あて (文禄3年)正月28日	

	豊臣秀吉朱印状	1通	紙本墨書		縦 22.5cm 横 60.7cm	毛利秀元あて (文禄3年)卯月16日
	豊臣秀吉朱印状	1通	紙本墨書		縦 22.5cm 横 64.7cm	毛利秀元あて (文禄3年)6月24日
	豊公朱章 参	1巻		卷子装		5通
	豊臣秀吉朱印状	1通	紙本墨書		縦 22.5cm 横 65.3cm	毛利秀元あて (文禄2年)7月23日
	豊臣秀吉朱印状	1通	紙本墨書		縦 22.5cm 横 62.1cm	毛利秀元あて (慶長2年)8月29日
	豊臣秀吉朱印状	1通	紙本墨書		縦 22.5cm 横 58.5cm	毛利秀元あて (慶長2年)12月6日
	豊臣秀吉朱印状	1通	紙本墨書		縦 22.5cm 横 63.5cm	毛利秀元あて (慶長3年)正月17日
	豊臣秀吉朱印状	1通	紙本墨書		縦 22.5cm 横 63.7cm	毛利秀元あて (慶長3年)正月23日
	豊公朱章 四	1巻		卷子装		3通
	豊臣秀吉朱印状	1通	紙本墨書		縦 22.5cm 横 126.5cm	毛利秀元あて (慶長2年)8月10日
	豊臣秀吉朱印状	1通	紙本墨書		縦 22.5cm 横 127.5cm	毛利秀元あて (慶長2年)8月14日
	豊臣秀吉朱印状	1通	紙本墨書		縦 22.5cm 横 64.0cm	毛利秀元あて (慶長2年)12月4日
14	豊臣秀吉公朱章	1巻	紙本墨書	卷子装	縦 22.8cm 横 127.6cm	1通 豊臣秀吉朱印状 安国寺(恵瓊)あて (文禄3年)正月21日
15	秀元公朝鮮御出陣書翰	1巻	紙本墨書	卷子装	縦 17.1cm 横 91.0cm	1通 豊臣氏五大老連署書状 毛利秀元あて (慶長3年)11月25日
16	紫組冠懸免状	1巻	紙本墨書	卷子装	縦 30.4cm 横 47.0cm	1通 飛鳥井雅枝書状 毛利秀元あて (文禄2年)正月2日
	合 計	16件19点				50,000,000

※ 取得品の写真等は別紙のとおり。

1 毛利秀元画像（狩野探幽筆）



絹本著色、掛幅装

縦 88.5 cm (192.0 cm)、横 56.7 cm (70.4 cm)

慶安4年(1651)9月上旬着賛

作者 狩野探幽 賛者 清巖宗渭

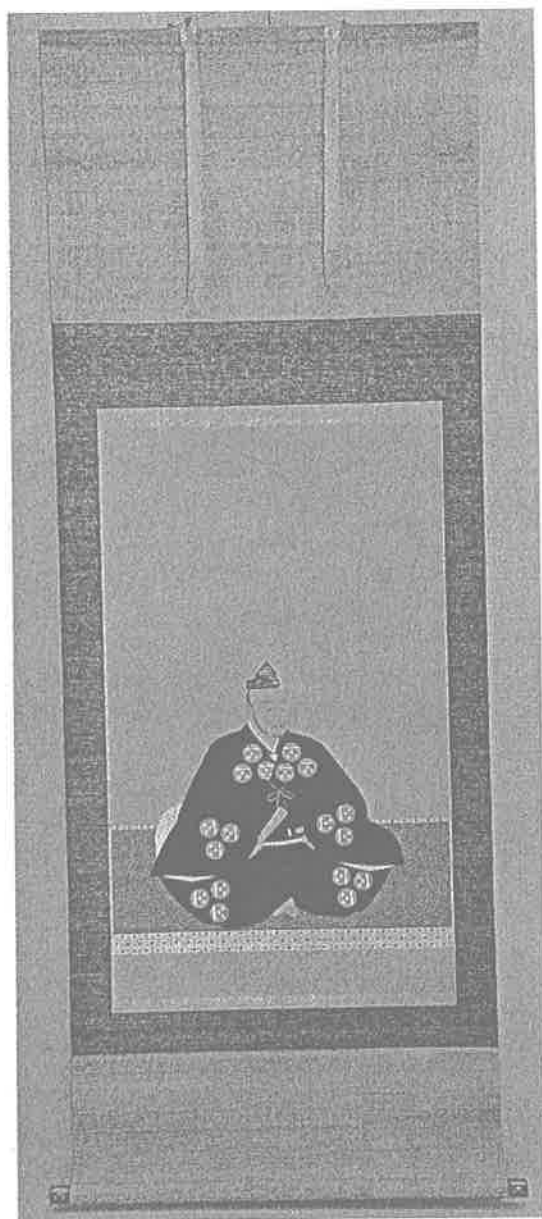
毛利秀元は長府藩初代藩主

2 毛利秀元画像



絹本著色、掛幅装
縦 84.8 cm (191.0 cm)、横 55.6 cm (69.7 cm)
明治時代

3 毛利元就画像



絹本著色、掛幅装
縦 84.8 cm (191.0 cm)、横 55.6 cm (69.7 cm)
明治時代

4 毛利綱元画像



絹本著色、掛幅装

縦 103.0 cm (200.5 cm)、横 48.0 cm (57.7 cm)

賛者 毛利綱元

江戸時代前期

毛利綱元は長府藩 3 代藩主

5 毛利匡広画像



絹本著色、掛幅装

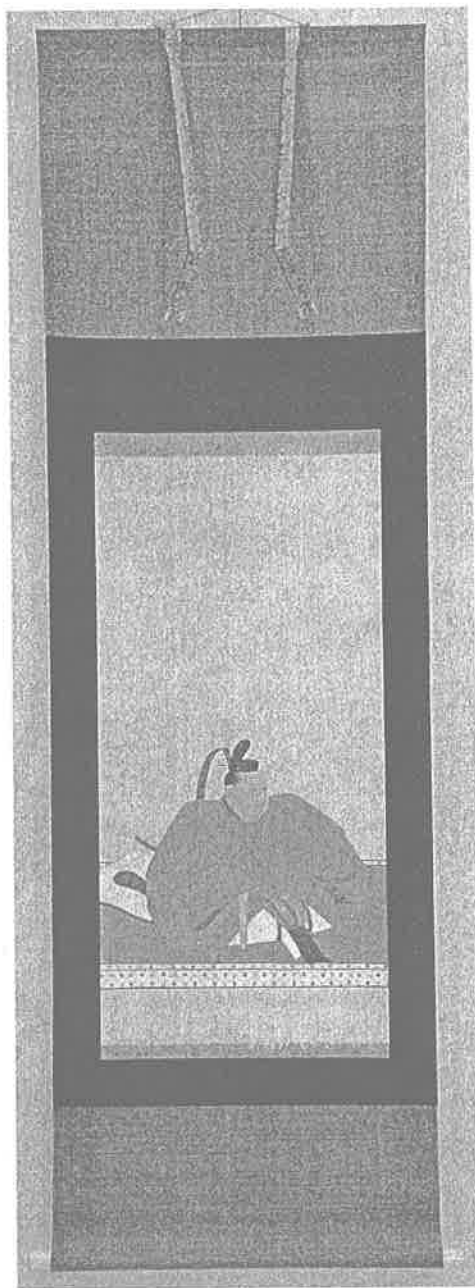
縦 107.4 cm (204.3 cm)、横 45.0 cm (58.8 cm)

賛者 覚苑寺素岳

江戸時代中期

毛利匡広は長府藩 6 代藩主

6 毛利元運画像



絹本著色、掛幅装

縦 76.8 cm (156.5 cm)、横 36.6 cm (48.2 cm)

江戸時代後期

毛利元運は長府藩 1 2 代藩主

7 毛利元周画像（狩野芳崖筆）



絹本著色、掛幅装

縦 52.4 cm (113.8 cm)、横 35.7 cm (45.4 cm)

作者 狩野芳崖

幕末～明治初期

毛利元周は長府藩 13 代藩主

8 毛利元周画像

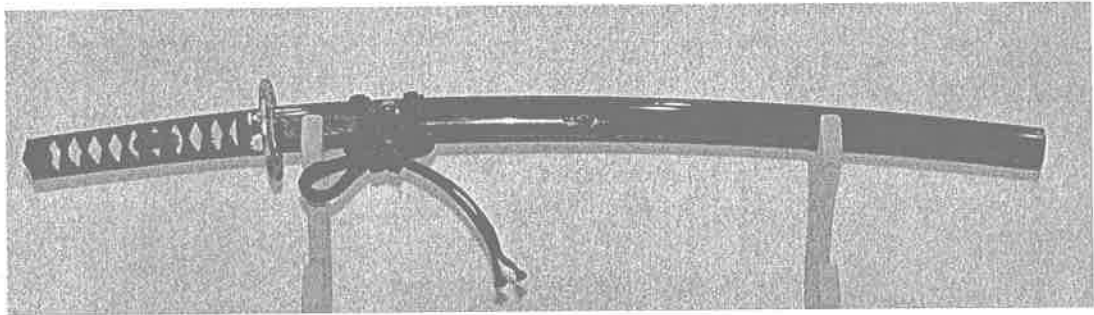
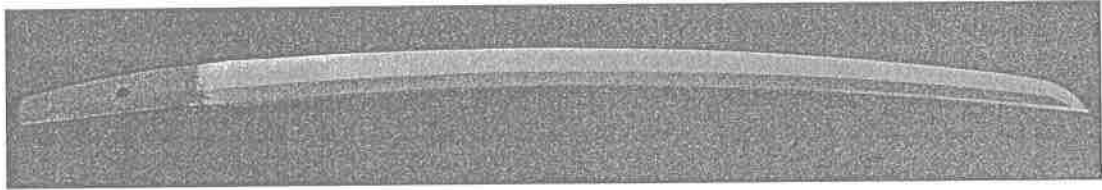


絹本著色、掛幅装

縦 59.7 cm (149.0 cm)、横 36.8 cm (48.1 cm)

明治初期

9 脇差し



銘〔表〕備前長船康光

〔裏〕応永廿二二年八月 日

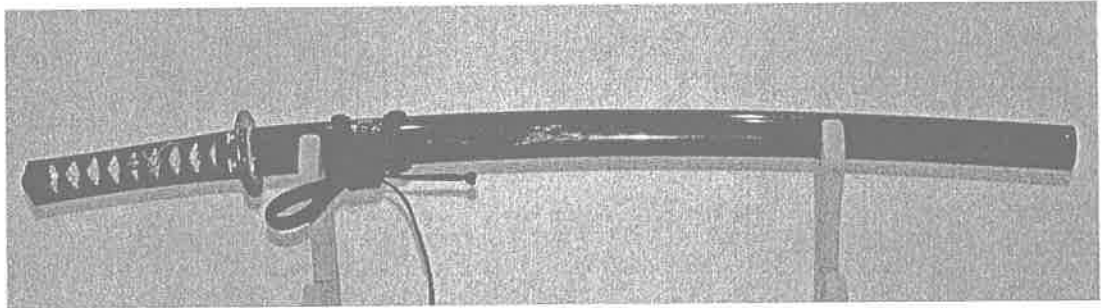
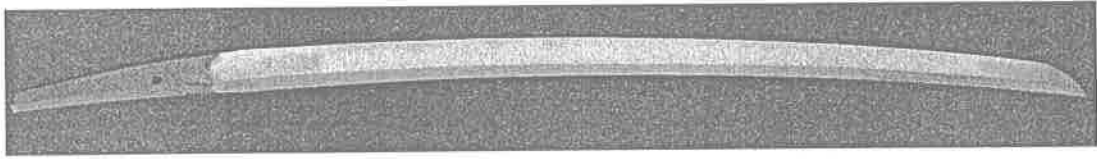
長(刃長) 1尺6寸0分5厘(約48.6 cm)

反り 4分5厘(約1.4 cm)

目釘穴 1個

登録記号番号 山口第632号

制作時期 応永24年(1417)8月



銘〔表〕伊達氏二十代四位下左近少将兼陸奥太守

〔裏〕藤原綱宗徒然之餘於武州品川私第作之

長(刃長) 1尺8寸1分5厘(約 55.0 cm)

反り 4分(約 1.2 cm)

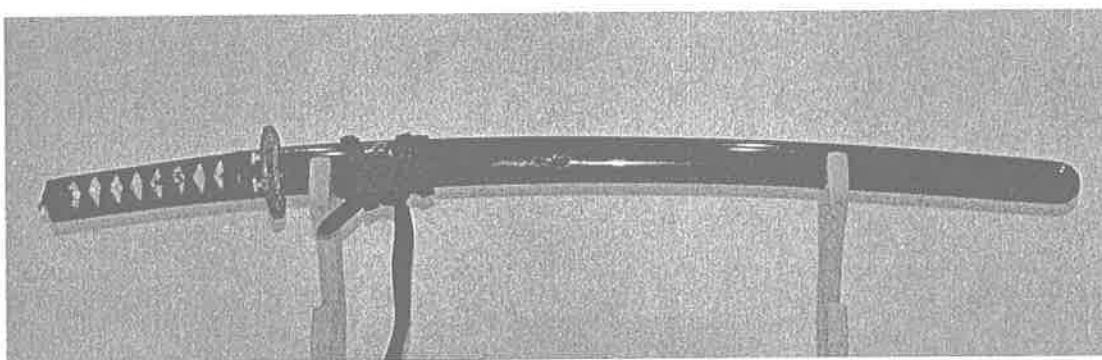
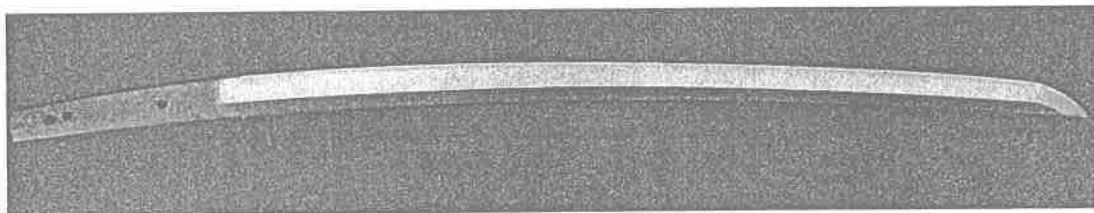
目釘穴 1個

登録記号番号 山口第633号

制作時期 江戸時代前期

伊達綱宗は仙台藩3代藩主

11 脇差し



銘〔表〕兼定作

長(刃長) 1尺8寸(約54.5cm)

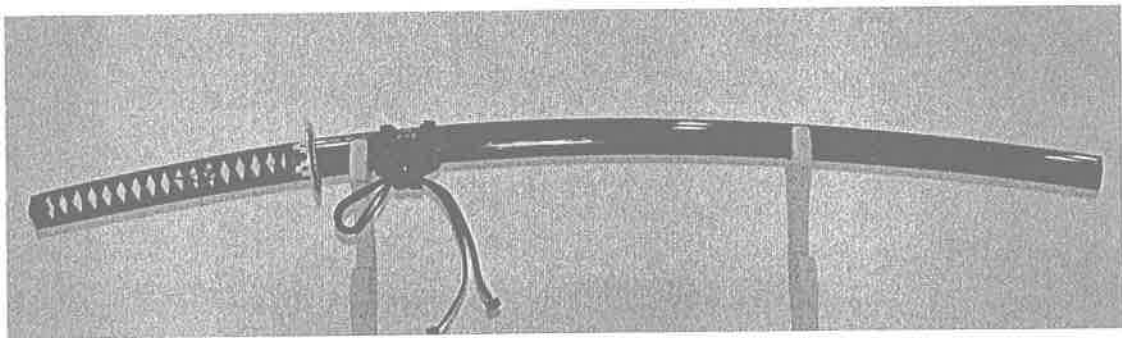
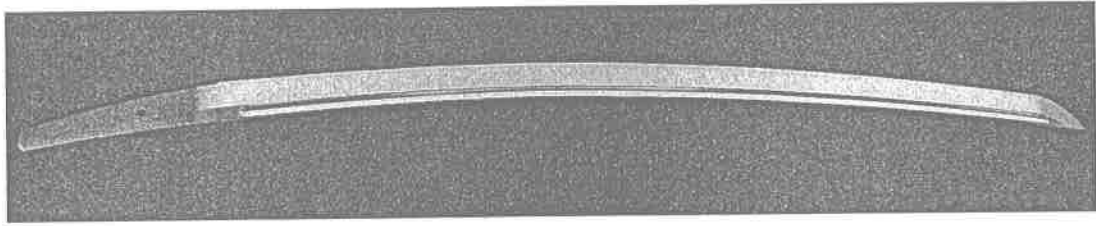
反り 3分5厘(約1.06cm)

目釘穴 3個

登録記号番号 山口第634号

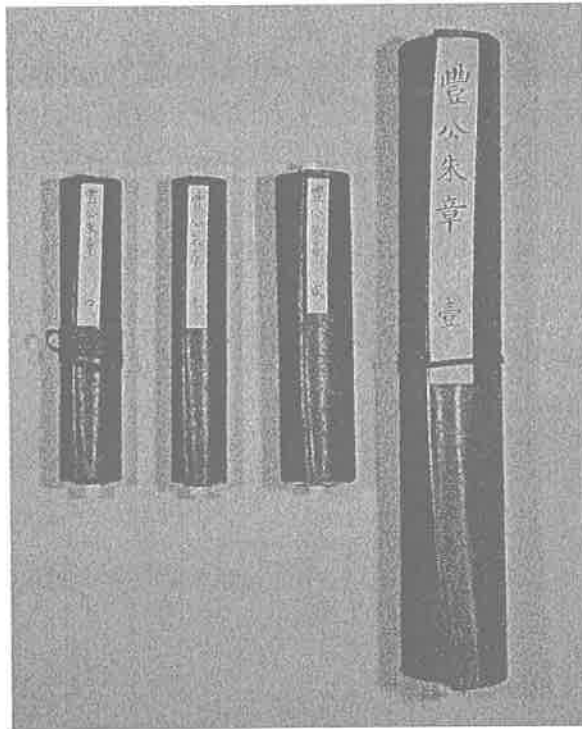
制作時期 室町時代

1 2 脇差し



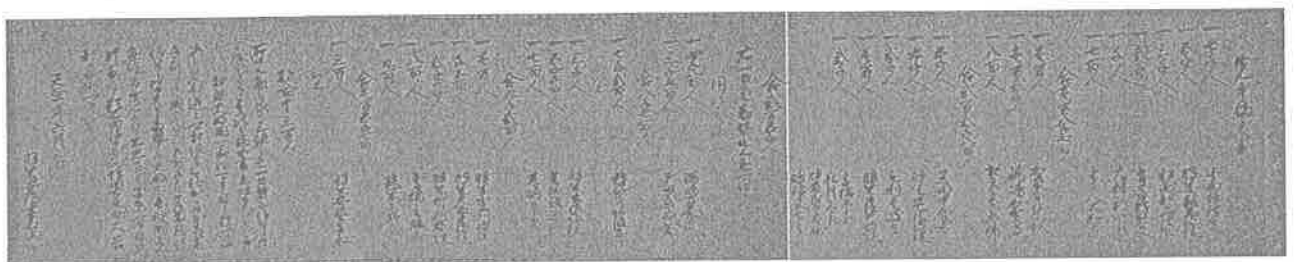
銘〔表〕備州三原住正清
長(刃長) 1尺8寸4分5厘(約55.9 cm)
反り 7分(約2.1 cm)
目釘穴 1個
登録記号番号 山口第635号
制作時期 天文期(1532~1554)

13 豊公朱章

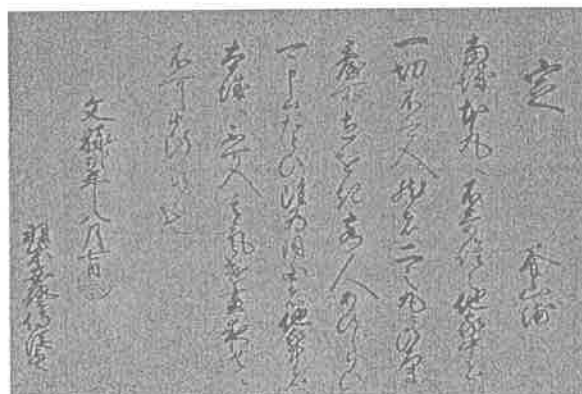


卷子装、紙本墨書、4巻(21通)

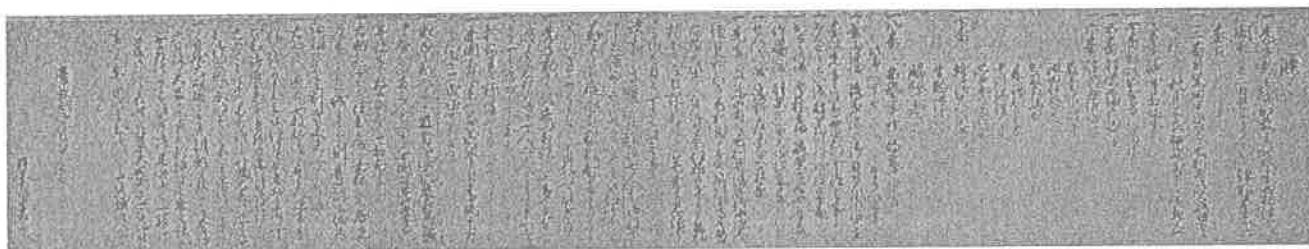
(1) 豊公朱章 壹 1巻(4通)



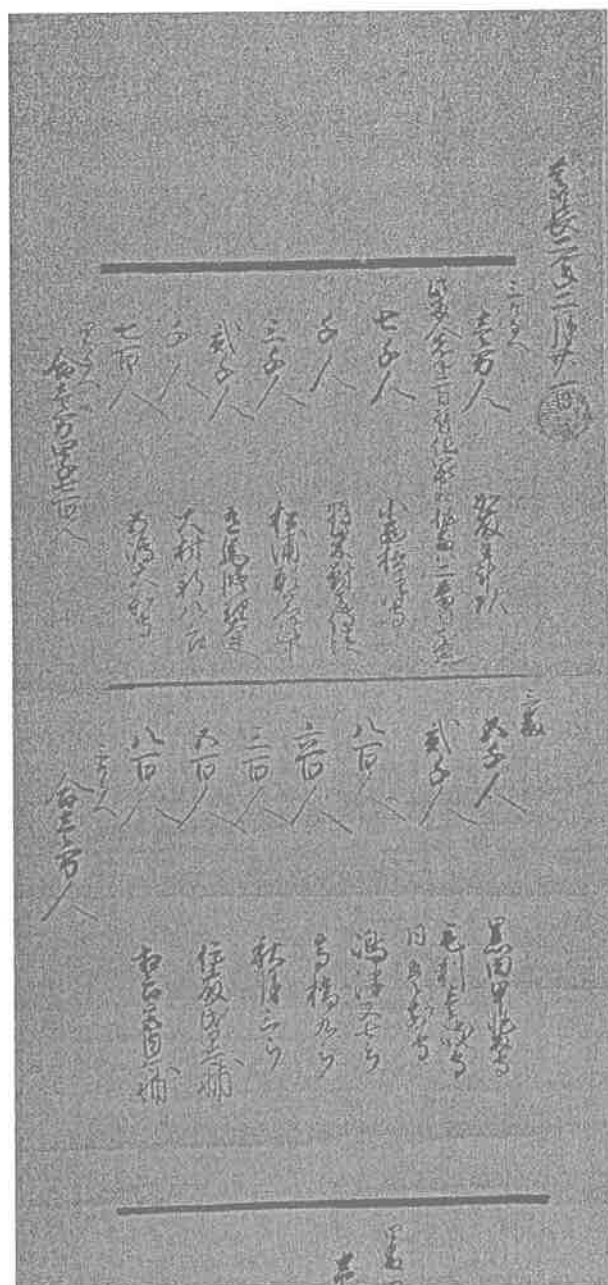
豊臣秀吉朱印状 毛利輝元あて 天正20年6月3日 縦44.4 cm、横223.9 cm



豊臣秀吉朱印状 毛利秀元あて 文禄2年8月7日 縦45.1 cm、横64.4 cm



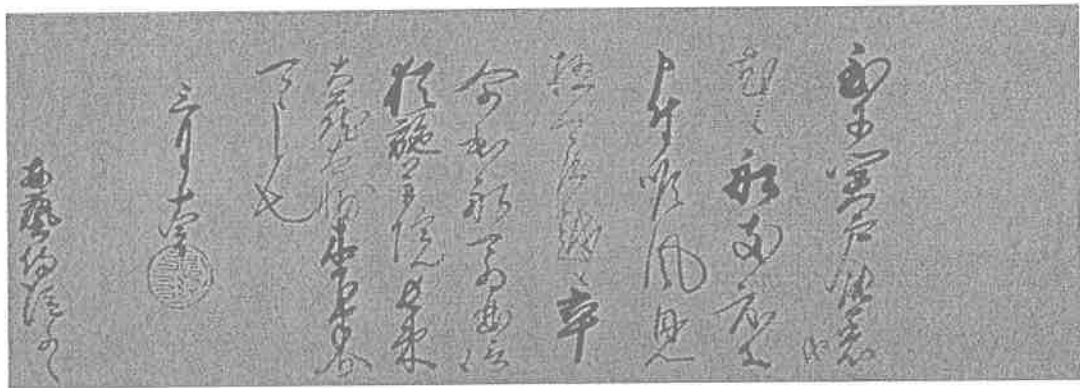
豊臣秀吉朱印状 毛利秀元あて 慶長2年2月21日 縦45.1 cm、横244.1 cm



豊臣秀吉高麗陣陣立書(部分) 慶長2年2月21日 縦299.7 cm、横42.6 cm



豊臣秀吉朱印状 毛利秀元あて (天正 20 年)12 月 5 日 縦 222 cm、横 125.7 cm



豊臣秀吉朱印状 毛利秀元あて (文禄 2 年)3 月 14 日 縦 22.5 cm、横 61.1 cm



豊臣秀吉朱印状 毛利秀元あて (文禄 2 年)8 月 6 日 縦 22.5 cm、横 128.2 cm



豊臣秀吉朱印状 毛利秀元あて (文禄 2 年)9 月 23 日 縦 22.5 cm、横 126.0 cm



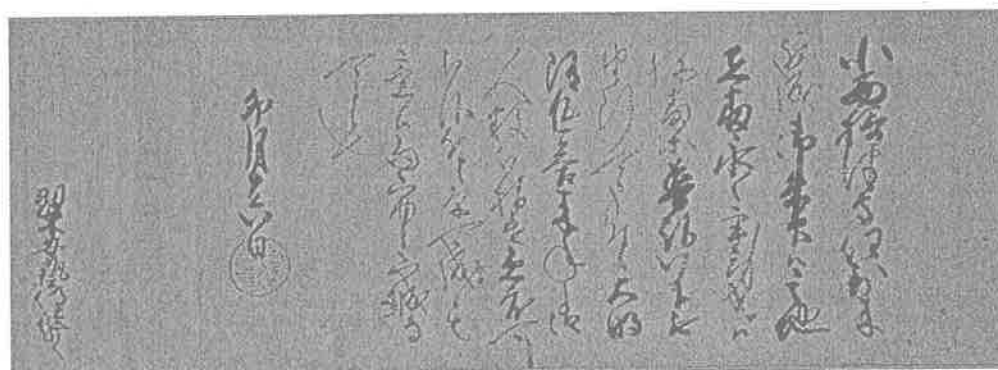
豊臣秀吉朱印状 毛利秀元あて (文禄2年)後9月26日 縦22.5 cm、横59.6 cm



豊臣秀吉朱印状 毛利秀元あて (文禄2年)11月10日 縦22.5 cm、横63.7 cm



豊臣秀吉朱印状 毛利秀元あて (文禄3年)正月28日 縦22.5 cm、横126.1 cm



豊臣秀吉朱印状 毛利秀元あて (文禄3年)卯月16日 縦22.5 cm、横60.7 cm



豊臣秀吉朱印状 毛利秀元あて (文禄3年)6月24日 縦22.5 cm、横64.7 cm

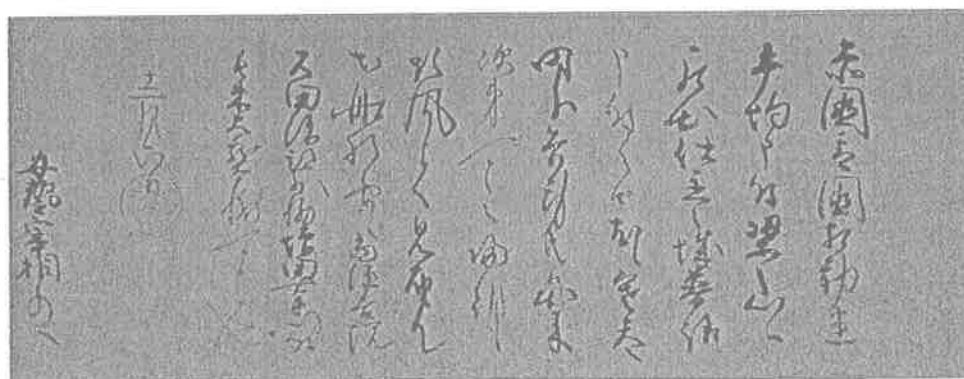
(3) 豊公朱章 参 1巻(5通)



豊臣秀吉朱印状 毛利秀元あて (文禄2年)7月23日 縦22.5 cm、横65.3 cm



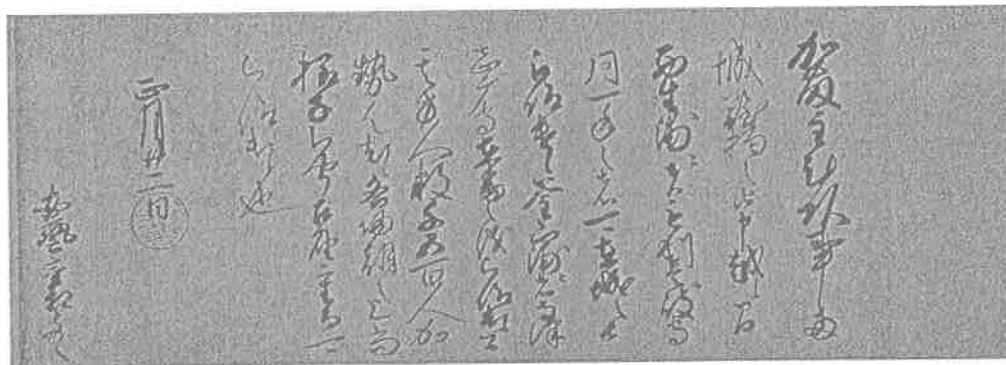
豊臣秀吉朱印状 毛利秀元あて (慶長2年)8月29日 縦22.5 cm、横62.1 cm



豊臣秀吉朱印状 毛利秀元あて (慶長2年)12月6日 縦22.5 cm、横58.5 cm



豊臣秀吉朱印状 毛利秀元あて (慶長3年)正月17日 縦22.5 cm、横63.5 cm



豊臣秀吉朱印状 毛利秀元あて (慶長3年)正月23日 縦22.5 cm、横63.7 cm

(4) 豊公朱章 四 1巻(3通)



豊臣秀吉朱印状 毛利秀元あて (慶長2年)8月10日 縦22.5 cm、横126.5 cm



豊臣秀吉朱印状 毛利秀元あて (慶長2年)8月14日 縦22.5 cm、横127.5 cm



豊臣秀吉朱印状 毛利秀元あて (慶長2年)12月4日 縦22.5 cm、横64.0 cm

1 4 豊臣秀吉公朱章



卷子装、紙本墨書、1巻(1通)

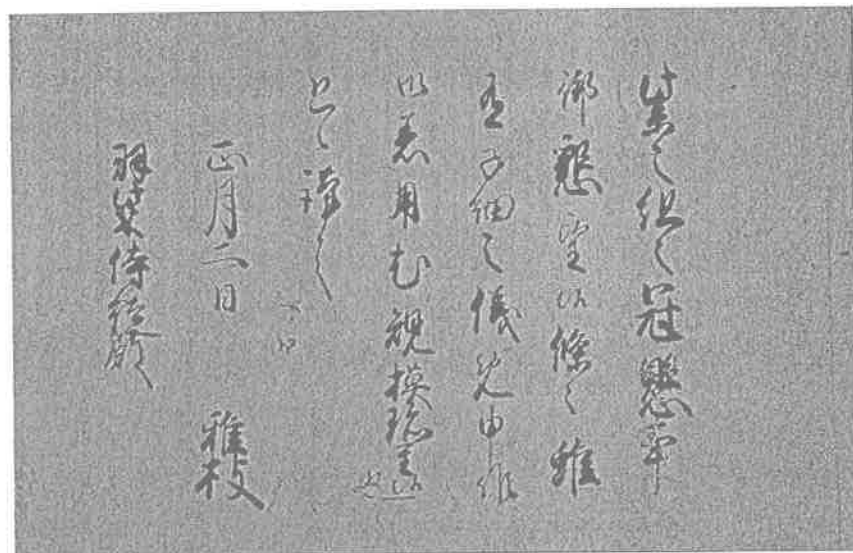
豊臣秀吉朱印状 安国寺(恵瓊)あて (文禄3年)正月21日 縦22.8 cm、横127.6 cm

1 5 秀吉公朝鮮御出陣書翰



卷子装、紙本墨書、1巻(1通)

豊臣氏五大老連署書状 毛利秀元あて (慶長3年)11月25日 縦17.1 cm、横91.0 cm



卷子装、紙本墨書、1 卷(1 通)

飛鳥井雅枝書状 毛利秀元あて (文禄2年)正月2日 縦30.4 cm、横47.0 cm

下関市教育委員会
議案第14号

下関市立豊北歴史民俗資料館の設置等に関する条例の一部を改正
する条例

上記の議案を提出する。

平成31年2月21日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

下関市立豊北歴史民俗資料館の設置等に関する条例の一部を改正
する条例

下関市立豊北歴史民俗資料館の設置等に関する条例（平成17年条例第
126号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

1時間につき310円	9,000円
1時間につき100円	
1時間につき100円	
1時間につき520円	

」

を

「

1時間につき320円	9,160円
1時間につき100円	
1時間につき100円	
1時間につき530円	

」

に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

提案理由

下関市立豊北歴史民俗資料館の施設使用料を改定するため。

新 旧 対 照 表

旧			新			
別表（第10条関係） 施設使用料			別表（第10条関係） 施設使用料			
施設名	区分	通常使用料	施設名	区分	通常使用料	特別使用料
展示室		1時間につき310円	展示室		1時間につき320円	9,160円
教室		1時間につき100円	教室		1時間につき100円	
和室		1時間につき100円	和室		1時間につき100円	
講堂		1時間につき520円	講堂		1時間につき530円	
備考 略			備考 略			

下関市菊川ふれあい会館の設置等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成31年 2月21日

下関市教育委員会

教育長 児玉 典彦

下関市菊川ふれあい会館の設置等に関する条例の一部を改正する
条例

下関市菊川ふれあい会館の設置等に関する条例（平成17年条例第113号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「これ」を「これら」に改める。

第5条中「許可された」を「許可を受けた」に改める。

第6条各号列記以外の部分を次のように改める。

教育委員会は、会館を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、又は会館の管理運営上支障があると認めるときは、前条の許可（以下「使用許可」という。）をしないものとする。

第6条第2号中「建物」を「施設」に改め、「附属設備等」の次に「（以下「施設等」という。）」を加え、「損傷」を「損傷し、」に改め、同条第3号を削る。

第7条中「管理上」を「管理運営上」に、「許可」を「使用許可」に改める。

第8条第1項中「第5条の許可（以下「使用許可」という。）」を「使用許可」に改め、「別表第1」の次に「及び別表第2」を加え、同条第2項中「使用料は、」を「場合において、別表第1に定める使用料にあっては」に、「ときに」を「時に、別表第2に定める使用料にあっては附属設備及び冷暖房設備の使用後にこれを」に改め、「ならない」の次に「ものとする」を加え、同条第3項を削る。

第11条中「建物、附属設備等」を「施設等」に改める。

第12条中「使用者は、」の次に「使用許可を受けた」を加え、「許可した」を「使用許可を受けた」に改め、「以外」の次に「の目的」を加える。

第13条中「使用者は、」の次に「会館に」を加え、「をし」を「を設置し」に、「建物」を「会館の施設」に改め、「備付け」の次に「の器具」を加え、「持込み」を「持ち込んで」に改める。

第14条第1項各号列記以外の部分中「とき」の次に「、又は会館の管理運営上特に必要があると認めるとき」を、「若しくは」の次に「会館の」を加え、「の条件」を「に付した条件」に改め、「こと」の次に「（次項において「使用許可の取消し等」という。）」を加え、同項第1号中「の条件」を「に付した条件」に改め、同項第4号を削り、同条第2項中「前項の規定」を「市は、使用許可の取消し等」に改め、「市は」を削り、「その」の次に「賠償の」を加える。

第15条第1項中「直ちに」の次に「使用した施設等を」を加え、「前条」を「前条第1項」に改め、「又は」の次に「会館の」を加える。

第16条中「建物、附属設備等を破損」を「施設等を損傷し、」に改める。

第17条中「職務執行のため、使用中の場所」を「管理上の必要により使用者が使用している施設」に、「ことを拒むことはできない」を「ときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない」に改める。

第18条第2項中「別表第2」を「別表第3」に改める。

別表第1中

「別表第1（第8条関係）」

ふれあい会館使用料

（単位：円）

を

「別表第1（第8条関係）」

（単位：円）

に改め、同表 多目的ホールの項中「13,370」を「13,610」に、「21,390」を「21,780」に、「24,060」を「24,500」に、「55,850」を「56,880」に改め、同表 楽屋1の項から楽屋3の項までの規定中「300」を「310」に、「510」を「520」に、

「1, 130」を「1, 150」に改め、同表 ミュージックルームの項中
「510」を「520」に、「820」を「830」に、「920」を
「930」に、「2,050」を「2,080」に改め、同表 リハーサルルー
ムの項中「1,440」を「1,460」に、「2,260」を「2,300」
に、「2,570」を「2,610」に、「5,960」を「6,070」に改
め、同表 展示室の項中「820」を「830」に、「1,330」を
「1,350」に、「1,440」を「1,460」に、「3,390」を
「3,450」に改め、同表 レクチャールーム1の項及びレクチャールーム2
の項中「610」を「620」に、「920」を「930」に、
「1,130」を「1,150」に、「2,460」を「2,500」に改め、同
表 女性室の項中「820」を「830」に、「1,330」を「1,350」
に、「1,440」を「1,460」に、「3,390」を「3,450」に改
め、同表 クッキングルームの項中「1,020」を「1,030」に、
「1,640」を「1,670」に、「1,850」を「1,880」に
「4,320」を「4,400」に改め、同表 和室1（1階）の項及び和室2
（1階）の項中「820」を「830」に、「1,330」を「1,350」
に、「1,440」を「1,460」に、「3,390」を「3,450」に改
め、同表 作業室の項中「610」を「620」に、「720」を「730」
に、「1,640」を「1,670」に改め、同表 創作室の項中「920」を
「930」に、「1,440」を「1,460」に、「1,640」を
「1,670」に、「3,800」を「3,870」に改め、同表 和室3（2
階）の項中「820」を「830」に、「1,330」を「1,350」に、
「1,440」を「1,460」に、「3,390」を「3,450」に改め、同
表 研修室の項中「1,440」を「1,460」に、「2,260」を
「2,300」に、「2,570」を「2,610」に、「5,960」を
「6,070」に改め、同表 小ホールの項中「1,540」を「1,560」
に、「2,460」を「2,500」に、「2,770」を「2,820」に、
「6,480」を「6,600」に改め、同表 中ホールの項中「2,050」
「2,080」に、「3,290」を「3,350」に、「3,700」を
「3,760」に、「8,640」を「8,800」に改め、同表 多目的ホール

(アリーナ・全面) の項中「6, 1 7 0」を「6, 2 8 0」に、「9, 8 7 0」を「1 0, 0 5 0」に、「1 1, 1 0 0」を「1 1, 3 0 0」に、「2 5, 7 1 0」を「2 6, 1 8 0」に改め、同表 多目的ホール (アリーナ・半面) の項中「3, 0 8 0」を「3, 1 4 0」に、「4, 9 3 0」を「5, 0 2 0」に、「5, 5 5 0」を「5, 6 5 0」に、「1 2, 8 5 0」を「1 3, 0 9 0」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第 2（第 8 条関係）

1 附属設備

（単位：円）

種別	名称	単位	使用料（1 回につき）	備考
舞台関係	平台	1 枚	1 0 0	
	指揮者台	一式	3 1 0	指揮者及び演奏者用の譜面台を含む。
	演台	一式	2 1 0	
	金屏 ^{びょう} 風	1 双	5 2 0	
音響関係	電気音響装置（1）	一式	2, 6 1 0	固定式（多目的ホール） ワイヤレスマイク 2 本を含む。
	スピーカー	一式	1, 5 7 0	可動式（多目的ホール）
	電気音響装置（2）	一式	1, 0 4 0	固定式（小ホール及び中ホール又は研修室） ワイヤレスマイク 2 本を含む。
	マイクロホン	1 本	4 1 0	
	ワイヤレスマ	1 本	6 2 0	

	イク			
照明関係	フットライト	1 列	4 1 0	
	ロアーホリゾ ントライト	1 列	1, 1 5 0	
	ボーダーライ ト	1 列	8 3 0	
	アッパーホリ ゾントライト	1 列	1, 1 5 0	
	サスペンショ ンライト	一式	1, 2 5 0	
	シーリングス ポットライト	一式	1, 2 5 0	
	フロントサイ ドスポットラ イト	一式	1, 2 5 0	
	センターピン スポットライ ト	一式	1, 0 4 0	
その他	グランドピア ノ	1 台	3, 1 4 0	調律に要する実費は 、使用者の負担とす る。
	液晶プロジェ	1 台	2, 0 9 0	

	クター			
	展示用パネル	1 枚	1 0 0	
	シャワー	1 回	2 1 0	

備考 この使用料は、午前（午前 9 時から正午まで）、午後（正午から午後 5 時まで）、夜間（午後 5 時から午後 10 時まで）のそれぞれの時間帯における使用ごとに 1 回として算定する。ただし、シャワーの使用料については、この限りでない。

2 冷暖房設備

（単位：円）

区分	使用料（1 時間につき）
多目的ホール	4, 1 9 0
楽屋 1	2 1 0
楽屋 2	2 1 0
楽屋 3	2 1 0
ミュージックルーム	2 1 0
リハーサルルーム	3 1 0
展示室	2 1 0
レクチャールーム 1	2 1 0
レクチャールーム 2	2 1 0

女性室	2 1 0
クッキングルーム	3 1 0
和室 1 (1 階)	2 1 0
和室 2 (1 階)	2 1 0
作業室	2 1 0
創作室	3 1 0
和室 3 (2 階)	2 1 0
研修室	3 1 0
小ホール	3 1 0
中ホール	3 1 0

備考

- 1 多目的ホールを使用する場合の楽屋 1、楽屋 2 及び楽屋 3 の冷暖房設備の使用料は、無料とする。
- 2 使用時間に 1 時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が 1 時間未満のときは、当該端数の時間及び当該 1 時間未満の時間は、1 時間とする。

別表第 2 の次に次の 1 表を加える。

別表第3（第18条関係）

（単位：円）

区分	使用料（1月につき）
軽食喫茶室	10,470

備考

- 1 軽食喫茶室には、ちゅう房及び附属設備を含む。
- 2 軽食喫茶室の使用期間は、暦に従って計算し、その期間が1月未満であるとき、又は1月未満の端数があるときは、当該1月未満の期間及び当該端数の期間を1月とする。

附 則

この条例は、平成３１年１０月１日から施行する。

提案理由

下関市菊川ふれあい会館の附属設備及び冷暖房設備に係る使用料を定め、消費税率の引上げに伴い、同施設の使用料に係る消費税及び地方消費税相当分を改定し、並びに所要の条文整備を行うため。

新 旧 対 照 表

旧	新
(休館日等) 第3条 会館の休館日及び開館時間は、次に定めるところによる。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、これを変更することができる。 (1) 略 (2) 略	(休館日等) 第3条 会館の休館日及び開館時間は、次に定めるところによる。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、これらを変更することができる。 (1) 略 (2) 略
(使用許可) 第5条 会館を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可された事項を変更するときも、また同様とする。	(使用許可) 第5条 会館を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも、また同様とする。
(使用許可の制限) 第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。 (1) 略 (2) 会館の建物、附属設備等を損傷又は滅失するおそれがあるとき。 (3) 会館の管理運営上支障があるとき。	(使用許可の制限) 第6条 教育委員会は、会館を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、又は会館の管理運営上支障があると認めるときは、前条の許可（以下「使用許可」という。）をしないものとする。 (1) 略 (2) 会館の施設、附属設備等（以下「施設等」という。）を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。 削除
(使用許可の条件) 第7条 教育委員会は、会館の管理上必要があると認めるときは、許可に必要な条件を付すことができる。	(使用許可の条件) 第7条 教育委員会は、会館の管理運営上必要があると認めるときは、使用許可に必要な条件を付すことができる。

旧	新
(使用料) 第8条 第5条の許可（以下「使用許可」という。）を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1に定める使用料を納付しなければならない。 2 前項の使用料は、使用許可を受けたときに納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 3 使用者が、附属設備等を利用するときは、市長が別に定めるところにより、附属設備器具使用料を納付しなければならない。	(使用料) 第8条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1及び別表第2に定める使用料を納付しなければならない。 2 前項の場合において、別表第1に定める使用料にあつては使用許可を受けた時に、別表第2に定める使用料にあつては附属設備及び冷暖房設備の使用後にこれを納付しなければならないものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 削除
(使用者の義務) 第11条 使用者は、その使用に係る会館の建物、附属設備等を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。	(使用者の義務) 第11条 使用者は、その使用に係る会館の施設等を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
(権利譲渡等の禁止) 第12条 使用者は、会館を使用する権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は許可した目的以外に使用してはならない。	(権利譲渡等の禁止) 第12条 使用者は、使用許可を受けた会館を使用する権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は使用許可を受けた目的以外の目的に使用してはならない。
(特別の設備) 第13条 使用者は、特別の設備をし、若しくは建物に変更を加え、又は備付け以外の器具を携込み使用しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。	(特別の設備) 第13条 使用者は、会館に特別の設備を設置し、若しくは会館の施設に変更を加え、又は備付けの器具以外の器具を携込んで使用しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。
(使用許可の取消し等)	(使用許可の取消し等)

旧	新
第14条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、若しくは使用を停止させ、又は使用許可の条件を変更することができる。 (1) 使用許可の条件に違反したとき。 (2) 略 (3) 略 (4) 前3号に定めるもののほか、教育委員会が特に必要と認めるとき。 2 前項の規定により使用者が損害を受けることがあっても、市はその責めを負わない。	第14条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、又は会館の管理運営上特に必要があると認めるときは、使用許可を取り消し、若しくは会館の使用を停止させ、又は使用許可に付した条件を変更すること（次項において「使用許可の取消し等」という。）ができる。 (1) 使用許可に付した条件に違反したとき。 (2) 略 (3) 略 削除 2 市は、使用許可の取消し等により使用者が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。
（原状回復の義務） 第15条 使用者は、会館の使用が終わったときは、直ちに原状に復さなければならない。前条の規定により使用許可を取り消され、又は使用を停止されたときも同様とする。 2 略	（原状回復の義務） 第15条 使用者は、会館の使用が終わったときは、直ちに使用した施設等を原状に復さなければならない。前条第1項の規定により使用許可を取り消され、又は会館の使用を停止されたときも同様とする。 2 略
（損害賠償の義務） 第16条 使用者は、会館の建物、附属設備等を破損又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。	（損害賠償の義務） 第16条 使用者は、会館の施設等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。
（職員の立入り） 第17条 使用者は、職員が職務執行のため、使用中の場所に立ち入ることを拒むことはできない。	（職員の立入り） 第17条 使用者は、職員が管理上の必要により使用者が使用している施設に立ち入るときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

旧

(軽食喫茶室の使用)

第18条 略

2 前項の規定により使用の許可を受けた者は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

別表第1 (第8条関係)

ふれあい会館使用料

(単位:円)

区分	基本使用料			
	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
多目的ホール	13,370	21,390	24,060	55,850
楽屋1	300	略	510	1,130
楽屋2	300		510	1,130
楽屋3	300		510	1,130
ミュージックルーム	510	820	920	2,050
リハーサルルーム	1,440	2,260	2,570	5,960
展示室	820	1,330	1,440	3,390
レクチャール	610	920	1,130	2,460

新

(軽食喫茶室の使用)

第18条 略

2 前項の規定により使用の許可を受けた者は、別表第3に定める使用料を納付しなければならない。

別表第1 (第8条関係)

(単位:円)

区分	基本使用料			
	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
多目的ホール	13,610	21,780	24,500	56,880
楽屋1	310	略	520	1,150
楽屋2	310		520	1,150
楽屋3	310		520	1,150
ミュージックルーム	520	830	930	2,080
リハーサルルーム	1,460	2,300	2,610	6,070
展示室	830	1,350	1,460	3,450
レクチャール	620	930	1,150	2,500

旧					新				
ーム 1					ーム 1				
レクチャー ーム 2	610	920	1,130	2,460	レクチャー ーム 2	620	930	1,150	2,500
女性室	820	1,330	1,440	3,390	女性室	830	1,350	1,460	3,450
クッキング ーム	1,020	1,640	1,850	4,320	クッキング ーム	1,030	1,670	1,880	4,400
和室 1 (1 階)	820	1,330	1,440	3,390	和室 1 (1 階)	830	1,350	1,460	3,450
和室 2 (1 階)	820	1,330	1,440	3,390	和室 2 (1 階)	830	1,350	1,460	3,450
作業室	略	610	720	1,640	作業室	略	620	730	1,670
創作室	920	1,440	1,640	3,800	創作室	930	1,460	1,670	3,870
和室 3 (2 階)	820	1,330	1,440	3,390	和室 3 (2 階)	830	1,350	1,460	3,450
研修室	1,440	2,260	2,570	5,960	研修室	1,460	2,300	2,610	6,070
小ホール	1,540	2,460	2,770	6,480	小ホール	1,560	2,500	2,820	6,600
中ホール	2,050	3,290	3,700	8,640	中ホール	2,080	3,350	3,760	8,800
多目的ホール (アリーナ・ 全面)	6,170	9,870	11,100	25,710	多目的ホール (アリーナ・ 全面)	6,280	10,050	11,300	26,180
多目的ホール (アリーナ・ 半面)	3,080	4,930	5,550	12,850	多目的ホール (アリーナ・ 半面)	3,140	5,020	5,650	13,090

旧		新				
備考 略		備考 略				
別表第2（第18条関係） 軽食喫茶室使用料		別表第2（第8条関係） 1. 附属設備				
		(単位：円)				
区分	使用料	種別	名称	単位	使用料（1回につき）	備考
軽食喫茶室	月額 10,280円	舞台関係	平台	1枚	100	
			指揮者台	一式	310	指揮者及び演奏者用の譜面台を含む。
			演台	一式	210	
			金屏風	1双	520	
備考 ちゅう房及び附属設備を含む。		音響関係	電気音響装置（1）	一式	2,610	固定式（多目的ホール） ワイヤレスマイク2本を含む。
			スピーカー	一式	1,570	可動式（多目的ホール）
			電気音響装置（2）	一式	1,040	固定式（小ホール及び中ホール又は研修室） ワイヤレスマイク2本を含む。

旧	新				
		マイクロホン	1本	410	
		ワイヤレスマイク	1本	620	
	照明関係	フットライト	1列	410	
		ローアーホリゾンタルライト	1列	1,150	
		ボーダーライト	1列	830	
		アップアーホリゾンタルライト	1列	1,150	
		サスペンションライト	一式	1,250	
		シーリングスポットライト	一式	1,250	
		フロントサイドスポットライト	一式	1,250	
		センタービンスポットライト	一式	1,040	
	その他	グランドピアノ	1台	3,140	調律に要する費用は、使用者の負担とする。
		液晶プロジェクター	1台	2,090	

旧

新

	展示用パネル	1枚	100	
	シャワー	1回	210	

備考 この使用料は、午前（午前9時から正午まで）、午後（正午から午後5時まで）、夜間（午後5時から午後10時まで）のそれぞれの時間帯における使用ごとに1回として算定する。ただし、シャワー使用料については、この限りでない。

2. 冷暖房設備

（単位：円）

区分	使用料（1時間につき）
多目的ホール	4,190
楽屋1	210
楽屋2	210
楽屋3	210
ミュージックルーム	210
リハーサルルーム	310
展示室	210
レクチャールーム1	210
レクチャールーム2	210
女性室	210

旧	新																		
	<table> <tr> <td>クッキングルーム</td><td>310</td></tr> <tr> <td>和室1(1階)</td><td>210</td></tr> <tr> <td>和室2(1階)</td><td>210</td></tr> <tr> <td>作業室</td><td>210</td></tr> <tr> <td>創作室</td><td>310</td></tr> <tr> <td>和室3(2階)</td><td>210</td></tr> <tr> <td>研修室</td><td>310</td></tr> <tr> <td>小ホール</td><td>310</td></tr> <tr> <td>中ホール</td><td>310</td></tr> </table> 備考 1. 多目的ホールを使用する場合の楽屋1、楽屋2及び楽屋3の冷暖房設備の使用料は、無料とする。 2. 使用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が1時間未満のときは、当該端数の時間及び当該1時間未満の時間は、1時間とする。	クッキングルーム	310	和室1(1階)	210	和室2(1階)	210	作業室	210	創作室	310	和室3(2階)	210	研修室	310	小ホール	310	中ホール	310
クッキングルーム	310																		
和室1(1階)	210																		
和室2(1階)	210																		
作業室	210																		
創作室	310																		
和室3(2階)	210																		
研修室	310																		
小ホール	310																		
中ホール	310																		
	別表第3(第18条関係) (単位:円) <table> <tr> <th>区分</th><th>使用料(1月につき)</th></tr> <tr> <td>軽食喫茶室</td><td>10,470</td></tr> </table>	区分	使用料(1月につき)	軽食喫茶室	10,470														
区分	使用料(1月につき)																		
軽食喫茶室	10,470																		

旧	新
	備考 1. 軽食喫茶室には、ちゅう房及び附属設備を含む。 2. 軽食喫茶室の使用期間は、層に従って計算し、その期間が1月未満であるとき、又は1月未満の端数があるときは、当該1月未満の期間及び当該端数の期間を1月とする。

下 関 市 教 育 委 員 会
議 案 第 1 6 号

下関市菊川青年交流館の設置等に関する条例の一部を改正する条
例

上記の議案を提出する。

平成31年2月21日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

下関市菊川青年交流館の設置等に関する条例の一部を改正する条例

下関市菊川青年交流館の設置等に関する条例（平成17年条例第129号）の一部を次のように改正する。

別表 会議室の項中「320円」を「330円」に、「530円」を「540円」に、「750円」を「760円」に改め、同表 調理室の項中「560円」を「570円」に、「930円」を「940円」に、「1,080円」を「1,100円」に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

提案理由

消費税率の引上げに伴い、下関市菊川青年交流館の使用料に係る消費税及び地方消費税相当分を改定するため。

新 旧 対 照 表

旧				新			
別表（第7条関係） 下関市菊川青年交流館使用料				別表（第7条関係） 下関市菊川青年交流館使用料			
区分	午前9時から正 午まで	正午から午後5 時まで	午後5時から午 後10時まで	区分	午前9時から正 午まで	正午から午後5 時まで	午後5時から午 後10時まで
会議室	320円	530円	750円	会議室	330円	540円	760円
調理室	560円	930円	1,080円	調理室	570円	940円	1,100円

下関市教育委員会
議案第17号

豊田ホテルの里ミュージアムの設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成31年2月21日

教育委員会

教育長 児玉 典彦

豊田ホテルの里ミュージアムの設置等に関する条例の一部を改正する条例

豊田ホテルの里ミュージアムの設置等に関する条例（平成17年条例第123号）の一部を次のように改正する。

別表第2 熟覧の項中「200」を「210」に改め、同表 模写、模造等の項中「1,020」を「1,030」に改め、同表 撮影等の部 モノクロームの款 出版等収益を伴う場合の項中「1,540」を「1,560」に改め、同部 カラーの款 学術研究を目的とする場合の項中「300」を「310」に改め、同款 出版等収益を伴う場合の項中「3,080」を「3,130」に改める。

別表第3 多目的ホール1の項及び多目的ホール2の項中「510」を「520」に、「610」を「620」に、「920」を「930」に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

提案理由

消費税率の引き上げに伴い、豊田ホテルの里ミュージアムの特別観覧料等に係る消費税及び地方消費税相当分を改定するため。

新 旧 対 照 表

旧			新		
別表第2（第7条関係） 特別観覧料			別表第2（第7条関係） 特別観覧料		
(単位：円)			(単位：円)		
区分		ミュージアム資料1件につき	区分		ミュージアム資料1件につき
熟覧		1日 200	熟覧		1日 210
模写、模造等		1日 1,020	模写、模造等		1日 1,030
撮影等	モノクローム	略	撮影等	モノクローム	略
	出版等収益を伴う場合	1回 1,540		出版等収益を伴う場合	1回 1,560
	学術研究を目的とする場合	1回 300		学術研究を目的とする場合	1回 310
	出版等収益を伴う場合	1回 3,080		出版等収益を伴う場合	1回 3,130
備考 略			備考 略		

旧				新			
別表第3（第8条関係） 施設使用料				別表第3（第8条関係） 施設使用料			
(単位：円)				(単位：円)			
区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午前9時から午後5時まで
多目的ホール1	510	610	920	多目的ホール1	520	620	930
多目的ホール2	510	610	920	多目的ホール2	520	620	930
備考 略				備考 略			

下関市教育委員会
議案第18号

下関市生涯学習センターの設置等に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

平成31年 2月21日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

下関市生涯学習センターの設置等に関する条例の一部を改正する
条例

下関市生涯学習センターの設置等に関する条例(平成17年条例第114号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「ときは、」の次に「前項の」を加える。

第5条第1項中「得なければ」を「受けなければ」に、「にかかわる」を「を受けた」に改め、同条第2項中「許可」の次に「(以下「使用許可」という。)」を加える。

第6条各号列記以外の部分中「教育委員会は、」の次に「生涯学習センターを使用しようとする者が」を、「とき」の次に「、又は生涯学習センターの管理上支障があると認めるとき」を加え、「生涯学習センターの使用を許可しない」を「使用許可をしない」に改め、同条第1号中「若しくは」を「又は」に、「害し、又はその」を「害する」に改め、同条第2号中「建物又は附属設備等」を「生涯学習センターの施設、附属設備等(以下「施設等」という。)」に、「損傷する」を「損傷し、又は滅失する」に改め、「と認められる」を削り、同条第3号を削る。

第7条第1項各号列記以外の部分中「、第5条の許可(以下「使用許可」という。)を受けた者(以下「使用者」という。)」が及び「と認めた」を削り、「取り消し、」の次に「若しくは生涯学習センターの」を加え、「の条件」を

「に付した条件」に改め、「こと」の次に「（次項において「使用許可の取消し等」という。）」を加え、同項第1号中「この条例若しくは」を「使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）がこの条例若しくは」に、「指示」を「使用許可に付した条件」に改め、同項第2号中「の使用」を「を使用させること」に改め、「とき」の次に「、又は使用させることが不相当と認められるとき」を加え、同項第3号中「前条各号の規定」を「使用者が前条各号のいずれか」に、「事由が発生した」を「と認められる」に改め、同項第4号中「その他」の次に「生涯学習センターの」を加え、「と認めた」を「があると認める」に改め、同条第2項中「前項の措置（第4号に該当する場合を除く。）」を「市は、使用許可の取消し等」に改め、「市は」を削り、「その」の次に「賠償の」を加える。

第8条第1項中「ところにより、使用料」を「使用料（以下「使用料」という。）」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の場合において、別表に掲げる施設の使用料にあつては使用許可を受けた時に、同表に掲げる附属設備の使用料にあつては当該附属設備の使用後にこれを納付しなければならないものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第9条第4号中「その他」の次に「市長が」を加える。

第10条中「第8条第1項の」を削り、「減額し、又は免除する」を「減免する」に改める。

第11条第1項中「附属設備等」を「使用した施設等」に、「第7条」を「第7条第1項」に改める。

第12条中「建物及び附属設備等」を「施設等」に改める。

第13条中「建物又は附属設備等を損傷」を「生涯学習センターの施設等を損傷し、」に改め、同条ただし書中「損害を賠償させることが適当でないと認めた」を「特別な事情があると認める」に改める。

別表1 下関市豊田生涯学習センターの表講堂の項中「1,050」を「1,070」に、「1,260」を「1,280」に、「1,580」を「1,600」に、「2,220」を「2,260」に、「2,640」を「2,680」に、「3,700」を「3,760」に改め、同表ステージの項中

「5,290」を「5,380」に、「6,880」を「7,000」に、「8,470」を「8,620」に、「11,650」を「11,860」に、「14,830」を「15,100」に、「20,130」を「20,500」に改め、同表視聴覚室の項中「520」を「530」に、「620」を「630」に、「940」を「950」に、「1,050」を「1,070」に、「1,480」を「1,500」に改め、同表第1 研修室の項中「300」を「310」に、「520」を「530」に、「840」を「850」に、「940」を「950」に、「1,360」を「1,380」に改め、同表第2 研修室の項中「520」を「530」に、「620」を「630」に、「940」を「950」に、「1,050」を「1,070」に、「1,480」を「1,500」に改め、同表第3 研修室の項中「300」を「310」に、「520」を「530」に、「840」を「850」に、「940」を「950」に、「1,360」を「1,380」に改め、同表第1 和室の項中「200」を「210」に、「620」を「630」に、「670」を「680」に、「790」を「800」に改め、同表第2 和室の項中「300」を「310」に、「520」を「530」に、「840」を「850」に、「940」を「950」に、「1,360」を「1,380」に改める。

別表2 下関市豊田生涯学習センター附属設備の表拡声装置の項及びステレオ装置の項を削り、同表ピアノの項中「1,050」を「1,070」に改め、同表V.T.R装置の項からオーバーヘッドプロジェクターの項までを削り、同表茶道具の項中「300」を「310」に改め、同表バレーボールの項及びトレーニング器具の項中「200」を「210」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 この使用料を算定する際の使用回数は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後10時までの区分ごとに、それぞれ1回として計算する。

別表3 下関市豊北生涯学習センターの表大ホールの項中「630」を「640」に、「940」を「950」に改め、同表ステージの項中「1,050」を「1,070」に、「1,580」を「1,600」に改め、同表 大会議室の項、中会議室の項及び視聴覚室の項中「200」を「210」に、

「３１０」を「３２０」に改め、同表料理実習室の項中「６３０」を「６４０」に改め、同表和室の項及び作業室の項中「２００」を「２１０」に、「３１０」を「３２０」に改める。

附 則

この条例は、平成３１年１０月１日から施行する。

提案理由

消費税率の引上げに伴い、下関市生涯学習センターの使用料に係る消費税及び地方消費税相当分を改定し、並びに所要の条文整備を行うため。

新 旧 対 照 表

旧	新
(開館時間及び休館日) 第2条 略 2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、開館時間及び休館日を変更することができる。	(開館時間及び休館日) 第2条 略 2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、<u>前項</u>の開館時間及び休館日を変更することができる。
(使用の許可) 第5条 生涯学習センターを使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を<u>得なければならない</u>。許可に<u>かかる</u>事項を変更しようとするときも同様とする。 2 教育委員会は、生涯学習センターの管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付すことができる。	(使用の許可) 第5条 生涯学習センターを使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を<u>受けなければならない</u>。許可を<u>受けた</u>事項を変更しようとするときも同様とする。 2 教育委員会は、生涯学習センターの管理上必要があるときは、前項の許可 <u>(以下「使用許可」という。)</u>に条件を付すことができる。
(使用の制限) 第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>生涯学習センターの使用を許可しないものとする</u>。 (1) 公の秩序を乱し、<u>若しくは善良なる風俗を害し、又はそのおそれがあるとき</u>。 (2) <u>建物又は附属設備等を損傷するおそれがあると認められるとき</u>。 (3) <u>前2号に定めるもののほか、管理上支障があると認められるとき</u>。	(使用の制限) 第6条 教育委員会は、<u>生涯学習センターを使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、又は生涯学習センターの管理上支障があると認めるときは、使用許可をしないものとする</u>。 (1) 公の秩序を乱し、<u>又は善良なる風俗を害するおそれがあるとき</u>。 (2) <u>生涯学習センターの施設、附属設備等(以下「施設等」という。)を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき</u>。 削除
(使用許可の取消し等) 第7条 教育委員会は、<u>第5条の許可(以下「使用許可」という。)</u>を	(使用許可の取消し等) 第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可

旧	新
<u>受けた者(以下「使用者」という。)</u>が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可を取り消し、使用を停止させ、又は使用許可の<u>条件</u>を変更することができる。 (1) <u>この条例若しくはこの条例に基づく規則又は指示に違反したとき</u>。 (2) 災害その他不可抗力の事由によって生涯学習センターの<u>使用</u>ができなくなったとき。 (3) <u>前条各号の規定に該当する事由が発生したとき</u>。 (4) その他管理上の都合により教育委員会が特に必要と<u>認め</u>たとき。 2 <u>前項の措置(第4号に該当する場合を除く。)</u>によって使用者に損害が生ずることがあっても、<u>市は</u>その責めを負わない。	可を取り消し、<u>若しくは生涯学習センターの使用を停止させ、又は使用許可に付した条件を変更すること(次項において「使用許可の取消し等」という。)</u>ができる。 (1) <u>使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)</u>がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又は使用許可に付した<u>条件</u>に違反したとき。 (2) 災害その他不可抗力の事由によって生涯学習センターを使用させることができなくなったとき、<u>又は使用させることが不適当と認められるとき</u>。 (3) <u>使用者が前条各号のいずれかに該当すると認められるとき</u>。 (4) その他<u>生涯学習センターの</u>管理上の都合により教育委員会が特に必要と<u>認め</u>るとき。 2 <u>市は、使用許可の取消し等によって使用者に損害が生ずることがあっても、その賠償の責めを負わない。</u>
(使用料) 第8条 使用者は、別表に定めるところにより、<u>使用料</u>を納付しなければならない。 2 <u>前項の使用料は、使用許可の際に徴収する。</u>	(使用料) 第8条 使用者は、別表に定める<u>使用料(以下「使用料」という。)</u>を納付しなければならない。 2 <u>前項の場合において、別表に掲げる施設の使用料にあっては使用許可を受けた時に、同表に掲げる附属設備の使用料にあっては当該附属設備の使用後にこれを納付しなければならないものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u>
(使用料の不還付) 第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その全部又は一部を還付することができる。	(使用料の不還付) 第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その全部又は一部を還付することができる。

旧	新
(1) 〃 略 (3) (4) その他特別の事情があると認めたとき。	(1) 〃 略 (3) (4) その他市長が特別の事情があると認めたとき。
(使用料の減免) 第10条 市長は、公用又は公益上必要があると認めるときは、第8条第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。	(使用料の減免) 第10条 市長は、公用又は公益上必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。
(原状回復の義務) 第11条 使用者は、生涯学習センターの使用を終了したときは、直ちに附属設備等を原状に復さなければならない。第7条の規定により使用許可を取り消されたときも同様とする。 2 略	(原状回復の義務) 第11条 使用者は、生涯学習センターの使用を終了したときは、直ちに使用した施設等を原状に復さなければならない。第7条第1項の規定により使用許可を取り消されたときも同様とする。 2 略
(使用者の義務) 第12条 使用者は、使用期間中生涯学習センターの建物及び附属設備等を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。	(使用者の義務) 第12条 使用者は、使用期間中生涯学習センターの施設等を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
(損害賠償) 第13条 使用者が故意又は過失によって、建物又は附属設備等を損傷又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。	(損害賠償) 第13条 使用者が故意又は過失によって、生涯学習センターの施設等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。
別表（第8条関係） 1 下関市豊田生涯学習センター	別表（第8条関係） 1 下関市豊田生涯学習センター

旧

(単位：円)

区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
講堂	1,050	1,260	1,580	2,220	2,640	3,700
ステージ	5,290	6,880	8,470	11,650	14,830	20,130
視聴覚室	略	520	620	940	1,050	1,480
第1研修室	300	略	520	840	940	1,360
第2研修室	略	520	620	940	1,050	1,480
第3研修室	300	略	520	840	940	1,360
第1和室	200	略		620	670	790
第2和室	300	略	520	840	940	1,360

備考 略

2 下関市豊田生涯学習センター附属設備

(単位：円)

名称	単位	使用料
拡声装置	一式1回	520
ステレオ装置	一式1回	840
ピアノ	略	1,050

新

(単位：円)

区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
講堂	1,070	1,280	1,600	2,260	2,680	3,760
ステージ	5,380	7,000	8,620	11,860	15,100	20,500
視聴覚室	略	530	630	950	1,070	1,500
第1研修室	310	略	530	850	950	1,380
第2研修室	略	530	630	950	1,070	1,500
第3研修室	310	略	530	850	950	1,380
第1和室	210	略		630	680	800
第2和室	310	略	530	850	950	1,380

備考 略

2 下関市豊田生涯学習センター附属設備

(単位：円)

名称	単位	使用料
削除		
ピアノ	略	1,070

旧

V.T.R装置	一式1回	1,050
16ミリ映写機	一式1回	840
8ミリ映写機	一式1回	520
オーバーヘッドプロジェクター	一式1回	300
茶道具	略	300
バレーボール		200
略		
トレーニング器具	略	200

備考 回数は、午前、午後及び夜間をそれぞれ1回とする。

3 下関市豊北生涯学習センター

(単位：円)

施設名	使用料	
	午前9時から午後5時まで 1時間につき	午後5時から午後10時まで 1時間につき
大ホール	630	940
ステージ	1,050	1,580

新

削除		
茶道具	略	310
バレーボール		210
略		
トレーニング器具	略	210

備考 この使用料を算定する際の使用回数は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後10時までの区分ごとに、それぞれ1回として計算する。

3 下関市豊北生涯学習センター

(単位：円)

施設名	使用料	
	午前9時から午後5時まで 1時間につき	午後5時から午後10時まで 1時間につき
大ホール	640	950
ステージ	1,070	1,600

旧			新		
大会議室	200	310	大会議室	210	320
中会議室	200	310	中会議室	210	320
略			略		
視聴覚室	200	310	視聴覚室	210	320
料理実習室	略	630	料理実習室	略	640
和室	200	310	和室	210	320
作業室	200	310	作業室	210	320
備考 略			備考 略		

下関市教育委員会

議案第 19 号

下関市滝部活動拠点施設の設置等に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

平成31年 2月21日

下関市教育委員会

教育長 児玉 典彦

下関市滝部活動拠点施設の設置等に関する条例の一部を改正する
条例

下関市滝部活動拠点施設の設置等に関する条例(平成17年条例第116号)
の一部を次のように改正する。

別表中

「

520	840	9,000
100	150	
100	150	
100	150	
310	520	

を

」

「

530	850	9,160
100	150	
100	150	
100	150	
320	530	

に改める。

」

附 則

この条例は、平成３１年１０月１日から施行する。

提案理由

消費税率の引上げに伴い、太陽館の使用料に係る消費税及び地方消費税相当分を改定するため。

新 旧 対 照 表

旧

別表（第 8 条関係）

(単位：円)

区分 室名 (収容人員)	使用料		特別使用料
	午前 9 時から 午後 5 時まで (1 時間につき)	午後 5 時から 午後 10 時まで (1 時間につき)	
講義室 (120)	520	840	9,000
会議室1 (20)	100	150	
会議室2 (20)	100	150	
和室 (24)	100	150	
調理室 (20)	310	520	

備考 略

新

別表（第 8 条関係）

(単位：円)

区分 室名 (収容人員)	使用料		特別使用料
	午前 9 時から 午後 5 時まで (1 時間につき)	午後 5 時から 午後 10 時まで (1 時間につき)	
講義室 (120)	530	850	9,160
会議室1 (20)	100	150	
会議室2 (20)	100	150	
和室 (24)	100	150	
調理室 (20)	320	530	

備考 略

下関市教育委員会
議案第 20 号

下関市角島開発総合センターの設置等に関する条例の一部を改正
する条例

上記の議案を提出する。

平成31年 2月21日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

下関市角島開発総合センターの設置等に関する条例の一部を改正
する条例

下関市角島開発総合センターの設置等に関する条例(平成17年条例第117号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「午後5時」を「午後10時」に改める。

別表中

「

520	840	9,000
100	150	
100	150	
310	520	
100	150	
200	310	

を

」

「

5 3 0	8 5 0	9, 1 6 0
1 0 0	1 5 0	
1 0 0	1 5 0	
3 2 0	5 3 0	
1 0 0	1 5 0	
2 1 0	3 2 0	

に改める。

」

附 則

この条例中第 3 条第 2 項の改正規定は平成 3 1 年 4 月 1 日から、別表の改正規定は平成 3 1 年 1 0 月 1 日から施行する。

提案理由

下関市角島開発総合センターの開館時間を変更し、並びに消費税率の引上げに伴い、使用料に係る消費税及び地方消費税相当分を改定するため。

新 旧 対 照 表

旧				新																																																					
(休館日及び開館時間)				(休館日及び開館時間)																																																					
第3条 略				第3条 略																																																					
2 総合センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。				2 総合センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。																																																					
3 略				3 略																																																					
別表（第8条関係）				別表（第8条関係）																																																					
(単位：円)				(単位：円)																																																					
<table><tr><th rowspan="2">区分 室名 (収容人員)</th><th colspan="2">使用料</th><th rowspan="2">特別使用料</th></tr><tr><th>午前9時から 午後5時まで (1時間につき)</th><th>午後5時から 午後10時まで (1時間につき)</th></tr><tr><td>集会室(138)</td><td>520</td><td>840</td><td rowspan="6">9,000</td></tr><tr><td>相談室(8)</td><td>100</td><td>150</td></tr><tr><td>相談室(8)</td><td>100</td><td>150</td></tr><tr><td>調理実習室(24)</td><td>310</td><td>520</td></tr><tr><td>医務室(8)</td><td>100</td><td>150</td></tr><tr><td>研修室(33)</td><td>200</td><td>310</td></tr></table>				区分 室名 (収容人員)	使用料		特別使用料	午前9時から 午後5時まで (1時間につき)	午後5時から 午後10時まで (1時間につき)	集会室(138)	520	840	9,000	相談室(8)	100	150	相談室(8)	100	150	調理実習室(24)	310	520	医務室(8)	100	150	研修室(33)	200	310	<table><tr><th rowspan="2">区分 室名 (収容人員)</th><th colspan="2">使用料</th><th rowspan="2">特別使用料</th></tr><tr><th>午前9時から 午後5時まで (1時間につき)</th><th>午後5時から 午後10時まで (1時間につき)</th></tr><tr><td>集会室(138)</td><td>530</td><td>850</td><td rowspan="6">9,160</td></tr><tr><td>相談室(8)</td><td>100</td><td>150</td></tr><tr><td>相談室(8)</td><td>100</td><td>150</td></tr><tr><td>調理実習室(24)</td><td>320</td><td>530</td></tr><tr><td>医務室(8)</td><td>100</td><td>150</td></tr><tr><td>研修室(33)</td><td>210</td><td>320</td></tr></table>				区分 室名 (収容人員)	使用料		特別使用料	午前9時から 午後5時まで (1時間につき)	午後5時から 午後10時まで (1時間につき)	集会室(138)	530	850	9,160	相談室(8)	100	150	相談室(8)	100	150	調理実習室(24)	320	530	医務室(8)	100	150	研修室(33)	210	320
区分 室名 (収容人員)	使用料		特別使用料																																																						
	午前9時から 午後5時まで (1時間につき)	午後5時から 午後10時まで (1時間につき)																																																							
集会室(138)	520	840	9,000																																																						
相談室(8)	100	150																																																							
相談室(8)	100	150																																																							
調理実習室(24)	310	520																																																							
医務室(8)	100	150																																																							
研修室(33)	200	310																																																							
区分 室名 (収容人員)	使用料		特別使用料																																																						
	午前9時から 午後5時まで (1時間につき)	午後5時から 午後10時まで (1時間につき)																																																							
集会室(138)	530	850	9,160																																																						
相談室(8)	100	150																																																							
相談室(8)	100	150																																																							
調理実習室(24)	320	530																																																							
医務室(8)	100	150																																																							
研修室(33)	210	320																																																							
備考 略				備考 略																																																					

下関市教育委員会
議案第 21 号

工事請負契約締結について
上記の議案を提出する。

平成31年2月21日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

工事請負契約締結について
下関市立小学校空調設備設置工事（その1）ほか2件につ
き、別紙のとおり請負契約を締結する。

提案理由

下関市立小学校空調設備設置工事（その1）ほか2件の
請負契約を締結するにあたり、平成31年第1回市議会定
例会へ議案として提出するため。

工事請負契約締結について

下関市立小学校空調設備設置工事（その 1）につき、次のとおり請負契約を締結する。

1 契約の相手方

工事請負人 下関市武久町一丁目 13 番 17 号
三晃空調・新ホーム・エビス商会下関
市立小学校空調設備設置工事（その
1）共同企業体

代表者 株式会社三晃空調山口営業所
所長 高橋 正春

構成員 下関市本町三丁目 1 番 1 号
株式会社新ホーム
代表取締役社長 三喜田 修一

構成員 下関市田中町 17 番 12 号
株式会社エビス商会
代表取締役 胡 英邦

2 工 事 名 下関市立小学校空調設備設置工事（そ
の 1）

3 請 負 代 金 額 381,240,000 円

4 工 事 場 所 下関市山の田中央町 13 番 1 号ほか

下関市立小学校空調設備設置工事（その1）

工事概要

工事場所：下関市山の田中央町13番1号ほか

工 期：着手 市議会議決後5日以内
完成 平成31年8月30日

工事内容：下関市立山の田小学校ほか13校の普通
教室、特別支援教室及び通級教室に空調
設備を設置するもの

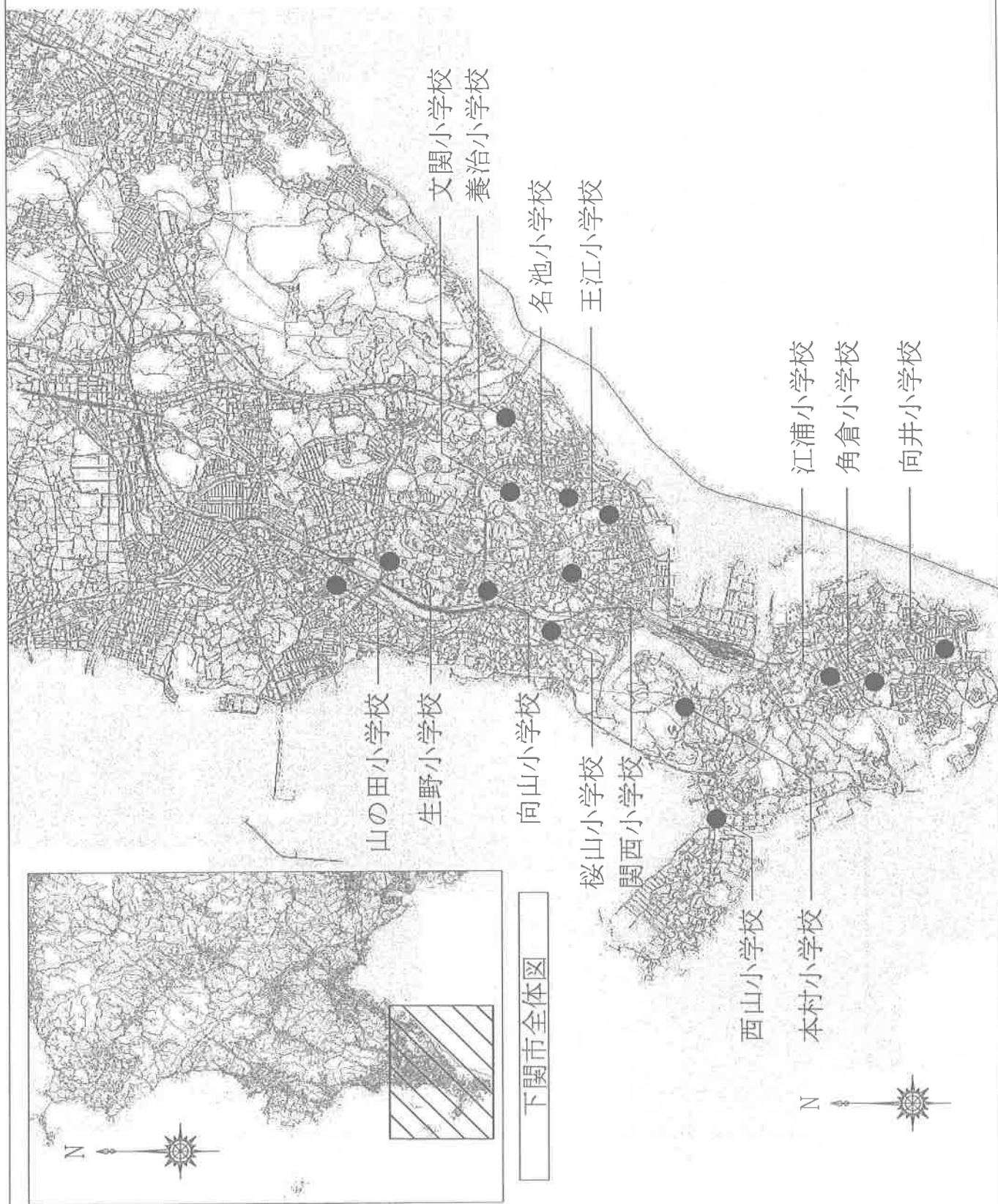
設備概要：空調機器設備 空調配管設備 ガス設備
電気設備

機器概要：ガスエンジンヒートポンプ式エアコン
(ガス式)
パッケージ形エアコン (電気式)

工事対象校一覧表

校数	室数	対象 室数	方式	学 校 名	位 置
14	196	24	ガス	山の田小学校	下関市山の田中央町13番1号
		22	ガス	文関小学校	下関市上田中町一丁目14番1号
		20	ガス	名池小学校	下関市名池町10番1号
		16	ガス	生野小学校	下関市幡生本町7番14号
		15	ガス	向山小学校	下関市向山町14番1号
		11	ガス	桜山小学校	下関市上新地町二丁目5番10号
		8	ガス	養治小学校	下関市本町二丁目6番1号
		8	電気	王江小学校	下関市入江町9番1号
		8	ガス	関西小学校	下関市関西町12番1号
		21	ガス	江浦小学校	下関市彦島江の浦町三丁目4番1号
		13	ガス	向井小学校	下関市彦島向井町二丁目20番1号
		12	ガス	角倉小学校	下関市彦島角倉町三丁目5番5号
		10	ガス	西山小学校	下関市彦島迫町五丁目13番21号
		8	ガス	本村小学校	下関市彦島本村町三丁目16番1号

※位置図は別紙のとおり



工事請負契約締結について

下関市立小学校空調設備設置工事（その 2）につき、次のとおり請負契約を締結する。

1 契約の相手方

工事請負人 下関市秋根本町一丁目 1 番 8 号
中電工・ダイワ技研・和田電機下関市
立小学校空調設備設置工事（その 2）
共同企業体

代表者 株式会社中電工下関営業所
所長 網本 有二

構成員 下関市彦島福浦町三丁目 4 番 2 1 号
株式会社ダイワ技研
代表取締役社長 山口 喜寿

構成員 下関市彦島福浦町二丁目 2 0 番 1 1 号
和田電機株式会社
代表取締役社長 橋本 憲治

2 工 事 名 下関市立小学校空調設備設置工事（その 2）

3 請 負 代 金 額 4 7 2 , 0 6 8 , 0 0 0 円

4 工 事 場 所 下関市伊倉本町 1 9 番 1 号ほか

下関市立小学校空調設備設置工事（その2）

工事概要

工事場所：下関市伊倉本町19番1号ほか

工期：着手 市議会議決後5日以内
完成 平成31年8月30日

工事内容：下関市立川中小学校ほか15校の普通教室、特別支援教室及び通級教室に空調設備を設置するもの

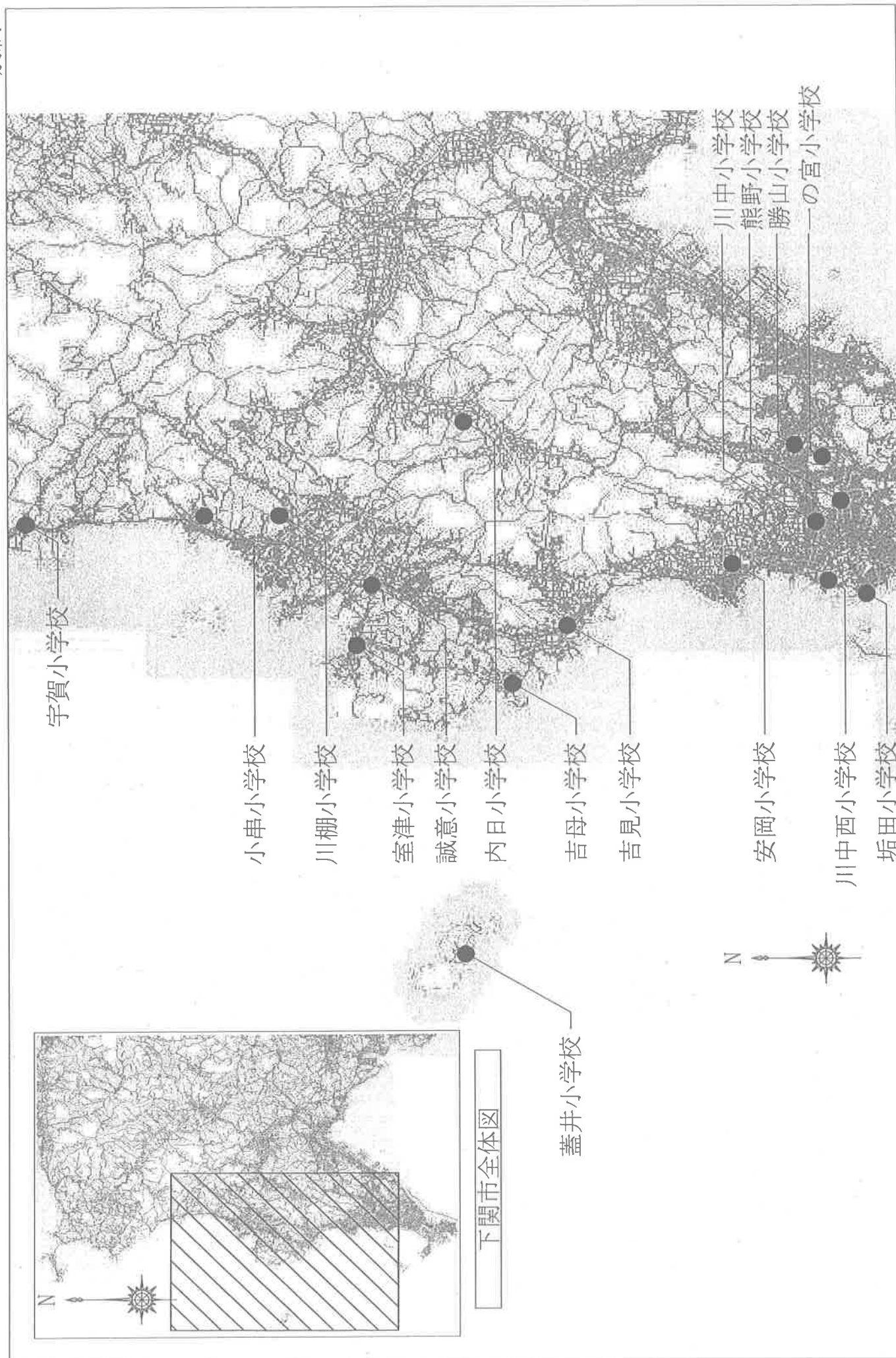
設備概要：空調機器設備 空調配管設備 ガス設備
電気設備

機器概要：ガスエンジンヒートポンプ式エアコン
(ガス式)
パッケージ形エアコン (電気式)

工事対象校一覧表

校数	室数	対象 室数	方式	学 校 名	位 置
16	243	29	ガス	川中小学校	下関市伊倉本町19番1号
		29	ガス	安岡小学校	下関市安岡町三丁目5番5号
		28	ガス	熊野小学校	下関市熊野西町10番1号
		27	ガス	勝山小学校	下関市秋根上町二丁目2番1号
		22	ガス	一の宮小学校	下関市一の宮住吉一丁目8番1号
		22	ガス	川中西小学校	下関市古屋町二丁目9番1号
		15	ガス	垢田小学校	下関市新垢田西町一丁目1番1号
		9	ガス	吉見小学校	下関市吉見里町一丁目8番1号
		3	ガス	吉母小学校	下関市大字吉母字塩谷287番地
		3	ガス	内日小学校	下関市大字内日下字坂本1031番地
		2	電気	蓋井小学校	下関市大字蓋井島字田町126番地2
		19	ガス	誠意小学校	下関市豊浦町大字黒井字才舩2200番地
		17	ガス	川棚小学校	下関市豊浦町大字川棚字後楽3650番地1
		7	ガス	小串小学校	下関市豊浦町大字小串字谷田ケ浴617番地
		6	ガス	室津小学校	下関市豊浦町大字室津下字新田152番地1
		5	ガス	宇賀小学校	下関市豊浦町大字宇賀字ふけ4961番地

※位置図は別紙のとおり



工事請負契約締結について

下関市立小学校空調設備設置工事（その3）につき、次のとおり請負契約を締結する。

1 契約の相手方

工事請負人 下関市本町三丁目1番1号
新ホーム・大上設備・重井住機下関市
立小学校空調設備設置工事（その3）
共同企業体

代表者 株式会社新ホーム
代表取締役社長 三喜田 修一

構成員 下関市本町一丁目1番24号
株式会社大上設備
代表取締役 網田 茂幸

構成員 下関市一の宮本町二丁目3番20号
有限会社重井住機
代表取締役 重井 修二

2 工 事 名 下関市立小学校空調設備設置工事（その3）

3 請 負 代 金 額 431,676,000円

4 工 事 場 所 下関市長府亀の甲二丁目2番1号ほか

下関市立小学校空調設備設置工事（その3）

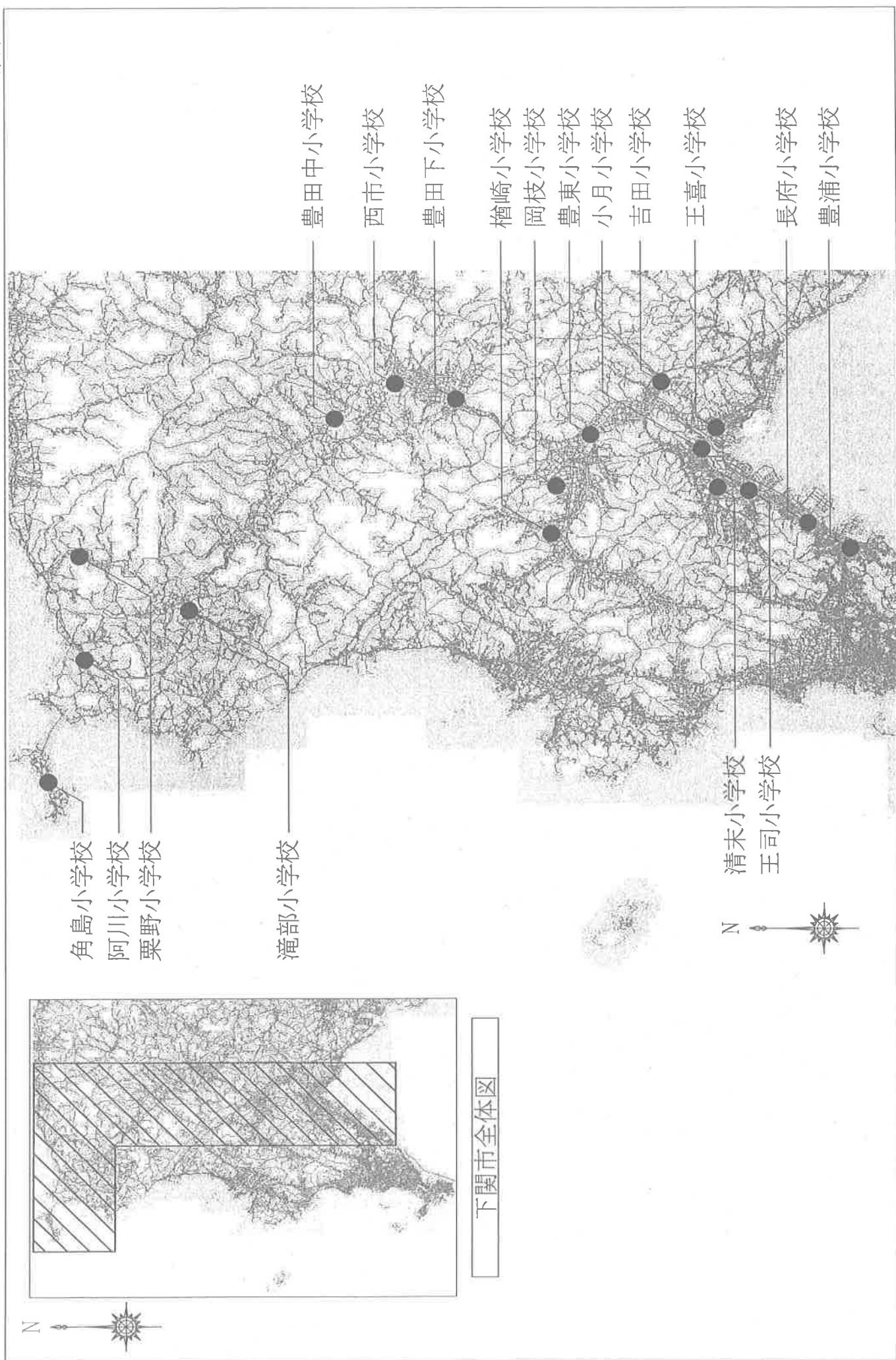
工事概要

工事場所：	下関市長府亀の甲二丁目2番1号ほか
工 期：	着手 市議会議決後5日以内 完成 平成31年8月30日
工事内容：	下関市立豊浦小学校ほか16校の普通教室、特別支援教室及び通級教室に空調設備を設置するもの
設備概要：	空調機器設備 空調配管設備 ガス設備 電気設備
機器概要：	ガスエンジンヒートポンプ式エアコン (ガス式) パッケージ形エアコン (電気式)

工事対象校一覧表

校数	室数	対象 室数	方式	学 校 名	住 所
17	206	42	ガス	豊浦小学校	下関市長府亀の甲二丁目2番1号
		22	ガス	長府小学校	下関市長府松小田北町14番1号
		21	ガス	清末小学校	下関市清末西町一丁目6番1号
		21	ガス	王司小学校	下関市王司神田六丁目9番1号
		18	ガス	小月小学校	下関市小月西の台6番1号
		10	ガス	王喜小学校	下関市王喜本町二丁目12番30号
		6	ガス	吉田小学校	下関市大字吉田字高田1044番地2
		11	ガス	豊東小学校	下関市菊川町大字上大野字上ノ原20番地1
		9	ガス	岡枝小学校	下関市菊川町大字吉賀字金蔵寺2494番地
		7	ガス	檜崎小学校	下関市菊川町大字檜崎字殿屋敷215番地
		8	ガス	豊田下小学校	下関市豊田町大字手洗字貴布祢303番地
		8	ガス	西市小学校	下関市豊田町大字矢田字今熊132番地
		3	ガス	豊田中小学校	下関市豊田町大字浮石字鳴ヶ谷685番地2
		7	ガス	滝部小学校	下関市豊北町大字滝部字常安1200番地
4	3	6	ガス	阿川小学校	下関市豊北町大字阿川字下宅野3755番地1
		4	電気	角島小学校	下関市豊北町大字角島字正ノ田1768番地
		3	ガス	栗野小学校	下関市豊北町大字栗野字妙見3349番地

※位置図は別紙のとおり



文化施設観覧料の高齢者減免基準の見直しについて

1 趣旨

文化施設において、高齢者の観覧料の減免基準を統一的に見直し、各施設の一般財源の縮小を図るもの。

2 対象施設・観覧料一覧

対 象 施 設 名	観 覧 料		
	常設展示	企画展示	特別展示
考古博物館	—	—	2,000円以内
美術館	200円(210円)	—	2,000円以内
歴史博物館	200円(210円)	100円(210円)	2,000円以内
東行記念館	300円	—	1,000円以内
土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム	200円	—	1,000円以内
豊北歴史民俗資料館	—	—	1,000円以内
烏山民俗資料館	—	—	1,000円以内
豊田ホテルの里ミュージアム	200円	—	—

※()内は、平成31年10月1日以降の観覧料(予定)

※ 常設展示：収蔵資料の平常展示
企画展示：収蔵資料及び近隣に所在する資料の臨時的展示
特別展示：遠隔地に所在する資料の特別的展示

3 改正内容

高齢者の観覧料減免基準 100%(無料)⇒ 50%

【現行】

	65歳以上		70歳以上	
	(居住区分)		(居住区分)	
常設展示	市内・北九州市内	100%減免(無料)	全域	100%減免(無料)
	市外(北九州市内を除く)	(減免なし)		
企画展示 特別展示	全域	(減免なし)	全域	100%減免(無料)

【改正後】

	65歳以上		70歳以上	
	(居住区分)		(居住区分)	
常設展示	市内・北九州市内	50%減免	市内・北九州市内	50%減免
	市外(北九州市内を除く)	(減免なし)	市外(北九州市内を除く)	(減免なし)
企画展示 特別展示	市内	50%減免	市内	50%減免
	市外	(減免なし)	市外	(減免なし)

4 施行期日

平成31年10月1日

※平成31年3月末までに関係規則の整備を行い、約半年間の周知期間を経て施行

下関市立学校適正規模・適正配置事業の進捗状況について
(下関市立角島小学校・下関市立阿川小学校・下関市立栗野小学校・下関市立滝部小学校)

下関市立角島小学校、下関市立阿川小学校、下関市立栗野小学校及び下関市立滝部小学校の学校統合について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 学校統合の概要 (予定)

- ① 統 合 時 期 2020年4月1日
- ② 統合後の校名、校歌、校章 統合校開校準備協議会において協議
- ③ 統合後の学校位置 下関市豊北町大字滝部字常安 1200
(現在の滝部小学校の位置)

2. 各校の児童数及び学級数

(平成 30 年 5 月 1 日現在)

	児童数								学級数									
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特支	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特支	合計		
神玉小学校	2	4	4	10	2	8	1	31	複	複	複	複	複	複	1	4		
角島小学校	3	5	3	6	4	5	0	26	複	複	複	複	複	複	0	3		
神田小学校	2	1	6	1	4	2	0	16	複	複	複	複	複	複	0	3		
阿川小学校	5	5	4	6	6	3	3	32	1	1	複	複	複	複	2	6		
栗野小学校	1	3	1	2	1	0	0	8	複	複	複	複	1	0	0	3		
滝部小学校	11	19	15	18	22	15	2	102	1	1	1	1	1	1	1	7		
合計	24	37	33	43	39	33	6	215										

3. これまでの主な経緯

- 平成 29 年 1 月 学校統合に関する意見交換会 (保護者) 角島小
- 5 月 学校統合に関する意見交換会 (保護者) 栗野小
- 6 月 学校統合に関する意見交換会 (保護者) 阿川小
- 9 月 学校統合に関する意見交換会 (地域住民) 角島小
- 平成 30 年 5 月 学校統合に関する意見交換会 (地域住民) 阿川小・栗野小
学校統合について地元協議 角島小
- 6 月 2020 年 4 月に現在の下関市立滝部小学校の位置に豊北地区
全ての小学校統合を目標とすることを確認 角島小
- 8 月 学校統合検討協議会設置 栗野小
- 9 月 学校統合協議会設置 阿川小
2020 年 4 月に現在の下関市立滝部小学校の位置に豊北地区
全ての小学校統合を目標とすることを確認 阿川小・栗野小
- 10 月 滝部小学校運営協議会へ学校統合について報告
- 11 月 学校統合に関する要望書を市長及び教育長へ提出
角島小・阿川小・栗野小
- 12 月 四校 (角島小・阿川小・栗野小・滝部小) 代表者会合開催
「下関市豊北地区統合小学校開校準備協議会」設置